

立川市緑の基本計画

—緑と人がつながり、ともに生きるまち 立川—



令和2（2020）年
立 川 市

目 次

第1章 計画の基本的事項.....	1
第1節 緑の基本計画とは	1
第2節 緑の役割	1
第3節 計画改定の背景	2
第4節 計画の位置づけ	4
第5節 対象区域	4
第6節 計画期間	4
第7節 計画が対象とする緑	5
第2章 本市の緑の現況と課題.....	6
第1節 市の概況	6
第2節 緑の現況	9
第3節 これまでの施策の取組状況	27
第4節 緑に対する市民の意識	31
第5節 課題のまとめ	36
第3章 計画の将来像と目標.....	39
第1節 緑の将来像	39
第2節 基本方針	40
第3節 計画の目標	41
第4節 緑の配置方針	42
第4章 緑地の保全及び緑化の推進のための施策.....	44
第1節 施策体系	44
第2節 施策の内容	46
第3節 重点的な取組	53
第5章 地域別の方針.....	58
第1節 地域区分	58
第2節 各地域の方針	59
第6章 緑化重点地区の計画.....	68
第1節 緑化重点地区の指定	68
第2節 各緑化重点地区の方針	69
第7章 推進体制及び進行管理.....	74
第1節 推進体制	74
第2節 進行管理	75

資 料 編.....	77
1 立川市緑化推進条例	78
2 立川市緑化推進協議会開催経緯	81
3 用語解説	83

本文中の※印は、「資料編 3 用語解説」に説明を掲載した語句の初出箇所を示しています。

第1章 計画の基本的事項

第1節 緑の基本計画とは

緑の基本計画とは、都市緑地法第4条第1項に基づく「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」のことです。中長期的な視点から、都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置を定めるものであり、緑地の保全、公共施設や民有地の緑化、公園の整備・管理など、市内の緑全般を対象として、市民の身近にある水や緑、生きものと調和したまちづくりを進めていくための基本となる計画です。

第2節 緑の役割

都市の中で、緑は多様な機能を担っています。

環境保全

二酸化炭素の吸収、大気の浄化、ヒートアイランド現象の緩和、生きものの生息・生育空間としての機能

安全・安心の確保 (防災・減災)

大震災時の避難地や延焼遮断帯の形成、雨水の浸透・貯留や遊水地としての洪水調節による水害の抑制

健康・福祉の向上

子どもや子育て世代が安心して遊べる空間、健康増進に資する運動の場、自立した生きがいの感じられる生活につながる学習や社会貢献活動の場の提供

地域コミュニティの 醸成

祭りなどの行事、地域による公園管理や樹林地管理活動などを通じた交流による市民の地域への愛着の醸成や地域コミュニティの醸成

経済・活力の向上

観光地や撮影地としての魅力増進、住宅・宅地の資産価値の向上などを通じた地域経済・活力の維持

図 緑が担う多様な機能

参考文献：国土技術政策総合研究所資料第914号「これからの社会を支える都市緑地計画の展望 人口減少や都市の縮退等に対応した緑の基本計画の方法論に関する研究報告書」（平成28年6月）

第3節 計画改定の背景

1 本市におけるこれまでの取組

本市は、狭山丘陵と多摩丘陵に挟まれた中央に位置し、市の南を流れる多摩川をはじめ、残堀川、根川などの水辺、立川崖線に沿って連なる斜面林、五日市街道のケヤキ並木と玉川上水、その周辺の農地、屋敷林※がつくりだす武蔵野の郷土景観、市の中央部西側に広がる国営昭和記念公園など、長い歴史の中で継承されてきた緑豊かな環境が残されています。

このように豊富な水と緑の資源を有する本市では、「立川市オープンスペース※基本計画」（昭和48（1973）年3月）、「立川市みどりの基本計画」（平成2（1990）年3月）など、緑の基本計画が法制化される以前から緑の保全と緑化の推進に関する計画を策定し、市内の貴重な自然環境や人々が育んできた郷土景観を守り、伝えるとともに、新たな緑を創出する取組を市民とともに進めてきました。

平成11（1999）年3月に策定した「立川市緑の基本計画」（以下「前計画」という。）では、令和2（2020）年を目標年次とし、3つの視点「『人』をつなぐ：市民と地域を結ぶ」、「『時』をつなぐ：歴史性と立川らしさのある緑の継承」、「『緑』をつなぐ：水と緑がつくる構造の強化」のもとに6つの基本方針を設定しました。前計画では、立川崖線の緑や玉川上水の連続した緑の保全、保存樹木や保護樹林地の指定による五日市街道のケヤキ並木や屋敷林の保全、立川公園・砂川公園・泉町西公園などの公園整備、都市軸（サンサンロード）など道路緑化をはじめ、さまざまな施策を進めてきました。また、「緑化推進協力員会」、「公園等清掃美化協力員会」、「緑地、樹林地等保全ボランティア団体支援制度」など市民協働による緑の保全・創出、民間の開発事業に合わせた開発提供公園※の整備などを通じた民間事業者と協力した緑の創出など、市民、事業者とともに市内の緑を育んできました。

2 国や東京都の動き

前計画の策定以降、本市の緑を取り巻く情勢は、大きく変化しており、特に国の公園緑地政策に複数の大きな展開が見られました。

（1）新たなステージに移行する緑とオープンスペース施策

平成28（2016）年5月に国土交通省が公表した「『新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会』最終報告書」において、「都市政策全体が転換点を迎えている中、緑とオープンスペース政策は、このような社会状況の変化を好機と捉え、より一層住みやすく、持続可能な都市への再構築を全国各地で進めるため、新たなステージへ移行していくべきである。」との方向性が打ち出され、ストック効果の向上※、民との連携の加速、都市公園等の一層柔軟な活用等の方針が示されました。この流れを受け、平成29（2017）年6月に都市緑地法等の一部を改正する法律（平成29年法律第26号）が施行され、Park-PFI制度、公園の活性化に関する協議会の設置、市民緑地認定制度※をはじめ、新たな制度が導入されました。

（2）都市農地の位置づけの変化

平成27（2015）年の都市農業振興基本法制定、その翌年の都市農業振興基本計画の閣議決定

により、それまで「宅地化すべきもの」とされてきた都市農地の位置づけが、都市に「あるべきもの」へ大きく転換され、計画的に農地を保全することとなりました。これを受け、都市緑地法が改正され、緑の基本計画の対象とする緑地に「農地」を含むことが明記されました。

（３）持続可能な社会の実現及び環境保全の観点からも重要性を増す都市における緑の確保

生物多様性※基本法（平成 20（2008）年）、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 24（2012）年）の制定などを背景に、生物多様性、地球温暖化対策、ヒートアイランド対策として、都市において緑を確保していくことの重要性が改めて認識されています。さらに、令和元（2019）年 7 月に国土交通省が「グリーンインフラ※推進戦略」を公表し、緑が持つ都市環境保全機能や防災機能などの多様な機能は、「グリーンインフラ」形成の観点からも重要性が増しています。

加えて、平成 27（2015）年に国連において採択された「持続可能な開発目標（SDGs）※」の達成のために、緑地の保全や緑化の推進、市民との協働などの取組を通じて貢献していくことも必要とされています。

（４）東京都及び市区町村共同の取組

東京都においては、緑の持つ多様な機能を発揮させるとともに、緑の質の向上を図るため、東京都・特別区・市町村合同で策定した「緑確保の総合的な方針※」、「都市計画公園・緑地の整備方針※」により、東京都などと協力して緑の減少の大きな要因である樹林地と農地の減少傾向の緩和、計画的な公園整備を進めています。

本市においても、これらの国や東京都の動きを反映するとともに、新型コロナウイルス感染症拡大を背景とした社会やまちづくりの変化を的確に捉え、都市における緑の確保に向けた取組をさらに前進させていくことが求められます。

3 計画改定の趣旨

このたび令和 2（2020）年に前計画の目標年次を迎えることから、この間の社会経済情勢や地域の環境の変化、市の緑の実態及びこれまでの取組の検証結果などを踏まえつつ、立川市都市計画マスタープランに今後の方向性として示した快適で質の高い生活環境の創出や都市の魅力の向上、環境負荷の低減に向けた水と緑のネットワーク形成の実現に向け、事業者、市が協力して緑を守り育てていくため、計画を改定するものです。

改定にあたっては、特に次の点を考慮するものです。

- ① 本市の緑の実態、市のこれまでの取組の検証結果等をもとに課題を整理し、目標、施策を見直します。
- ② 市民アンケート、パブリックコメント等を通じて聴取した市民の意見を反映し、市民とともに緑を育み、増やす取組の充実を図ります。
- ③ 市の上位計画・関連計画（立川市第 4 次長期総合計画、立川市都市計画マスタープラン、立川市第 2 次環境基本計画等）、東京都の関連計画との整合、連携を図ります。
- ④ 都市緑地法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 26 号）をはじめ、最新の法令に基づく制度の活用を検討します。
- ⑤ 上位計画である「立川市第 4 次長期総合計画」及び「立川市都市計画マスタープラン」の目標年度である令和 6（2024）年度までを計画期間として計画を策定します。

第4節 計画の位置づけ

本計画は、「立川市第4次長期総合計画」、「立川市都市計画マスタープラン」を上位計画とし、「立川市環境基本計画」、「立川市景観計画」をはじめとする各分野の個別計画、東京都の関連計画とも整合を図りつつ、緑地の保全、緑化の推進、公園緑地の整備・管理運営、緑に関する市民協働などの取組を進めます。

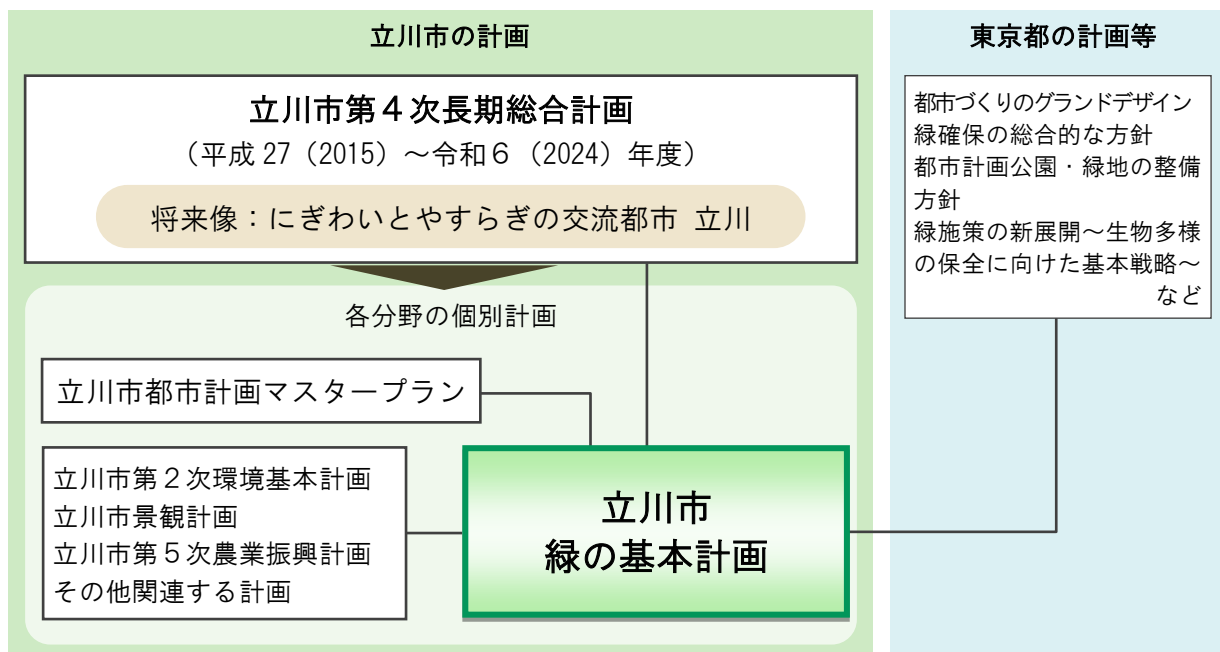


図 計画の位置づけ

第5節 対象区域

対象区域は立川市全域とします。

※国土地理院から平成27（2015）年3月に公表された「平成26年全国都道府県市区町村別面積調」において本市の面積は2,436haに修正されましたが、本計画は平成29（2017）年度末時点における都市計画区域面積2,438haを対象区域の面積とします。

表 対象区域面積

都市計画区域面積	2,438.0ha
市街化区域	2,083.1ha
市街化調整区域	354.9ha

第6節 計画期間

計画期間は、令和2（2020）年度を初年度とし、中長期的な視点のもと、立川市の将来像を見据えつつ、「立川市第4次長期総合計画」及び「立川市都市計画マスタープラン」と整合を図るため、令和6（2024）年度を目標年次とする5年間の計画とします。

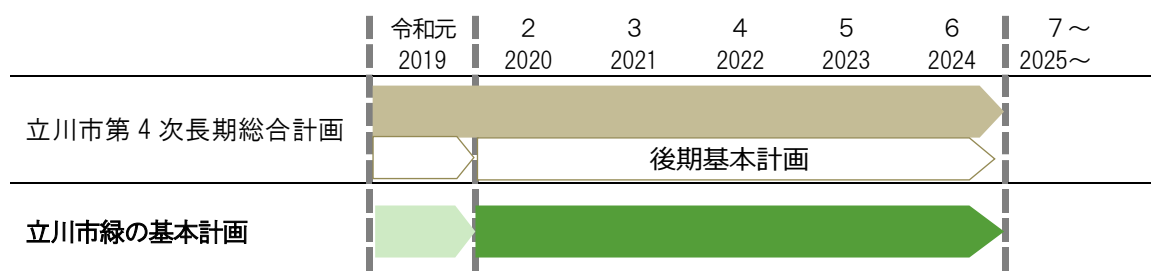


図 計画期間

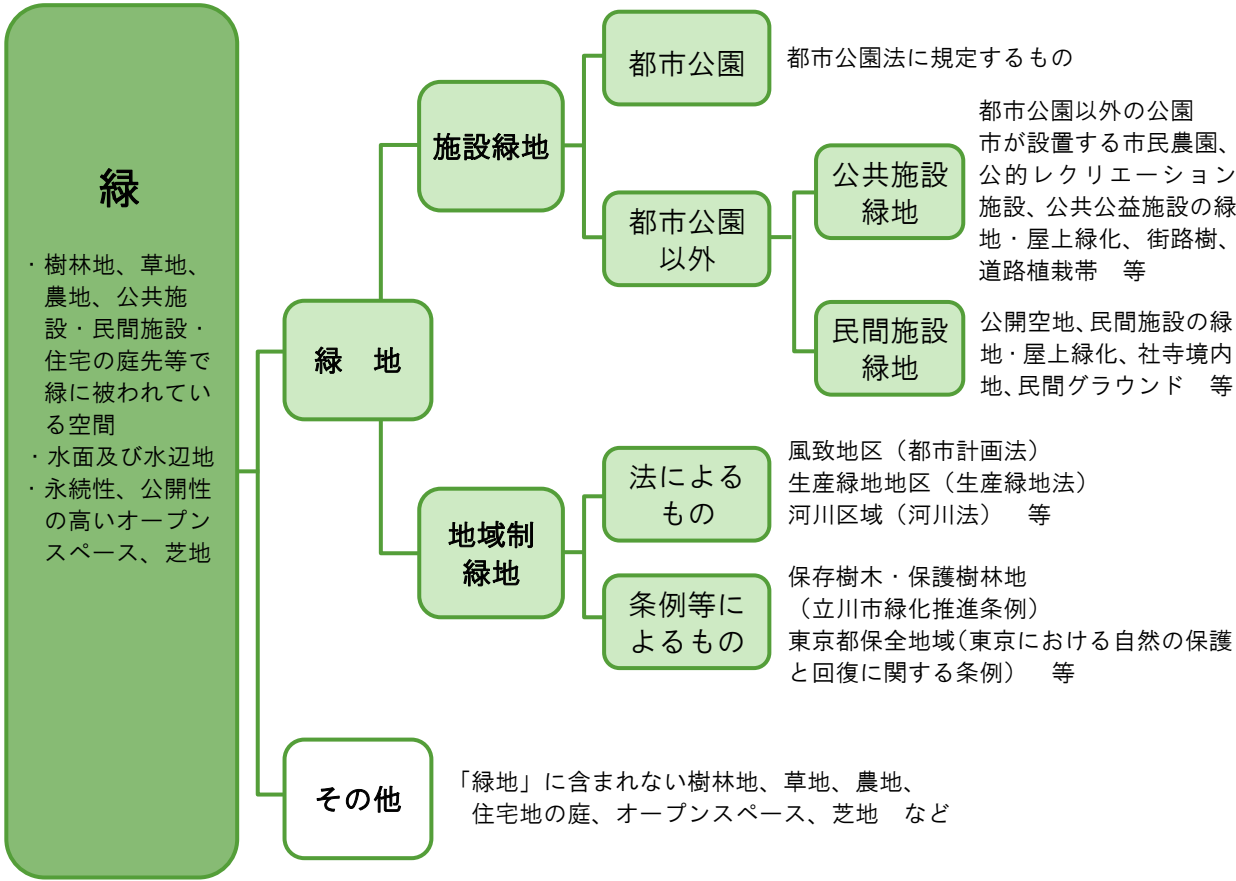
第7節 計画が対象とする緑

本計画では、都市緑地法第3条第1項の定義を踏まえつつ、広く次のものを「緑」として捉えます。

- ・樹林地（崖線上の斜面林、雑木林、社寺林、屋敷林等）、草地、農地及び公共施設・民間施設・住宅の庭先等で緑に被われている空間
- ・河川、用水・分水、湿地、湧水地等の水面及び水辺地
- ・緑に被われていないものの永続性、公開性の高いオープンスペース（公園、広場、グラウンド等のうち、緑に被われていない部分）や芝地

また、「緑」のうち、永続性や公開性の高い空間である都市公園等の施設緑地及び都市緑地法をはじめとする関係法令の指定に基づく地域制緑地を「緑地」と表します。

【本計画が対象とする「緑」及び「緑地」】



※都市緑地法第3条第1項による定義

樹林地、草地、水辺地、岩石地若しくはその状況がこれらに類する土地（農地であるものを含む。）が、単独で若しくは一体となって、又はこれらに隣接している土地が、これらと一体となって、良好な自然的環境を形成しているもの

（補足）従来、都市緑地法における「緑地」の定義に、農地は原則として含まれないとされてきましたが、平成29（2017）年6月に施行された都市緑地法等の一部を改正する法律（平成29年法律第26号）により、「農地であるものを含む」ことが明記され、生産緑地地区に定められた農地、市民農園、緑地保全地域及び特別緑地保全地区に含まれる農地のほか、良好な都市環境の形成に係る農地が都市における緑地保全施策の対象に位置付けられました。

第2章 本市の緑の現況と課題

第1節 市の概況

1 市の位置・地勢

本市は、東京都のほぼ中央、西よりに位置し、市域面積は24.36km²※です。市域の南側には多摩川、北側には武蔵野台地開墾の源となった玉川上水が流れ、多摩川の段丘崖に緑の多い傾斜地をみるほかは、地形は概ね平坦です。

本市は、国から首都圏の「業務核都市」に位置づけられ、J R立川駅周辺を中心に商業・業務機能等の集積が図られるとともに、文化、研究、防災などの広域的な都市機能が整備され、拠点形成が進められています。

市域の北部は、五日市街道、玉川上水に沿って農地や武蔵野の雑木林などが広がり、緑豊かな地域を形成しています。

※都市計画区域面積は2,438ha（24.38km²）



※東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分1地形図を利用して作成したものである。
(承認番号) 30 都市基交著第162号

図 立川市の位置

2 人口の推移

令和2（2020）年1月1日現在の総人口は184,090人、世帯数は92,288世帯です。

人口は、前計画が基準としている平成10（1998）年4月1日現在の値から、約16%増加しています。

最新の将来人口推計では、本市の人口は令和7（2025）年にピークを迎え、その後減少する見通しです。また、高齢者人口が増加傾向にあり、将来においても少子化、高齢化社会が続くと推定されています。

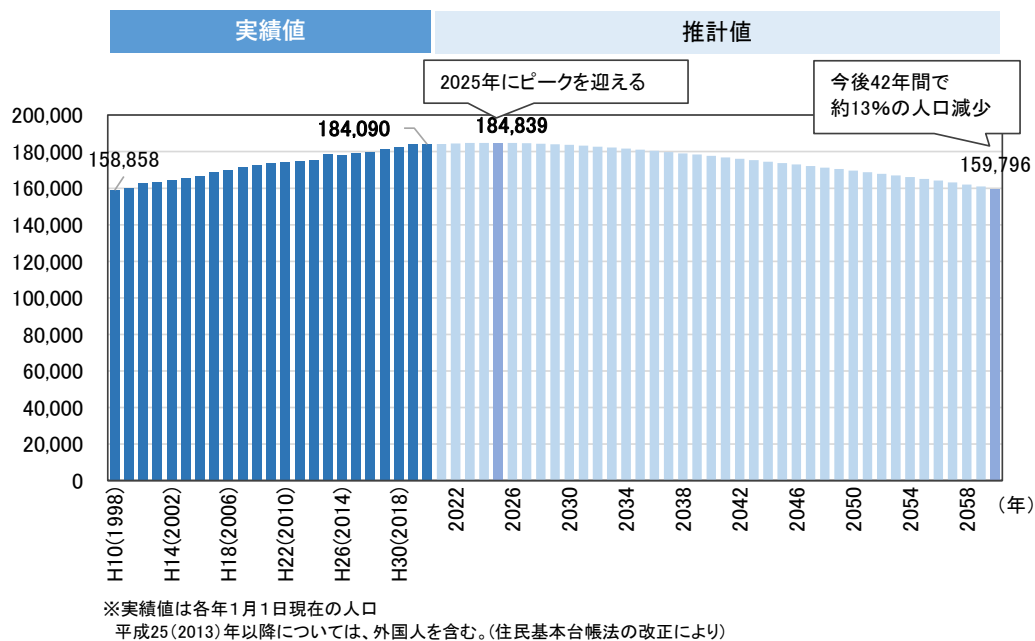


図 総人口の推移及び将来見通し

出典）立川市統計年報、立川市第4次長期総合計画後期基本計画策定のための将来人口推計調査結果（概要）（平成30年10月）

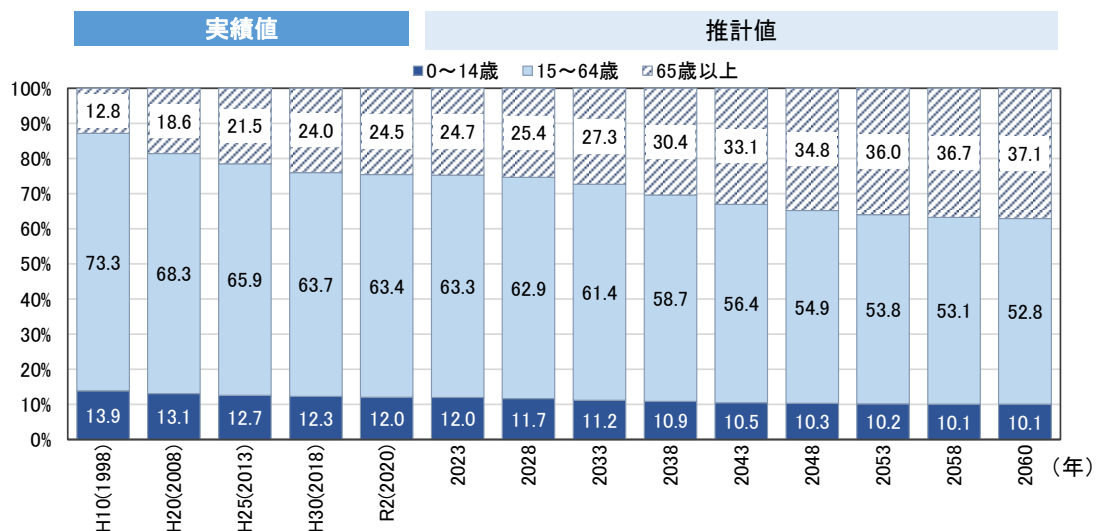


図 年齢3階層別人口の推移及び将来見通し

出典）立川市統計年報、立川市第4次長期総合計画後期基本計画策定のための将来人口推計調査結果（概要）（平成30年10月）

3 土地利用

本市の土地利用は、宅地が少しずつ増加しています。

前計画策定時の平成10（1998）年1月1日の値から、宅地が6.8ポイント増加した一方で、相続の発生や農業者の高齢化、後継者不足等を背景に田・畑が3.5ポイント減少しています。

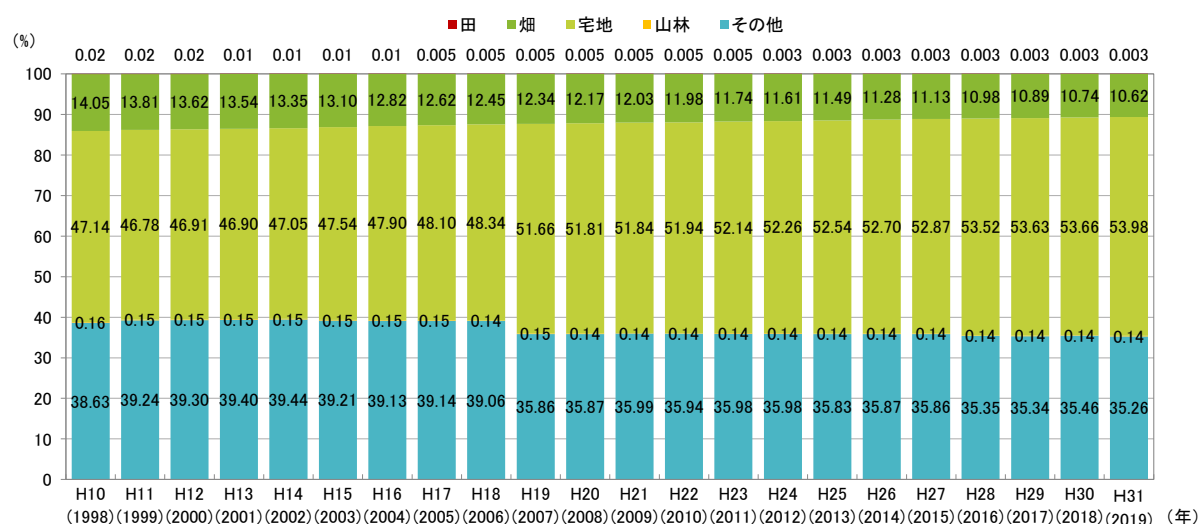


図 地目別土地面積構成比の推移

出典）立川市統計年報

第2節 緑の現況

1 地形と緑の特徴

本市の地形はほぼ平坦ながら、北側の台地から南に向かってなだらかに下り、台地と多摩川沿いの低地の境にある立川崖線を経て、多摩川沿いの平地に至ります。立川崖線沿いには斜面林が残り、連続した緑を形成するとともに、斜面の下には湧水があり、多様な生きものの生息空間となっています。また、崖線に沿って根川と矢川が流れています。

市の南部には、縄文時代や奈良時代、平安時代の遺跡が数多くあり、古くから人々の生活が営まれていました。

江戸時代に入ると、市の北部において新田開発により集落（砂川新田）が開かれ、玉川上水の開削を機に、集落は五日市街道に沿って東西に広がっていきました。五日市街道周辺には、現在でも短冊状の敷地割が特徴的な農地や、北風や砂埃を含む「赤っ風」から家屋を守る防風林の役割を果たしてきた農家の屋敷林が残されており、屋敷林の一部であるケヤキ並木、玉川上水などとともに、特徴的な郷土景観を形成しています。

明治時代の鉄道開通、大正時代の立川飛行場の開設などにより、多摩地域の中心都市としての発展がはじまりました。昭和52（1977）年の立川基地全面返還後、跡地周辺において都市基盤の整備が進みました。市の中央部の新市街地は、現在もなお、多摩地域における代表的な拠点の一つとして、商業や業務機能等の集積が図られており、近年、商業施設の整備等に伴って魅力的な緑の創出が進んでいます。

さらに、市の中央部西側には、広大な敷地を有する国営昭和記念公園があり、緑豊かな環境を形成しています。また、良質な植木の生産が行われているまちとして全国的に知られ、緑の豊かさに寄与しています。



昭和30年ごろの五日市街道の様子

出典）立川市HP

立川市の地形と主な緑

河川と水辺の緑



残堀川



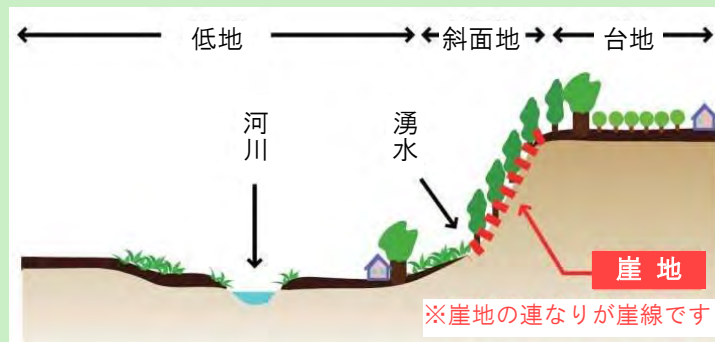
根川緑道



多摩川

出典) 立川市教育委員会HP

崖線の緑



立川崖線

公園・緑地



国営昭和記念公園

出典) 国営昭和記念公園HP

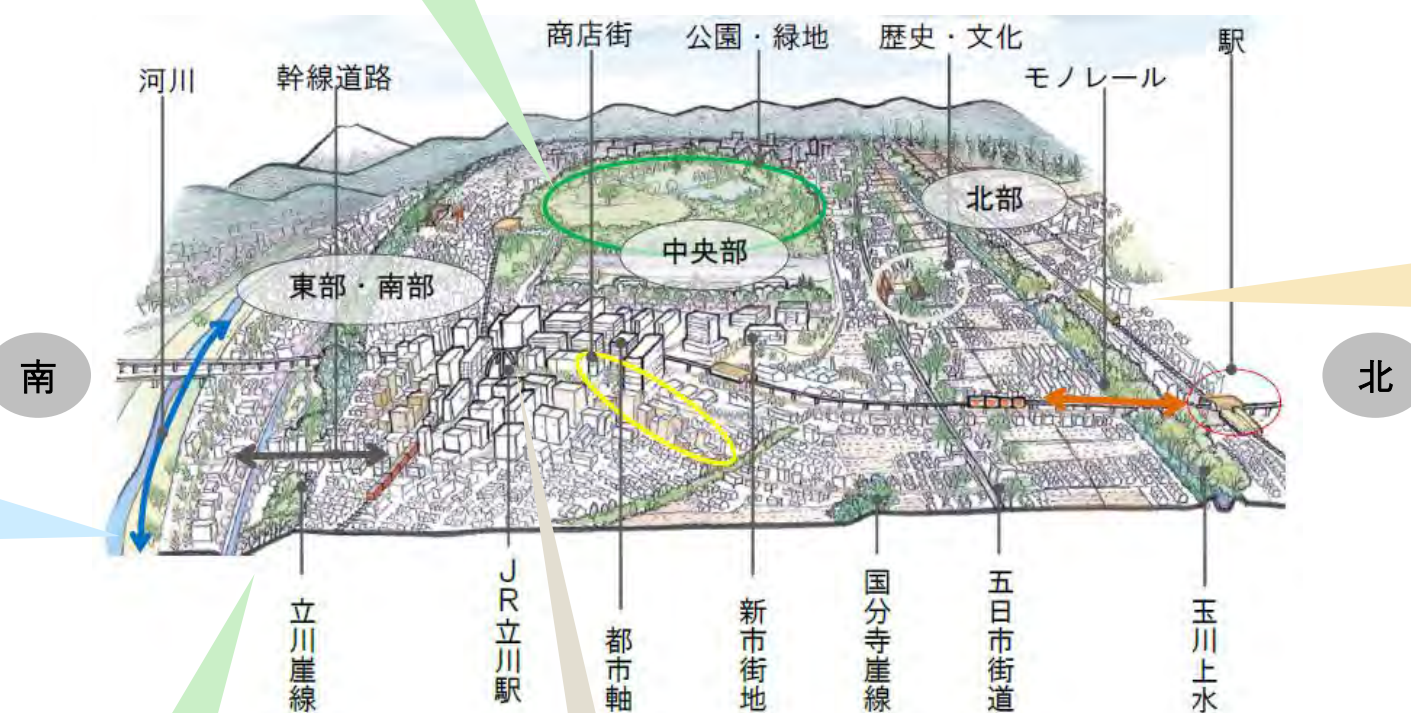
五日市街道周辺の歴史・文化を伝える緑



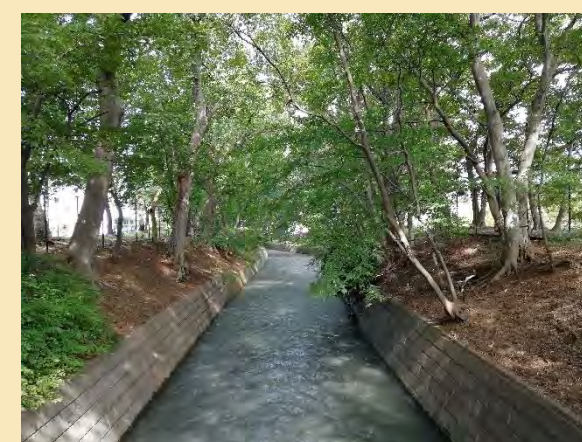
五日市街道周辺の農地、屋敷林



川越道緑地と古民家園



図の出典) 立川市景観計画



玉川上水



五日市街道

出典) 立川市教育委員会HP



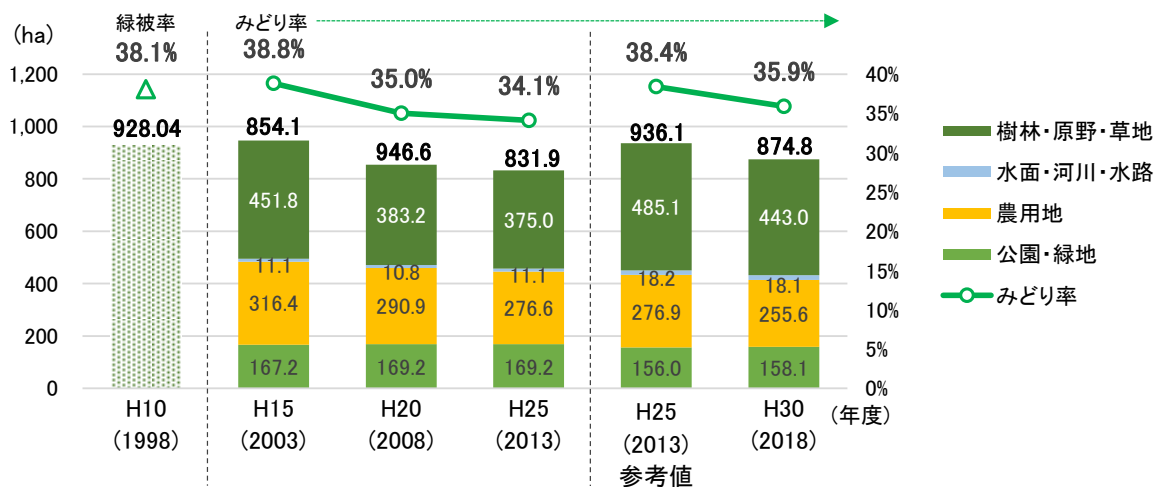
サンサンロード

2 緑の分布とみどり率の推移

本市では、南部に位置する立川崖線の斜面林、北部の玉川上水及び五日市街道周辺の農地や屋敷林、中央部西側の国営昭和記念公園等にまとまった緑が残されていますが、市域全体の緑は、過去20年間で減少しています。

平成30（2018）年度のみどり率※は35.9%です（緑被率※では30.7%）。

同じ精度で計測され、比較可能な直近の平成25（2013）年度から平成30（2018）年度にかけての推移をみると、総面積は61ha減少し、みどり率は2.5ポイント低下しました。公園・緑地が約2ha増えていますが、樹林・原野・草地在約42ha、農地が約21ha減少しており、市の北部を中心に、農地とその周辺の樹林のまとまった減少がみられます。



※農用地面積は、課税資料（各年1月1日）に基づき整理された面積で、緑被地（樹木被覆地、草地）と、緑被地以外の部分を含む。

図中の破線は、緑被地の抽出精度が同一の範囲を示す。

平成30（2018）年度の値は、従来に比べて高い精度で緑を抽出することができる近赤外線画像を活用して算出されている。

平成25（2013）年度参考値は、みどり率の推移を把握するために、平成25（2013）年の航空写真及び近赤外線画像を活用し、平成30（2018）年度と同じ手法・抽出精度で算出した値。

平成15（2003）年及び平成20（2008）年については、近赤外線画像がないため、平成30（2018）年度と同じ手法・抽出精度での算定は行われていない。

図 緑被地面積及び緑被率の推移

（東京都みどり率データを基に作成）

【参考】みどり率と緑被率について

本市では、これまで緑被率（緑が地表を覆う部分の面積が占める割合）を用いて緑の量を把握してきました。東京都では、「東京が新たに進めるみどりの取組」（令和元年5月 東京都）において、みどり率（緑が地表を覆う部分に公園区域・水面を加えた面積が、地域全体に占める割合）を指標に「東京の緑を、総量としてこれ以上減らさない」という目標を掲げています。このため、本市においても、みどり率を用いて緑の量の推移を把握していきます。

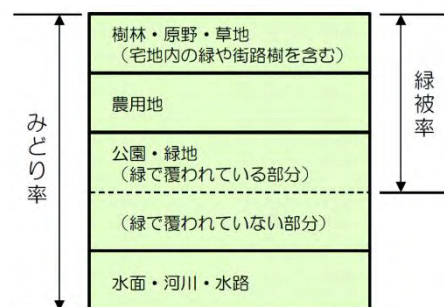
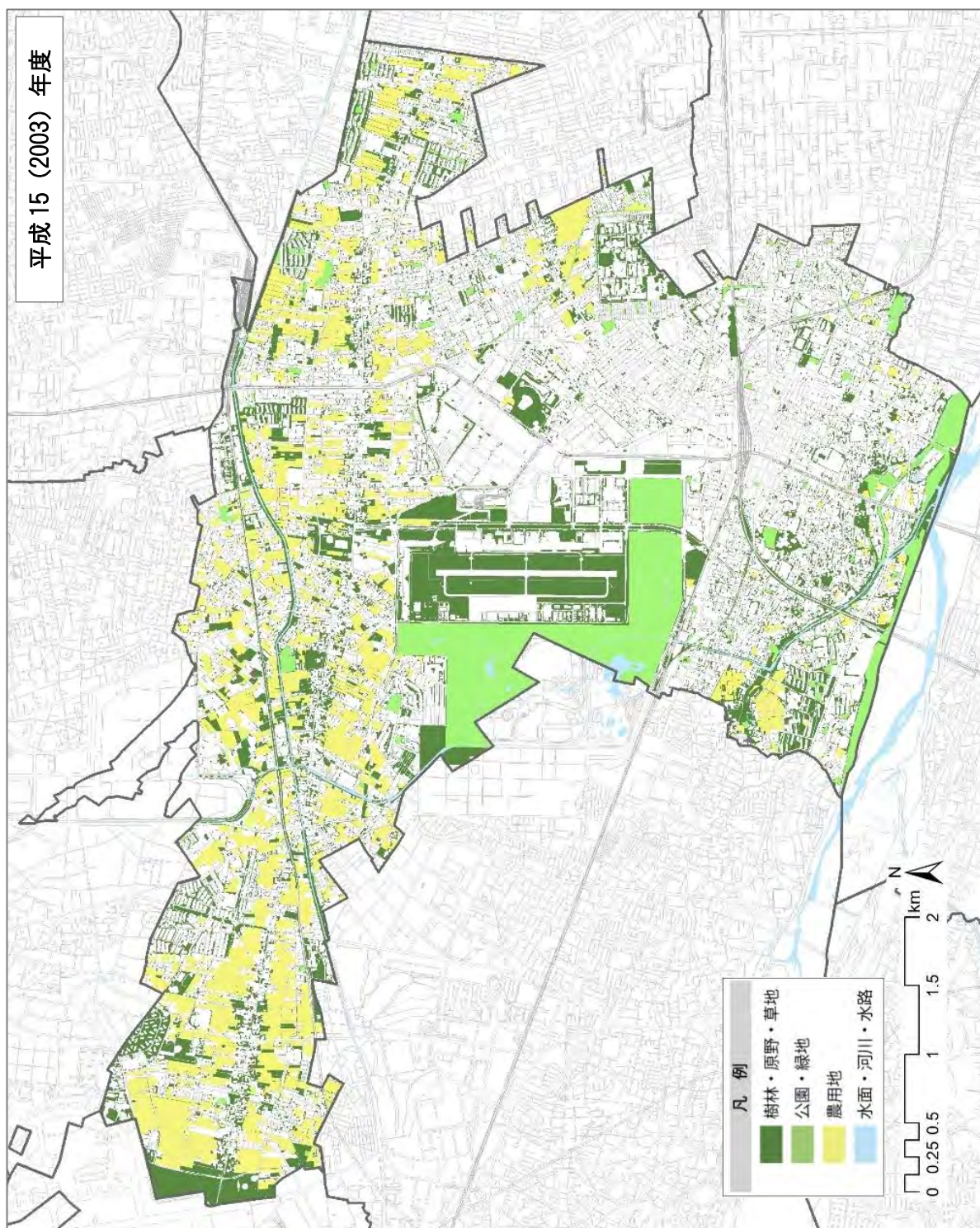
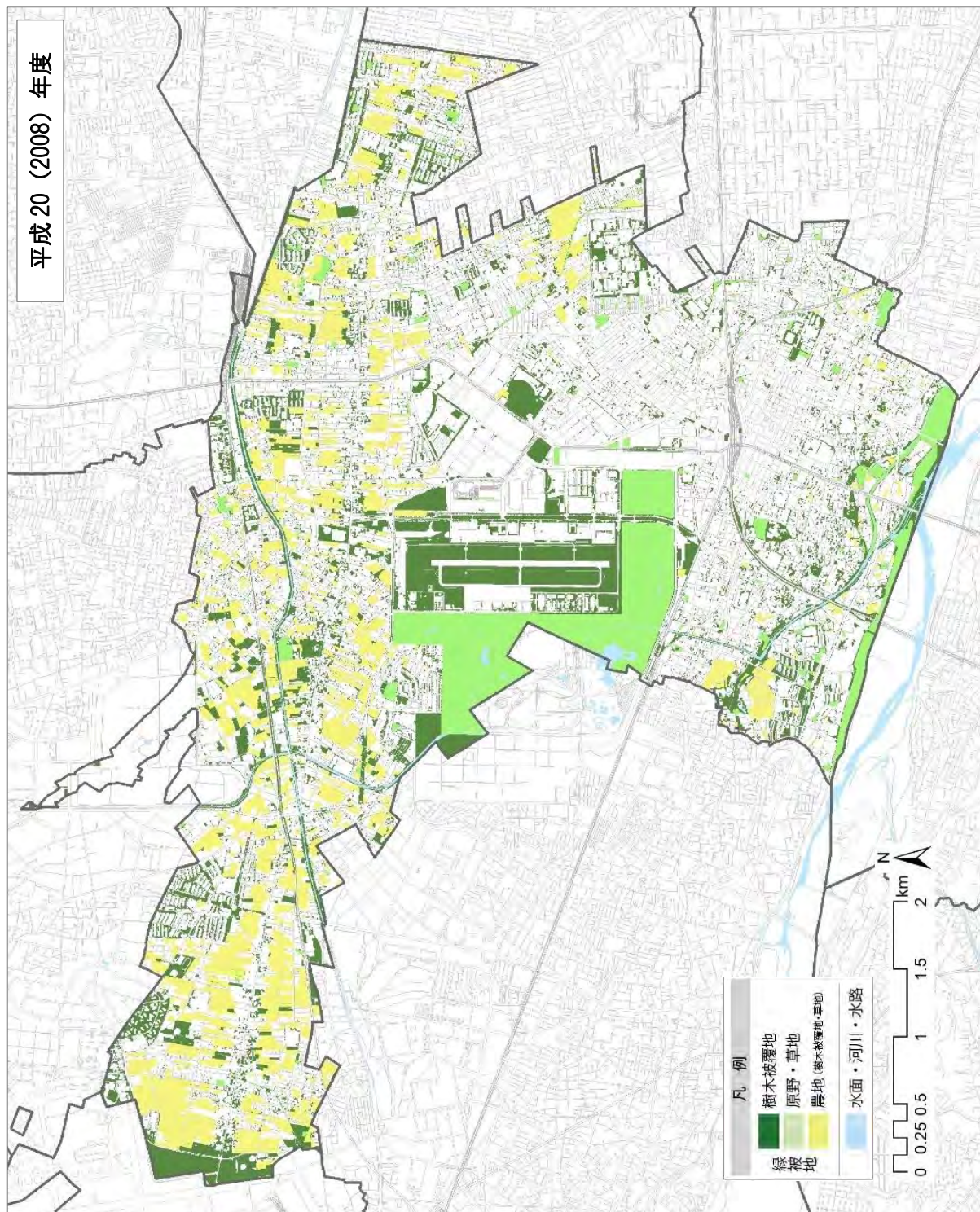


図 みどり率と緑被率の違い
出典「東京が新たに進めるみどりの取組」（令和元年5月 東京都）



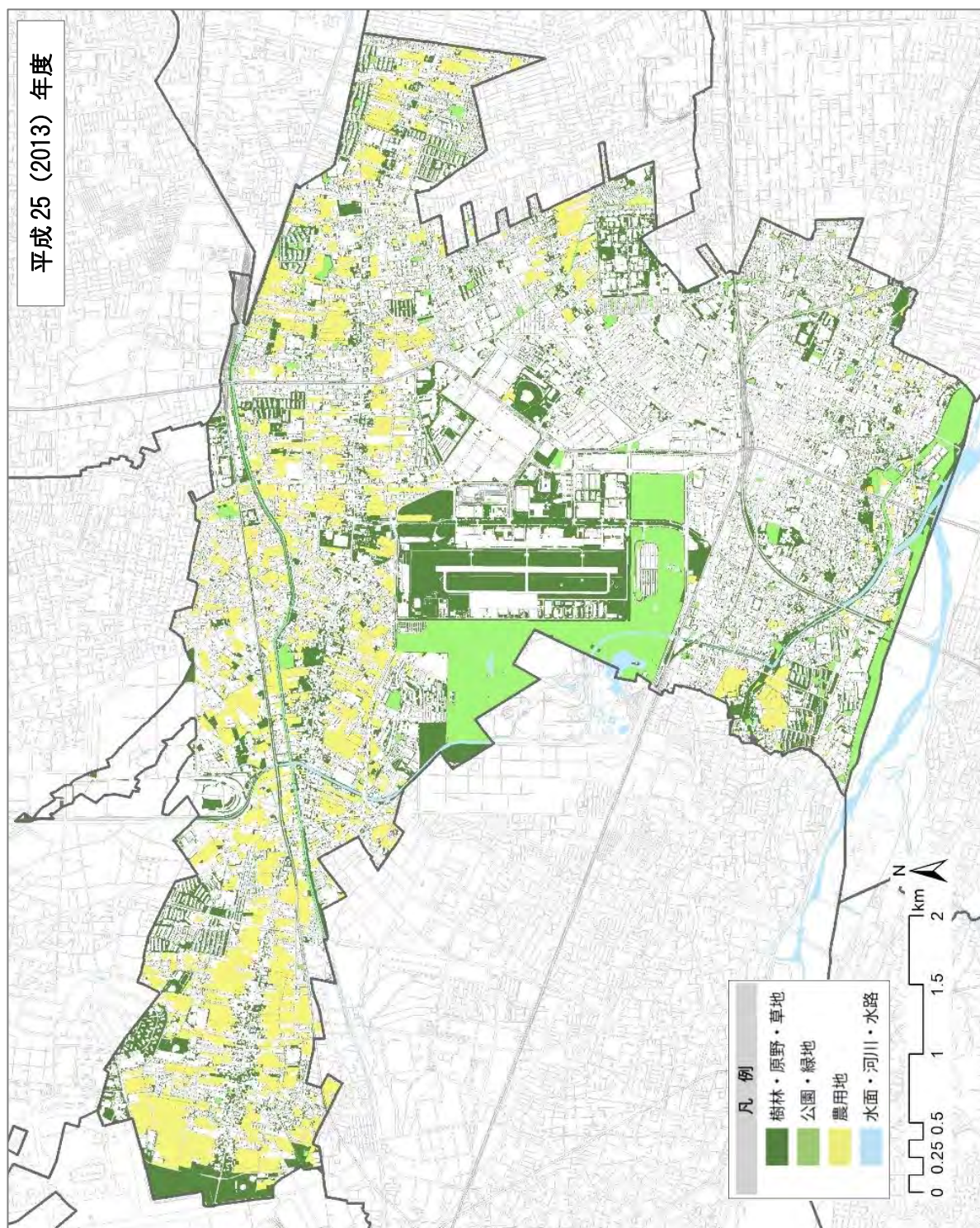
※このページの地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分 1 地形図を利用して作成したものである。
 (承認番号) 30 都市基交著第 162 号
 ※緑分布は、東京都環境局より貸与されたみどりシェープデータを基に作成したものである。



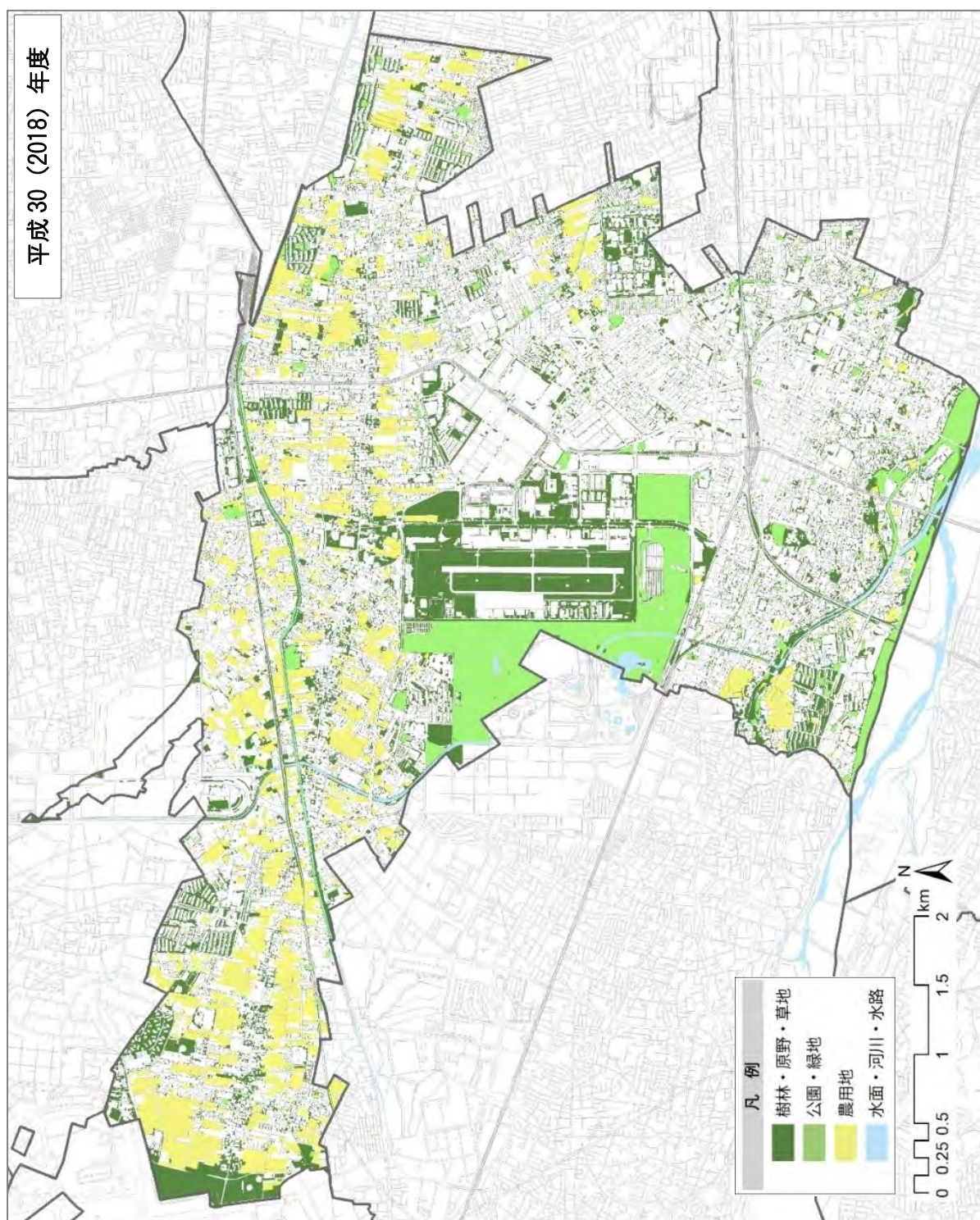
※このページの地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分 1 地形図を利用して作成したものである。

(承認番号) 30 都市基交著第 162 号

※緑分布は、東京都環境局より貸与されたみどりシェープデータを基に作成したものである。



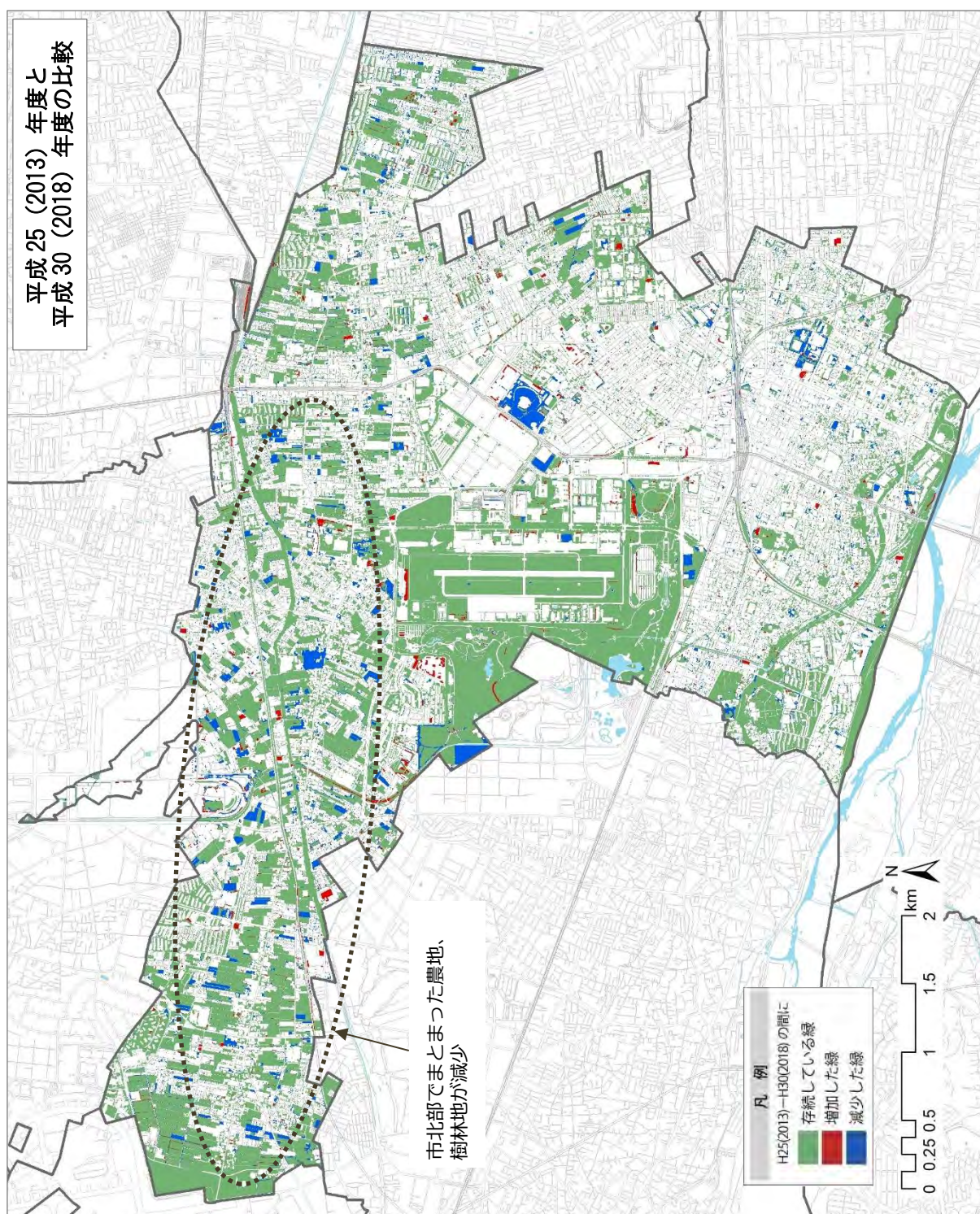
※このページの地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分1地形図を利用して作成したものである。
 (承認番号) 30 都市基交著第162号
 ※緑分布は、東京都環境局より貸与されたみどりシェープデータを基に作成したものである。



※このページの地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分1地形図を利用して作成したものである。

（承認番号）30都市基交著第162号

※緑分布は、東京都環境局より貸与されたみどりシェープデータを基に作成したものである。



※このページの地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分 1 地形図を利用して作成したものである。

(承認番号) 30 都市基交著第 162 号

※緑分布は、東京都環境局より貸与されたみどりシェープデータを基に作成したものである。

3 主な施設緑地

施設緑地は、施設整備を通じて管理される緑地です。代表的なものとして公園、市民農園、民間施設の公開空地などがあります。

(1) 公園（都市公園、都市公園以外の公園、その他）

本市には、平成 31（2019）年 4 月 1 日現在、都市公園法に基づく「都市公園」と、開発事業等に際して設置された小規模な「都市公園以外の公園」、「その他」（公社・公団の設置した公園等）があり、すべて合わせて 258 か所、177.5ha の公園が設置されています。

都市公園のうち市が設置・管理する都市公園は 97 か所、58.0ha あり、これに国営昭和記念公園、玉川上水緑道（都立）を加えた総面積は 169.1ha となります。

また、都市公園以外の公園が 151 か所、5.5ha、その他（公社・公団の設置した公園等）が 8 か所、2.9ha 設置されています。

市民一人当たりの公園面積（都市公園、都市公園以外、その他）は、9.82 m²/人であり、若干の変動はあるものの、近年ほぼ横ばいの状況です。

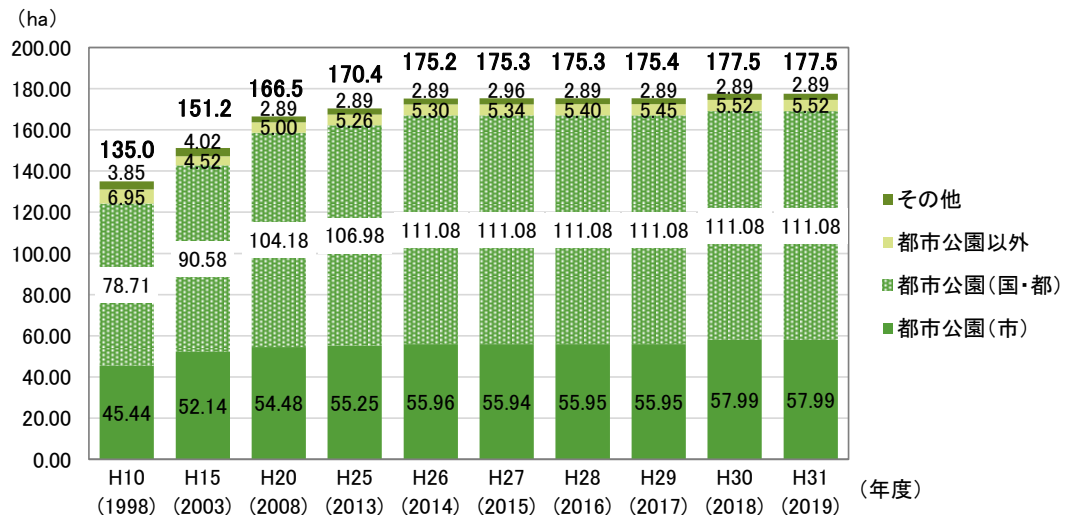


図 公園の面積の推移

出典）東京都公園調書

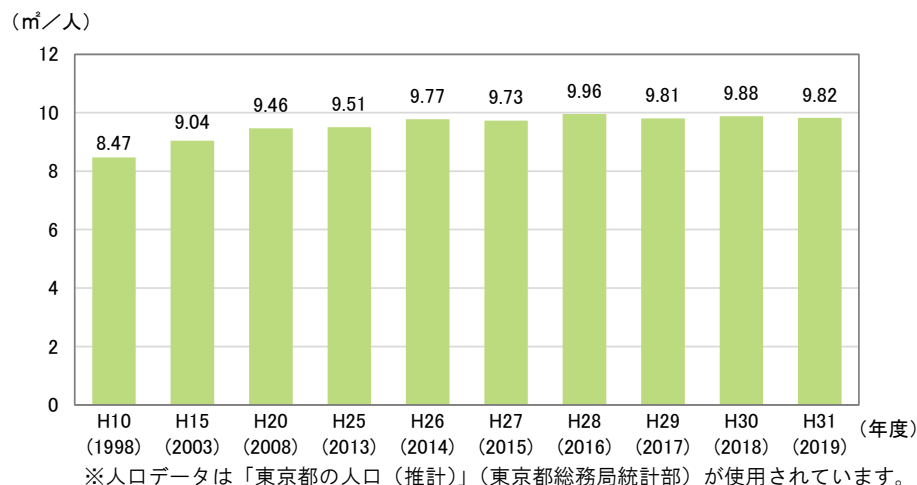


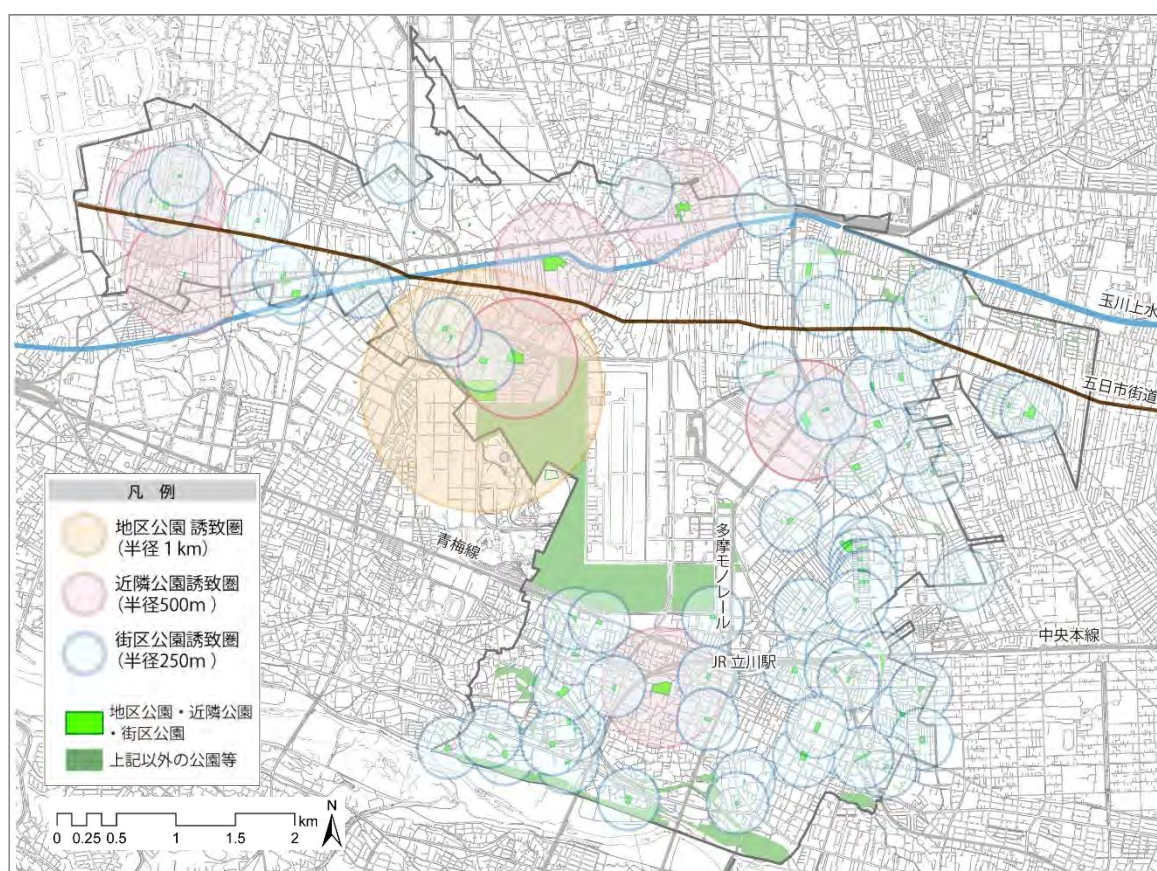
図 市民一人当たりの都市公園等面積の推移

出典）東京都公園調書

しかし、公園の配置には偏りがあります。特に街区公園※については、市の東部に集中が見られる一方で、北部には公園が不足する地域がみられます。

また、公園1か所当たりの面積に着目すると、都市公園の中でも市民に最も身近な街区公園の面積が1か所あたり平均0.14haであるのに対し、都市公園以外の公園は1か所あたり平均0.04haと、狭小な公園が多い状況です。狭小な公園は、面積の割に維持管理コストが高くなります。

さらに、本市には、昭和40年代から平成初期に開設され、設置後30年以上を経過した公園が多く、施設の更新、再整備等も今後の課題の一つとなっています。



※東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分1地形図を利用して作成したものである。(承認番号)30 都市基交著第162号

図 都市公園（街区公園・近隣公園・地区公園）の配置と誘致圏



都市公園（上砂公園）



都市公園以外の公園（栄三南公園）

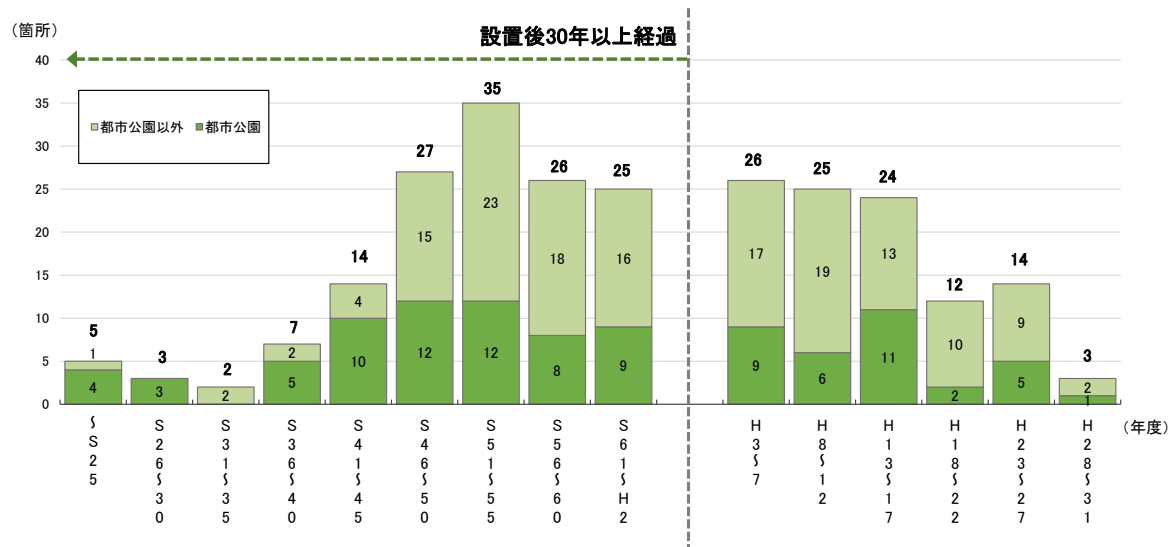


図 市が設置・管理する公園（都市公園、都市公園以外）の設置年代

(2) その他の施設緑地

公園以外の施設緑地のうち、主な公共施設緑地として、市役所・学校等の公共施設の緑化地、市民農園（2か所）、街路樹・道路植栽帯などがあります。

また、民間の開発行為等の際して、「立川市宅地開発等まちづくり指導要綱」に基づき、開発の規模に応じて開発地面積の3～6％以上の緑化地の設置を誘導しており、年間40件前後の開発事業等において緑化が行われています。



市民農園（柴崎町）

4 主な地域制緑地

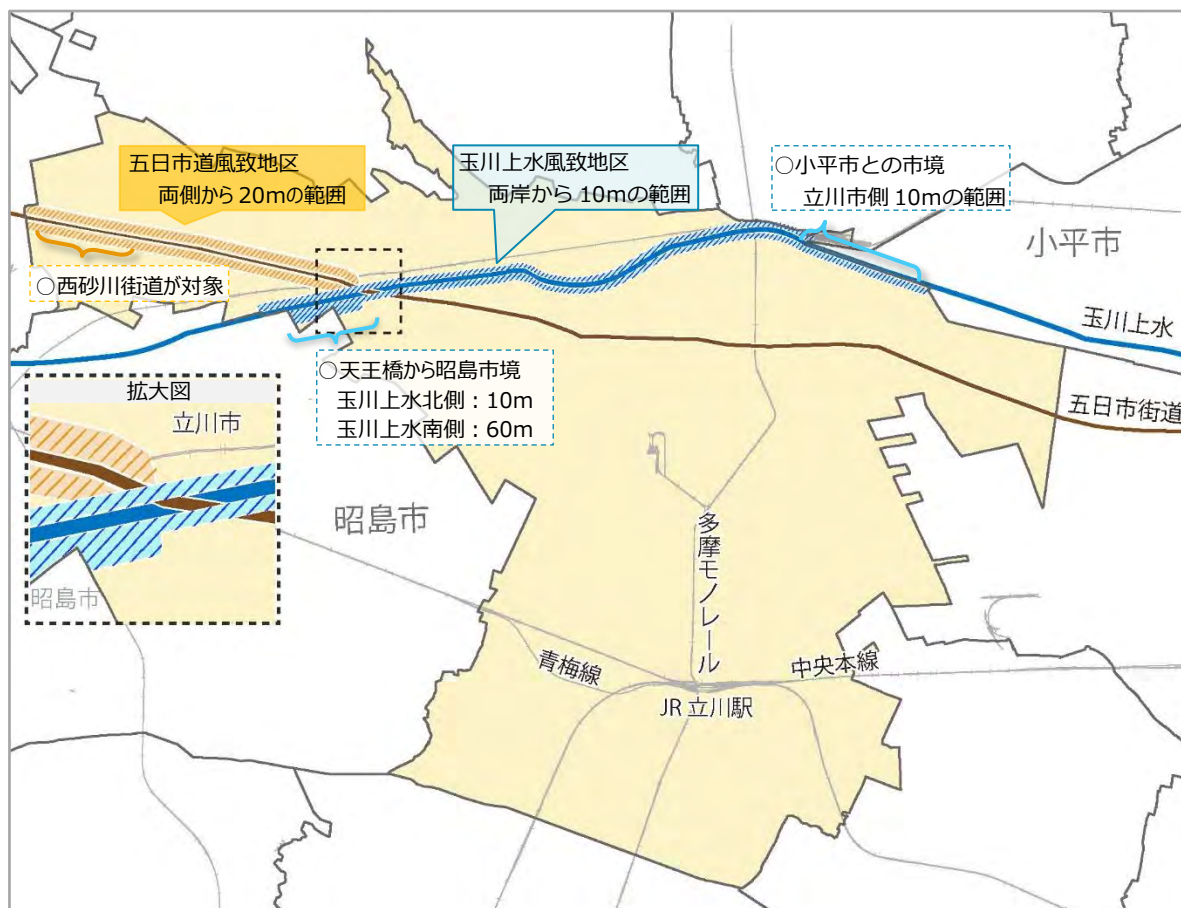
地域制緑地は、一定の土地の区域に対して、法律や条例により土地利用を規制することで緑地を保全する制度です。

本市の主な地域制緑地として、風致地区※、生産緑地地区※、保存樹木・保護樹林地※、東京都保全地域※の指定があります。

(1) 風致地区

風致地区は、都市計画法に基づき、都市において自然的な要素に富んだ土地における良好な自然的景観を維持するため定める地区です。

本市では、玉川上水風致地区（11.7ha）、五日市道風致地区（12.0ha）の2地区を指定しています。



※風致地区の範囲は、本来より幅を広げて図化しています。

図 立川市風致地区位置図

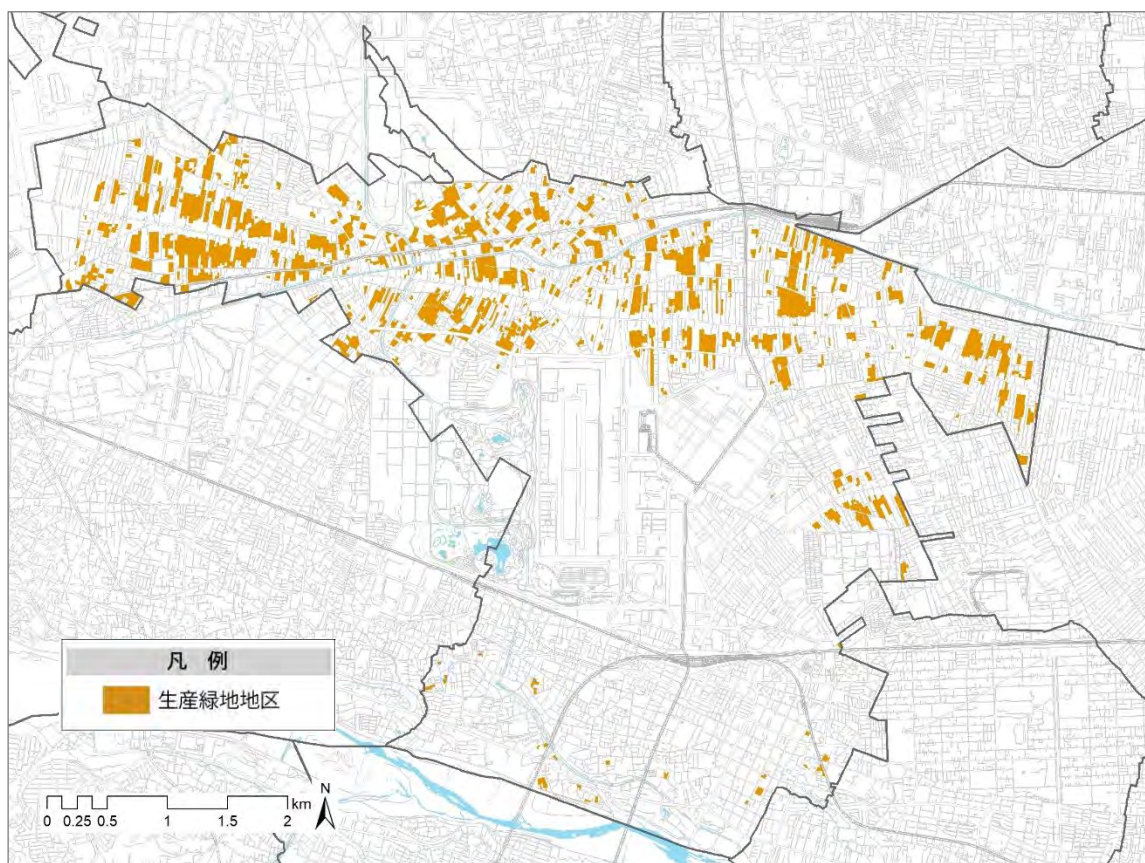
参考) 立川市風致地区条例申請の手引(平成29年6月)

(2) 生産緑地地区

生産緑地地区は、市街化区域※内にある農地等を計画的に保全し、もって良好な都市環境の形成に資することを目的とした都市計画の制度です。

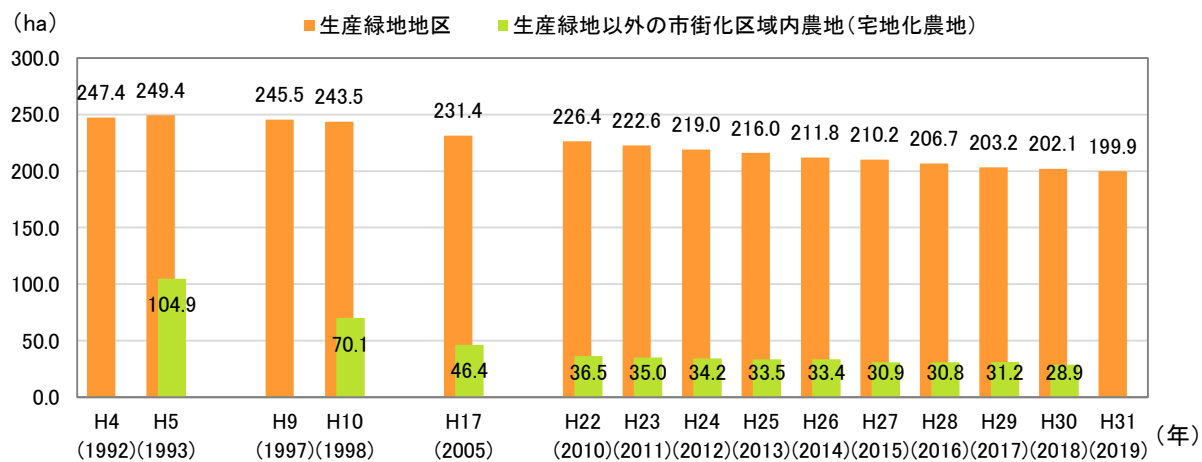
本市では、平成 31（2019）年 1 月 1 日現在、199.9ha を決定しています。生産緑地地区の指定面積は、前計画に記載された平成 9（1997）年 10 月時点の 245.5ha から 45.6ha 減少、最初に指定が行われた平成 4（1992）年 11 月時点の 247.4ha からは 47.5ha 減少しています。

都市における農業や農地は、新鮮で安全・安心な農産物の供給だけでなく、緑と潤いのある住環境の形成、地域住民の交流や子どもたちの食育・緑育への貢献、さらに災害時の緊急一時的な避難場所の提供等、幅広い役割を担っています。また、本市においては、市の北部を中心に郷土の歴史や文化を伝える存在でもあり、農地の所有者はもとより、市民農園や体験型農園等での農業体験や市内産の農産物購入などを通じて、市民参加で農地の保全を支えていくことが求められます。



※東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分 1 地形図を利用して作成したものである。（承認番号）30 都市基交著第 162 号

図 生産緑地地区の分布（平成 31（2019）年度）



- (注) 1 宅地化農地は、課税資料から作成(各年度分)
 2 生産緑地地区面積は以下のとおり
 平成4(1992)年:平成4(1992)年11月5日現在、平成9(1997)年:平成9(1997)年10月31日現在
 平成5(1993)・平成10(1998)・平成17(2005)年:各年12月末現在
 平成22(2010)～平成31(2019)年:各年1月1日現在

図 生産緑地地区と生産緑地以外の市街化区域内農地(宅地化農地)面積の推移

出典)東京の土地 2018(土地関係資料集)(東京都都市整備局)、立川市資料



生産緑地地区(幸町)

(3) 保存樹木・保護樹林地

市内に残された貴重な緑を次代へ引き継ぐために、立川市緑化推進条例に基づき、保存樹木、保護樹林地を指定しています。

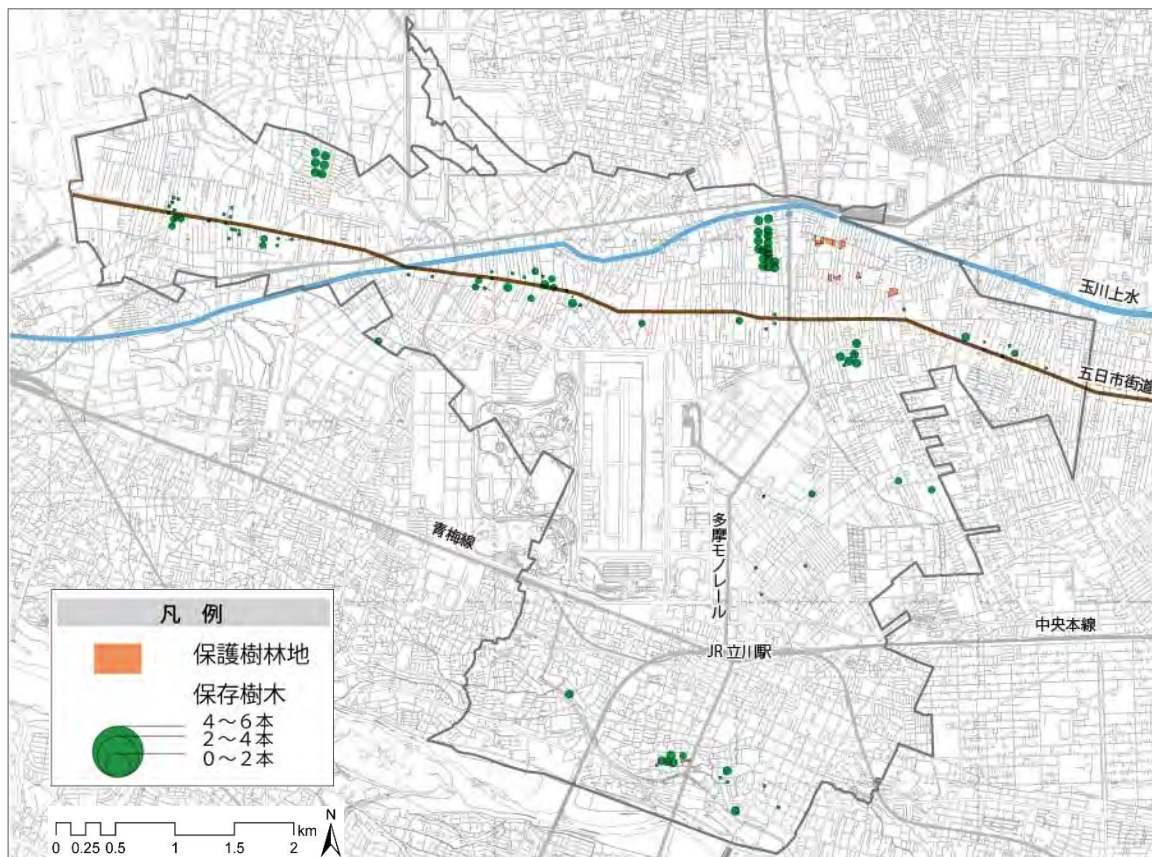
保存樹木：健全で樹容が美観上すぐれている樹木で、地上 1.5 メートルの高さの幹周りが 1.5 メートル以上あり、高さが 10 メートル以上であるもの。

保護樹林地：その集団に属する樹木が健全で、かつ、その集団の樹容が美観上すぐれていて、当該土地の面積が 300 平方メートル以上ある樹林地。

平成 31（2019）年度末時点で、保存樹木 481 本、保護樹林地 1.76ha を指定しており、主に五日市街道沿線、立川崖線周辺地域に分布しています。

前計画策定時から保存樹木の本数は 309 本増加、保護樹林地の面積は 0.03ha 減少しています。

近年も新規指定の保存樹木・保護樹林地がある一方で、大木化に伴う倒木の危険回避や剪定費用の負担感など、樹木の維持・管理の負担を背景とした指定の解除が発生しており、平成 18（2006）年度以降、本数、総面積は概ね横ばいの状況です。



※東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分 1 地形図を利用して作成したものである。（承認番号）30 都市基交著第 162 号

図 保存樹木・保護樹林地の分布（平成 31（2019）年度末現在）

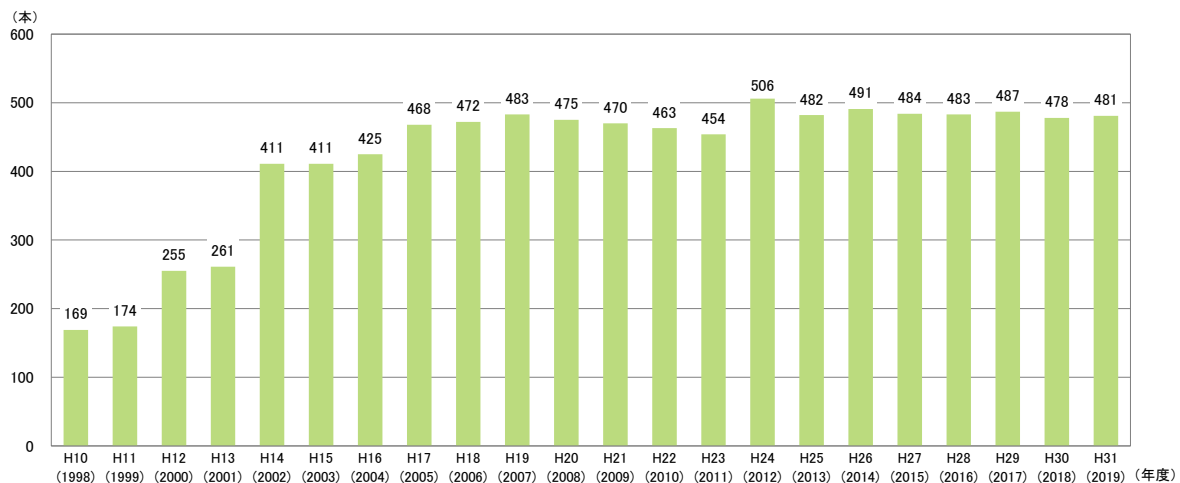
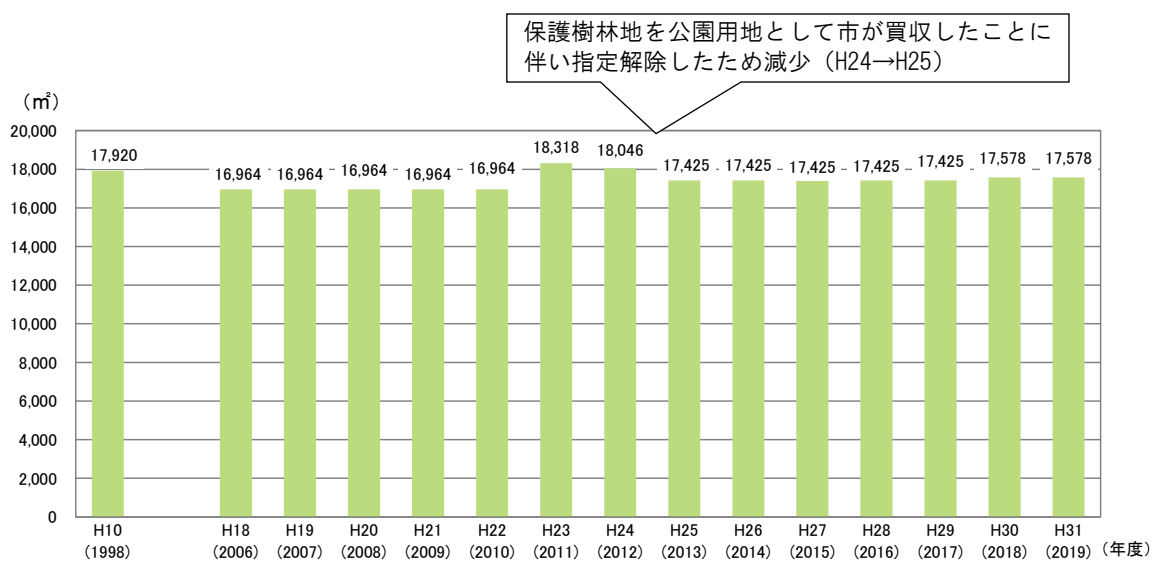


図 保存樹木数

出典) 公園緑地課資料



(注) 平成 11 (1999) 年度から平成 17 (2005) 年度まで数値未確定

図 保護樹林地面積

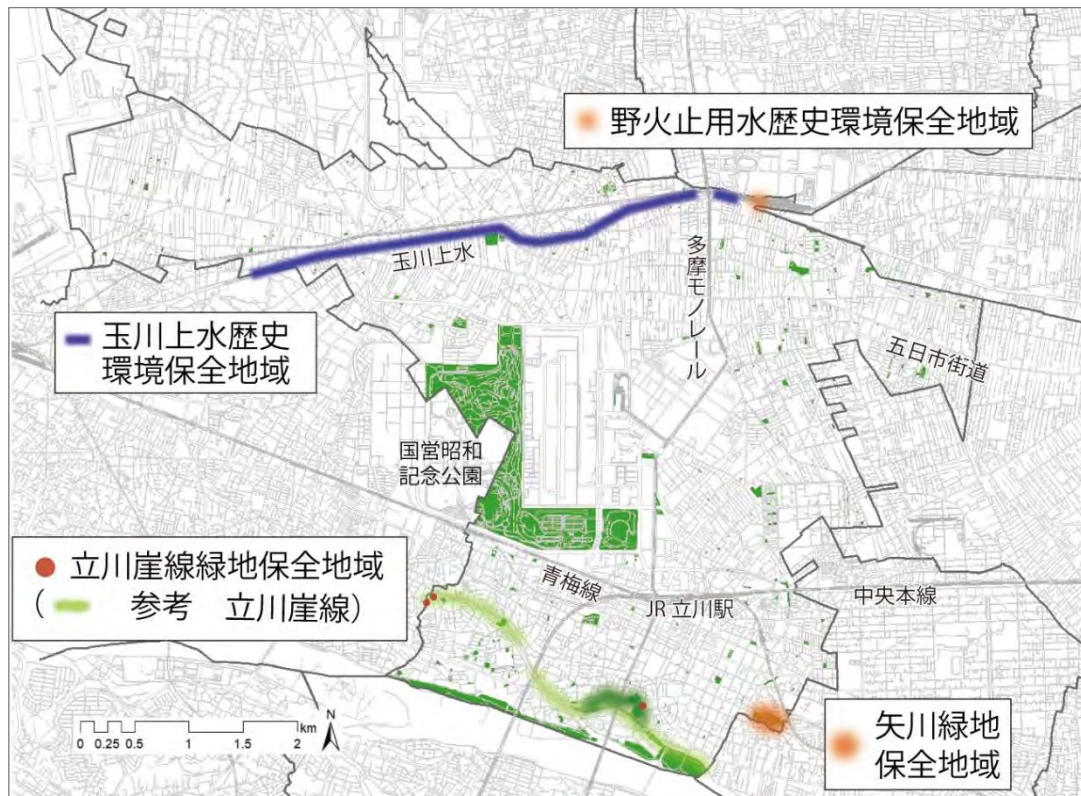
出典) 公園緑地課資料

（４）東京都保全地域

東京都保全地域は、東京都が「東京における自然の保護と回復に関する条例」に基づき、良好な自然地や歴史的遺産と一体になった樹林などを保全地域に指定するものです。

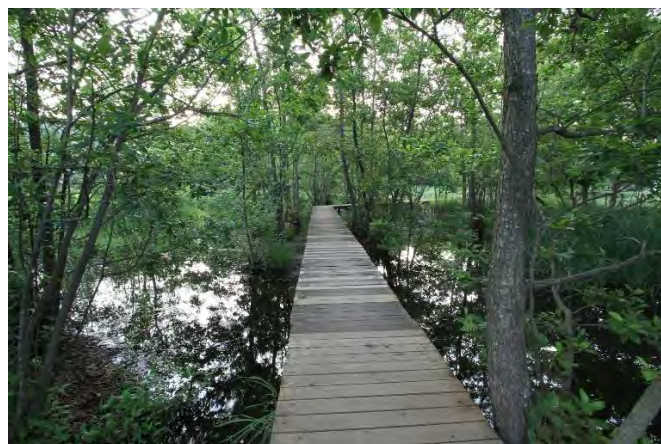
本市には、矢川緑地保全地域、立川崖線緑地保全地域、野火止用水歴史環境保全地域及び玉川上水歴史環境保全地域の一部が含まれます。

このうち、矢川緑地保全地域については、湧水や湿地が随所にみられ、多様な動植物の生息・生育地となっています。



※東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分1地形図を利用して作成したものである。(承認番号) 30 都市基交著第162号

図 東京都保全地域の位置



矢川緑地保全地域

5 市民協働による緑の保全・創出の取組

本市では、市民の協力により、まちなかの緑化、公園、樹林地等の管理を進めています。

主な取組として、「緑化推進協力員会制度」、「緑地、樹林地等保全ボランティア団体支援制度」、「公園等清掃美化協力員会制度」があります。

緑化推進 協力員会制度

- ・地域の身近な花壇やまちかどにおいて花の育成と育てた花の植え付けなどを行うボランティア
- ・市内7町（富士見町・柴崎町・錦町・羽衣町・曙町・高松町・栄町）で活動



緑地、樹林地等 保全ボランティア 団体支援制度

- ・地域の住民や市内の企業、学生など、グループにて立川市管理の緑地や樹林地で保全活動を行うボランティアを支援する制度
- ・落ち葉・枯れ枝の清掃などの保全活動を年6回以上行う
- ・市は緑地、樹林地等保全ボランティア団体の支援として、アドバイザーの派遣や道具の貸与を実施
- ・現在、5か所の樹林地等で5団体が活動



公園等清掃美化 協力員会制度

- ・地域の団体に公園や緑地で清掃・除草・点検などをお手伝いいただく制度
- ・市は、作業を行うための用具や通信費などとして、公園の面積に応じた活動費を補助

第3節 これまでの施策の取組状況

1 目標の達成状況

前計画（平成11（1999）年3月策定）は、令和2（2020）年を目標年とし、市民にとって利用のしやすい公園緑地の確保を推進する観点から、「緑地の確保目標」及び「公園の確保目標」を指標とし、確保目標水準を設定しました。

緑地の確保目標は、目標水準「市域の約30%」に対し、現況は約26%です。国営昭和記念公園を供用面積で再計算した前計画策定時の緑地の総面積約638haに対し、4ha増の約642haにとどまっています。市民にとって身近な公園である住区基幹公園※の面積が9haから約17haに倍増したこと、国営昭和記念公園の供用区域が拡大したことにより、公園の総面積は42ha増加しました。また、風致地区の維持、保護樹林地の指定と一部の公園化など、緑地の保全も進めてきました。その一方で、宅地化による農地の減少を背景に生産緑地の面積が減少しています。こうした状況から目標達成には至っておらず、今後はこれ以上緑を減らさないための取組が必要です。

公園の確保目標については、目標「市民一人当たり16.5㎡」に対し、現況は9.82㎡です。国営昭和記念公園を供用面積で再計算した前計画策定時の値（8.47㎡）に対しては、1.35㎡増加しているものの、市管理の公園面積が目標の約1/3の水準にとどまっているため、目標達成は困難な見込みです。

なお、市民一人当たりの公園面積は、公園面積に変化がなくても、人口の増減によって数値が変動することから、指標の妥当性について課題があります。

表 目標達成見込み

	前計画策定時		本計画策定時の 現況	達成 見込み
	現況 平成10（1998）年	20年後の目標 令和2（2020）年	平成31（2019）年	
緑地※ ¹ の 確保目標	約27% 〔約26%〕※ ² (約670ha) 〔約638ha〕※ ²	市域の約30% (概ね740ha)	約26% (約642ha)	困難
公園の 確保目標	市民一人当たり 10.96㎡ 〔8.47㎡〕※ ² (3.68㎡)※ ³	16.5㎡ (10.5㎡)※ ³	9.82㎡※ ⁴ (3.86㎡)※ ³	困難

※1 緑地

【公園施設等】 都市公園、都市公園以外の条例等の公園、国営公園、都条例による都市公園

【制度上安定した緑地】 風致地区、生産緑地地区、その他保全された緑地

【社会通念上安定した緑地】 社寺林、墓地

※2 前計画策定時現況の〔 〕は、国営昭和記念公園の面積を供用面積で計算した値

※3 公園の確保目標の欄の括弧内は、国営昭和記念公園の面積を除いた市民一人当たりの公園面積

※4 平成31（2019）年4月1日人口…公園調書（東京都建設局発行）の「東京都の人口（推計）平成31年4月1日現在」（東京都総務局統計部）の人口

表 緑地の確保目標量の内訳（前計画策定時の国営昭和記念公園の面積を供用面積で計算した場合）

公園緑地の種別		前計画策定時					20年後の目標					本計画策定時 現況				
		現況					20年後の目標					現況				
		平成10(1998)年					令和2(2020)年					平成31(2019)年4月1日				
箇所	面積(ha)	市域に対する割合	1人当たり面積(m ² /人)	箇所	面積(ha)	市域に対する割合	1人当たり面積(m ² /人)	箇所	面積(ha)	市域に対する割合	1人当たり面積(m ² /人)	箇所	面積(ha)	市域に対する割合	1人当たり面積(m ² /人)	
公園緑地等の都市施設とする緑地	都市公園	住区基幹公園	29	5.94	0.24	0.37	161	24.7	1.01	75	10.20	0.42	0.56			
			近隣公園	4	3.06	0.13	0.19	18	32.3	1.32	7	5.55	0.23	0.31		
			地区公園	—	—	—	5	20.9	0.86	1.1	1	1.50	0.06	0.08		
		小計	33	9.00	0.37	0.56	184	77.9	3.19	4.1	83	17.25	0.71	0.95		
			都市基幹公園	1	15.00	0.62	0.94	1	34.8	1.42	1.8	2	17.55	0.72	0.97	
				運動公園	—	—	—	1	14.6	0.60	0.8	—	—	—	—	
		小計	1	15.00	0.62	0.94	2	49.4	2.02	2.6	2	17.55	0.72	0.97		
			都市緑地	8	21.44	0.88	1.35	8	39.9	1.63	2.1	8	21.61	0.89	1.20	
				緩衝緑地	—	—	—	3	22.8	0.93	1.2	—	—	—	—	
		都市公園(広場公園)	小計	8	21.44	0.88	1.35	17	64.8	2.65	3.4	12	23.19	0.95	1.28	
	公園			42	45.44	1.86	2.85	203	192.1	7.88	10.1	97	57.99	2.38	3.21	
	その他			149	6.95	0.29	0.44	100	2.8	0.11	0.15	151	5.52	0.23	0.31	
	小計		15	3.85	0.16	0.24	5	2.9	0.12	0.15	8	2.89	0.12	0.16		
			立川市管理公園計	164	10.8	0.44	0.68	105	5.7	0.23	0.3	159	8.41	0.34	0.47	
				206	56.24	2.31	3.53	308	197.8	8.11	10.4	256	66.40	2.72	3.68	
	広域公園(国営昭和記念公園)		1	76.30	3.13	4.79	1	115.0	4.72	6.0	1	107.80	4.42	5.97		
			都条例による都市公園(玉川上水緑道)	1	2.41	0.10	0.15	1	2.4	0.10	0.1	1	3.28	0.13	0.18	
				2	78.71	3.23	4.94	2	117.4	4.82	6.1	2	111.08	4.56	6.15	
	制度上安定した緑地	風致地区	小計	208	134.95	5.54	8.47	310	315.2	12.92	258	177.48	7.28	9.82		
生産緑地地区				2	21.22	0.87	2	21.2	0.87	2	23.63	0.97	2	23.63	0.97	
				381	243.48	9.99	360	213.1	8.74	378	202.07	8.29	378	202.07	8.29	
		その他	小計	—	91.04	3.73	—	46.3	1.90	—	91.04	3.73	—	91.04	3.73	
383				355.74	14.59	362	280.6	11.51	380	316.74	12.99	380	316.74	12.99		
23				3.66	0.15	15	1.8	0.07	23	3.66	0.15	23	3.66	0.15		
社寺林		小計	2	144.00	5.91	2	144.0	5.91	2	144.00	5.91	2	144.00	5.91		
			25	147.66	6.06	17	145.8	5.98	25	147.66	6.06	25	147.66	6.06		
			—	638.35	26.18	8.47	—	741.6	30.41	16.5	641.88	26.33	641.88	26.33		
安定した緑地		基地	小計	—	638.35	26.18	8.47	—	741.6	30.41	16.5	641.88	26.33	641.88	26.33	
合計	合計	—	638.35	26.18	8.47	—	741.6	30.41	16.5	641.88	26.33	641.88	26.33			

※前計画策定時及び本計画策定時の現況の1人当たり面積は、東京都の「公園調書」に準じ、「東京都の人口（推計）」（東京都総務局統計部）を使用し算出している。

※集計に当たって小数点第3位を四捨五入しているため、内訳の合計が全体の計に一致しないことがある。

2 施策の主な実績

前計画は、緑を「まもる」、「ふやす」、「そだてる」の3区分で、緑地保全、緑化、市民協働に関する取組を進めてきました。

このうち、緑地保全に関する緑を「まもる」取組は、大部分が実施され、保存樹木・保護樹林地の指定などによる身近な緑の保全、立川崖線の緑や矢川緑地など骨格・拠点の緑の保全が図られました。また、緑を「ふやす」取組として立川公園、砂川公園、泉町西公園など拠点となる公園の整備、緑を「そだてる」取組として緑化推進協力員会、公園等清掃美化協力員会、公園等管理協力員、樹林地管理ボランティアへの支援など市民協働も進みました。

しかし、緑化に関わる緑を「ふやす」取組を中心に、具体的な取組内容や実現方策が不明確、技術的・予算的に実現可能性が低い施策について、未実施の取組が多くみられました。また、緑を「そだてる」ための施策について、具体的に実施した取組が少ない状況です。

(1) 緑を「まもる」ための取組

【進捗の凡例】 実施 : 取組の内容に該当する事業が実施されている
 概ね実施 : 過半数の事業が実施されている
 一部実施 : 実施していない事業が半数以上ある
 廃止 : 事業を実施したが、現在は実施していない

取組	進捗	主な成果	課題
1) 河川環境の保全	実施	・ 国、東京都との協定等に基づく多摩川、残堀川の水辺の管理	・ 規制・制限による整備の困難性
2) 用水・分水の保全	一部実施	・ 玉川上水沿川の樹木管理 ・ 市内の水路境界の確定	・ 規制・制限による整備の困難性
3) 五日市街道のケヤキ並木の保全	実施	・ 保存樹木の指定による保全	・ 相続、維持・管理負担を背景とした指定解除への対応
4) 立川崖線の緑の保全	実施	・ 都のガイドラインに基づく保全	・ 公有地化に伴う崖線の崩落防止
5) 矢川緑地の保全	実施	・ 都との協定に基づく維持・管理の実施	・ 水循環の確保
6) 雑木林の保全	実施	・ 保護樹林地の指定、市による保全管理(1.76ha)	・ 相続、維持管理負担を背景とした指定解除
7) 農地の保全	実施	・ 小学生、親子を対象とした体験、学習による保全への理解 ・ 特定生産緑地※の指定手続き開始	・ 生産緑地の減少
8) 民有地の緑の保全	一部実施	・ 借地公園内の社寺林等の保全 ・ まちづくり指導要綱に基づく緑化の要請	・ 企業地の緑の創出に関する取組の見直し

(2) 緑を「ふやす」ための取組

取組	進捗	主な成果	課題
1) 緑の拠点づくり	実施	- 立川公園・砂川公園・泉町西公園などの整備推進 - 開発提供公園による公園の確保	計画的な用地取得、配置
2) 緑豊かな美しい道づくり	概ね実施	都市計画道路、幹線道路の新設・拡張に伴う緑化の実施	既存緑道の老木化
3) 地域の道づくり	一部実施	地元の意向を踏まえた樹種の変更（市道1級6号線）	用地の確保及び事業者・市民の理解
4) 緑豊かな街並みの形成	一部実施	立川基地跡地利用に伴う緑化の推進	屋上緑化等に対する評価、位置づけの見直し及び事業者の理解
5) 公共施設の緑化の推進	実施	市役所（現庁舎）の屋上緑化、本庁舎北側広場の駐車場緑化	公共施設再編に伴う緑化の推進
6) 民有地の緑化の推進	廃止	生垣補助事業を実施したが、申請数減少に伴い廃止	推進施策の検討

(3) 緑を「そだてる」ための取組

取組	進捗	主な成果	課題
1) 緑とのふれあいの促進	一部実施	市民、事業者の活動との連携した公園整備	緑の拠点をつなぐ自転車走行環境の整備
2) 緑の普及・奨励	実施	- 緑化推進協力員会、公園等清掃美化協力員会、公園等管理協力員への支援 - グリーンウィーク事業、民間緑化への補助交付	財源の確保
3) 支援のための仕組みづくり	実施	緑地、樹林地等保全ボランティア団体の広報	ボランティア団体の高齢化

第4節 緑に対する市民の意識

1 市全体のイメージや取組の中での緑の位置付け

「平成30年度市民満足度調査」、「来街者意向調査」とともに、立川市のイメージや住みたい理由に関する設問の回答上位に、自然環境の豊かさ、公園に関する項目があがっており、自然環境の豊かさや公園の存在は、本市の魅力の一つとして認識されているといえます。

「平成30年度市民満足度調査」では、今後（概ね10年間）優先的に取り組むことを尋ねた2つの設問において、「豊かな水と緑の保全」、「都市環境の整備と自然環境の保全」を選択した割合が中位～上位に位置しており、緑の保全、緑化の推進に関する取組は、市民に比較的重視されていると考えられます。

立川市のイメージ

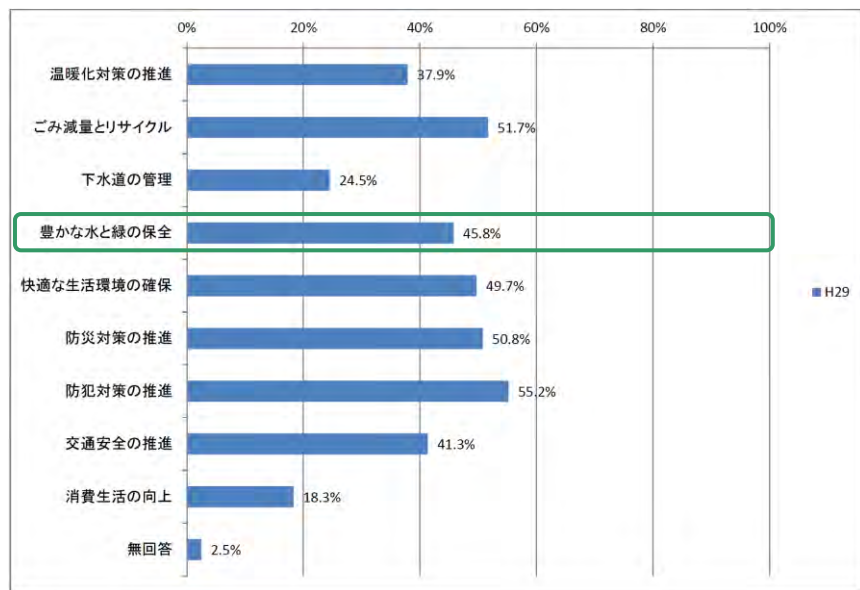
市民満足度調査 (立川市の好きな場所、もの、行事)	来街者調査 (立川市と聞いて思い浮かぶイメージ)
1位 国営昭和記念公園	1位 国営昭和記念公園
2位 花火大会	2位 デッキ・大型商業施設
3位 豊かな自然（玉川上水）	3位 飲食店・個店
4位 立川駅周辺の賑わい	4位 たちかわ競輪
5位 新鮮な地場産野菜	5位 アニメやドラマの舞台・ロケ地

立川市に住み続けたい、または住んでみたい理由

市民満足度調査 (立川市に住み続けたい理由)	来街者調査 (住んでみたい理由)
1位 買い物など日常生活が便利である	1位 買い物など日常生活が便利である
2位 自然環境・居住環境に恵まれている	2位 自然環境・居住環境に恵まれている
3位 長年住み慣れている	3位 都心へのアクセスがよい
4位 公園や道路など都市基盤が充実している	4位 公園や道路など都市基盤が充実している
5位 住宅（生活環境）が良い	5位 文化・スポーツ施設が多い

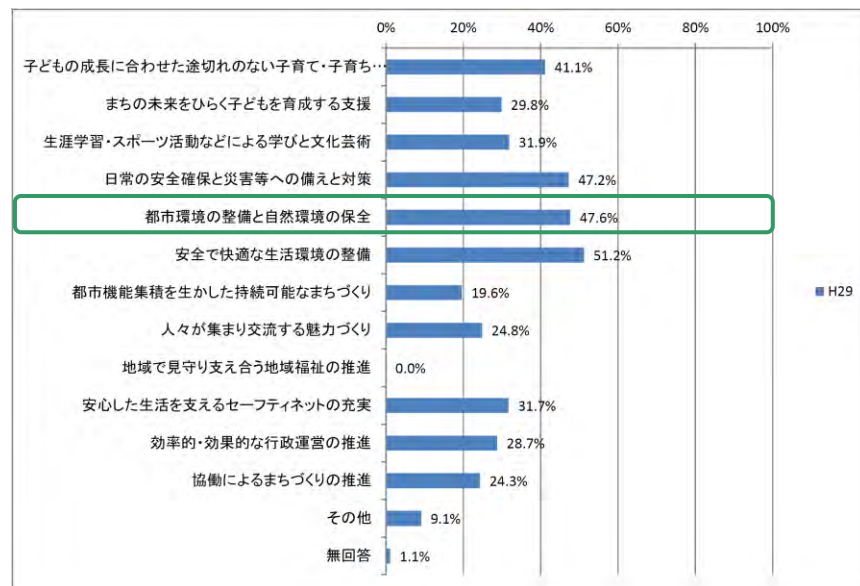
出典）平成30年度市民満足度調査集計結果（平成30年9月）、来街者意向調査報告書（概要）

安全・安心で環境にやさしい快適なまちづくりを進めるために、今後（概ね10年間）、優先的に取り組むこと



市のめざす将来像

「にぎわいとやすらぎの交流都市 立川」を具現化していくために、今後（概ね10年間）、優先的に取り組むこと



出典）平成30年度市民満足度調査集計結果（平成30年9月）

2 立川市緑の基本計画に係るアンケート調査結果

計画改定に当たり、立川市内の緑、お住まいの地域の公園、今後の緑の保全・創出について、市民の意見や意向を把握することを目的として、下記の調査を実施しました。

表 調査概要

目的	「立川市緑の基本計画」を改定するにあたり、立川市内の緑、お住まいの地域の公園、今後の緑の保全・創出について、市民の意見や意向を把握する
調査対象	立川市に住民票を有する平成30(2018)年8月15日現在で満18歳以上の男女2,000人
抽出方法	無作為抽出
調査期間	平成30(2018)年9月5日(調査票発送)～9月30日(回答締切) ※11月20日到着分まで集計
回収結果	有効回収数 663件 ・ 有効回収率 33.2%

その結果から、特に重要と考えられる4つの課題が抽出されました。

(1) 市民が緑に求める役割をふまえた質の向上と身近な緑の価値の共有 【市全域】

緑の役割として、憩いの場の提供、環境、防災・減災の側面が期待されており、これらの観点から緑の質の向上を検討していくことが重要です。

立川崖線の緑、玉川上水などの保全ニーズは高いものの、その一方で歴史・文化を継承する存在としての緑の役割は期待されていないといったギャップも生じており、身近な緑の価値を市民と共有していくことも重要です。

また、農地に関しては、市民農園への参加や、地産地消といった農地活用のニーズは高いものの、農地保全の取組に対する重視度は低いというギャップが生じており、農地保全に対する関心を高めていくことが重要です。

(2) 骨格となる水や緑の保全 【特に北部3地域と南地域】

前計画において骨格をつくる水や緑に位置付けられている自然環境として、樹林地、立川崖線の緑、多摩川や玉川上水の水辺の緑の重要性が認識されており、引き続き保全に努めていくことが重要です。

(3) 最も身近な緑の空間である「公園」のレベルアップ 【市全域】

公園そのものの新規整備に対する重視度は比較的低く、既存の公園の再整備・改修に力点を置いていくことが求められています。

また、身近な公園は、回答者の約1/3が月1回以上利用しているものの、単なる通過にとどまっている回答者が多く、再整備・改修に向けて足を止めてもらえるような魅力・個性をつくっていくことが重要です。

身近な公園は、子育て世代の遊びの場や、高齢者の散歩などに利用されているものの、

遊具や休憩場所が少ないことが不満要因に挙がっており、利用者ニーズをふまえた施設整備も必要です。

（４）公共空間（道路・公共施設）の緑化 【特に中央地域・南地域】

民有地（特に商業地）に緑が少ないと感じられている一方で、緑化に関しては公共空間（道路、公共施設）において緑を増やしていくことが求められています。

公共空間（道路、公共施設）で緑化可能な余地を精査し、緑化に努めていくと同時に、民有地の半公共空間（公共空間から見え、連なることによってまち並みを形成する部分）に対する市民、事業者の緑化意識を醸成していくことも必要です。

表 緑の種類に着目した意見のまとめ

緑の種類	緑の豊かさ・増減に対する 市民意識	今後の取組に対するニーズ・課題
樹林地の緑	・ 多いと感じている ・ 一方で減少も実感	・ 保全に対するニーズは高い ・ 保全活動への協力に一定のニーズがある
水辺の緑	・ 多いと感じている	・ 保全のニーズが非常に高く、市の貴重な緑の資源の一つとし認識されている
農地、屋敷林・社寺林の緑	・ 北部の地域で多いと感じている ・ 一方で減少も実感	・ 保全は必ずしも重視されていない ・ 一方で、市民農園の利用や野菜購入には高い関心があることから、利用価値は認識されている ・ このギャップを埋めていくことが必要である
公園の緑	・ 多いと感じているとともに、「身近な公園の緑」は、今後増えてほしい緑の上位に位置 ・ 世代によって利用状況や管理活動への協力意向に差	・ 新規整備に対するニーズは低いことから、公園の量は市民のニーズをある程度満たされていると考えられる ・ 身近な公園の不満要因の解消に向けた遊具や休憩場所の充実など既存の公園の改良や、利用中心の子育て世代の管理運営への参画は今後の課題である
道路、公共施設の緑	・ 今後増えてほしい緑の上位に位置	・ 公共空間の緑化、緑の適切な維持・管理に対する市民の期待は、中央地域をはじめ、非常に高く、まちの魅力となる緑の創出、育成が重要である
商業地（企業地）の緑	・ 緑は少ないと感じており、今後増えてほしい緑の上位に位置	・ 緑は増えてほしいが、民有地（企業地）より公共空間（道路、公共施設）の緑化が期待されている
住宅地の緑	・ 緑は少ないと感じており、今後増えてほしい緑の一つ	・ 緑は増えてほしいと思われているが、緑化支援策に対するニーズは低い ・ 一方で、自宅でできる花や緑の育成に高い関心があり、花や緑に親しめる暮らしが望まれている

表 地域に着目した意見のまとめ

地域	地域の特徴	現状認識	重要視されている取組
北部西地域	・五日市街道のケヤキ並木、その周辺の屋敷林、農地などの緑が特徴の地域	・緑は多いと感じられている ・樹林地などの自然の緑や農地の減少を実感	・河川環境や玉川上水と分水、その周辺の樹林地などの保全、継承
北部中地域	・玉川上水とその周辺の樹林地、農地が特徴の地域	・緑はやや多いと感じられている ・農地の減少を実感	・玉川上水と分水、その周辺の樹林地などの保全、継承
北部東地域	・農地、屋敷林が多いことが特徴の地域	・緑は多いと感じられている ・農地の減少を実感	・玉川上水と分水、その周辺の樹林地などの保全、継承 ・公園における緑の創出、公園の改善
中央地域	・JR立川駅に近い商業・業務地、住宅地を中心とする地域 ・西側に昭和記念公園が立地	・緑そのものは少ないと感じられている	・商業地や道路、公園、公共施設における緑の創出
南地域	・市内でも比較的大きな公園（立川公園、富士見公園、諏訪の森公園）や、多摩川、残堀川、根川緑道の水辺環境が充実	・身近な公園の緑や水辺の緑が豊かだと感じられている	・立川崖線、多摩川、残堀川周辺の自然の緑や水辺の保全・継承

第5節 課題のまとめ

1 緑の現況、前計画の取組状況、市民意識等から把握された課題

(1) 本市の緑全体に関わる課題

少子化、高齢化による人口減少社会の到来を受け、誰もが安心して暮らせる持続可能なまちづくりが求められる中、環境保全、防災・減災、健康・福祉の向上、地域コミュニティの醸成など、緑が持つ多様な機能を生かして市民の豊かな暮らしを実現していくことが、ますます重要となっています。

そのような中、自然の緑、公園は、本市の魅力として認識されており、さらなる魅力と機能の向上が求められています。それを実現していくために、緑の保全、緑化の推進における市民、事業者との連携をさらに進めていくことが必要です。

そして、これらの取組を通じて、持続可能な開発目標（SDGs）の達成をはじめ、気候変動への適応、生物多様性などの課題に広く貢献していくことが求められます。

(2) 市民、事業者との協働に関する課題

緑を生かしたまちづくりを市民、事業者と連携して進めていくことが重要である一方、緑の基本計画に係るアンケート調査の結果から、本市の緑が持つ価値が必ずしも市民に共有されていないことが明らかとなっています。

緑を身近な問題として捉えてもらう第一歩として、市民に向けて緑の魅力を積極的に発信していくことが必要です。

また、多世代の参加促進に向け、活動体験の機会の創出や寄附など参加方法の幅を広げ、多様な参加機会を創出していくことが必要です。

さらに、市民、事業者支援を必要とするフィールド、活動したい人、活動を支える人をマッチングするしくみなど、市民や事業者の自発的、自律的な活動の拡大につながる施策を展開していくことも必要です。

(3) 緑の種類に着目した課題

①樹林地の保全、適切な維持・管理への支援

減少傾向にある樹木・樹林地の所有者の維持・管理負担軽減に向け、市民協働による保全支援が必要とされています。また、樹木の大径化・老齢化や、気候変動による台風の大型化等を背景に倒木被害の危険性が増大しています。崖線の倒木被害の未然防止等、緑の安全性確保の必要性が高まっています。

②河川・水辺・玉川上水の保全施策の継承と環境・防災減災の考慮

立川市らしさを代表する緑の軸、郷土景観として多摩川、残堀川、玉川上水等を保全し、緑と水のネットワークを充実させていくことが必要です。また、立川崖線沿いの湧水、市内各所に残る用水・分水など市民に身近な水辺は、生きものの生息・生育環境としても重要であり、保全を図っていくことが必要です。

気候変動の影響による大雨や都市型水害などが問題となる中、雨水流出抑制対策※として緑地や農地が持つ保水機能・遊水機能の重要性が高まっています。グリーンインフラの取組の一つとして、緑地、農地保全と連携した流域の雨水流出抑制、水循環の保全など、緑が持つ環境保全、防災減災機能等を生かしていくことも必要です。

③新たな制度活用を含む農地保全の取組

本市の農地は減少傾向にあります。さらに、決定から30年が経過した生産緑地地区では、いつでも指定解除が可能となり、多くの生産緑地が宅地に転換される可能性が懸念されます。農地を保全していくため、特定生産緑地、都市農地貸借法※など、さまざまな制度を活用することが必要です。

また、農地の利用や市内農産物の購入などを通じて、市民も農地の保全を支えられるよう、意識啓発を進めることも必要です。

④身近な公園の魅力と機能の向上

市内には小規模な公園が多く、施設の老朽化が進むなど、必ずしも市民にとって魅力的な場になっていない公園が多くあります。また、都市公園の維持修繕基準の法令化、「都市公園の樹木の点検・診断に関する指針（案）」の公表など、公園の維持・管理における安全管理をより適切に進めていくことが求められています。このため、公園の管理運営方針を明確にし、施設の老朽化、樹木の老木化に適切に対応していくとともに、市民、事業者と協力して身近な公園の魅力と機能の向上を図っていくことが必要です。

また、身近な公園の魅力と機能の向上に際しては、新型コロナウイルス感染症拡大を契機に暮らし方やテレワークなどの働き方が変わりつつあること、同時に健康増進やレクリエーションの場として身近な公園の重要性が更に高まっていることも考慮する必要があります。

さらに、計画的公園配置と開発事業によって市に提供される公園の位置が必ずしも一致しない状況を踏まえつつ、地域の防災性向上等を考慮し、必要な公園の確保に努めることが必要です。

⑤公共空間における健全な緑の育成

街路樹や、公共施設の敷地に植えられた緑は、まちや施設を訪れる人に潤いや安らぎをもたらす存在であり、市役所南側に広がる公的機関で多くの緑の創出がなされるなど、これまで多くの公共空間において緑化が進められてきました。

道路や市施設等の新設が減少し、面的にまとまりある緑の確保が難しい中で、緑の豊かさを感じられるまちをつくっていくため、視覚的に豊かさを感じられる緑の確保や暑熱環境の緩和等を考慮し、健全な緑を育成していくことが必要です。

⑥市街地、敷地の特性に合わせた多様な緑化の誘導

本市においては、多摩地域における代表的な商業・業務機能等の集積拠点となっているJR立川駅周辺のエリアにおいて、活発なまちづくりが進んでいます。このようなまちづくりに合わせて緑の豊かさを感じられるまちなみを形成していくため、開発事業等において誘導すべき緑化のあり方を見直すことが必要です。また、優良事例の奨励普及などを通じて「よい緑」を共有し、取組を広げていくことも重要です。

2 課題のまとめ

「1 緑の現況、前計画の取組状況、市民意識等から把握された課題」に示した各課題から、本計画において取り組むべき課題を次のように集約しました。

(1) 市民、事業者、市が協力して緑を守り育てる

本市の魅力である緑を生かして豊かな暮らし、魅力あるまちづくりを実現していくためには、市民、事業者の協力が不可欠です。

そのための第一歩として、農地や屋敷林、並木、公園といった身近な緑の存在とその役割を市民に知ってもらい、関心を高めていくことが必要です。

同時に、緑を守り、育て、支える活動に多くの市民や事業者が関わられるよう、多様な参加の機会と方法をつくっていくことも必要です。

(2) 大切な緑を守り継ぐ

立川崖線の緑、多摩川、残堀川、玉川上水をはじめとする河川・用水など、自然環境の豊かさは本市の魅力の一つとして認識されており、本市の重要な緑の資源です。

しかし、農地、屋敷林、社寺林や五日市街道のケヤキ並木などの郷土の緑は、所有者の管理負担、相続等を背景に減少傾向にあります。

本市の歴史や文化を伝える緑を次世代に継承していくこと、そのために自然の緑、郷土の緑に対する市民の関心を高め、地域全体で緑の保全を支えていくことが必要です。

(3) 緑の持つ力を安心して住み続けられるまちづくりに生かす

暑熱環境の緩和、生物多様性、安全・安心の確保（防災）、健康・福祉の増進などの観点から緑は必要です。

一方で、十分な機能を果たせていない小規模公園や公園施設の老朽化、街路樹の根上がりや生育不良など、問題を抱える緑も存在しています。

公園、道路、公共施設の整備や、民間開発事業の機会を捉えて緑の確保を進めること、創出した緑が地域に必要とされる機能を発揮できるよう適切に管理し安全を確保しつつ、活用していくことが必要です。

第3章 計画の将来像と目標

第1節 緑の将来像

緑と人がつながり、ともに生きるまち 立川

立川崖線や多摩川・残堀川・玉川上水の水辺に連なる緑、五日市街道の屋敷林の一部であるケヤキ並木及び沿道地域に広がる農地・屋敷林・雑木林など、先人たちの営みの中で守り育まれてきた自然的・歴史的な緑や郷土の緑は、本市の大きな魅力です。

市民、事業者、市が協力してこれらの緑を守り継いでいくとともに、立川駅周辺をはじめとするまちのにぎわいや日々の心地よい暮らしを彩る緑、暑熱環境の緩和、生物多様性、安全安心の確保（防災）、健康・福祉の増進などを支える緑を広げ、市民が誇れる緑のまちの実現をめざします。

その原動力となるのが、緑を守り、増やす市民、事業者の行動です。その行動をさらに広げていくことを目標に、市民が身近な緑のことを知り、日々の営みの中で緑とのつながりを持ち続けること、そして、緑を通じて人と人とがつながり、新たな活動を広げていくことを大切に、市民、事業者、市が協力し、みながともに緑を誇れるまちづくりを推進します。



第2節 基本方針

方針1 緑と人のつながりを育み生かす

本市の緑の役割、大切さ、そして魅力を市民、事業者、市が共有し、一体となって緑を守り、緑の豊かさを高めていくため、身近な緑を知る機会を充実させていきます。

緑を守り育む市民の活動をさらに進めていくとともに、農地や樹林地を所有する人、活動する人々をさまざまな形で支える人のつながりを育んでいきます。

方針2 緑を守り生かす

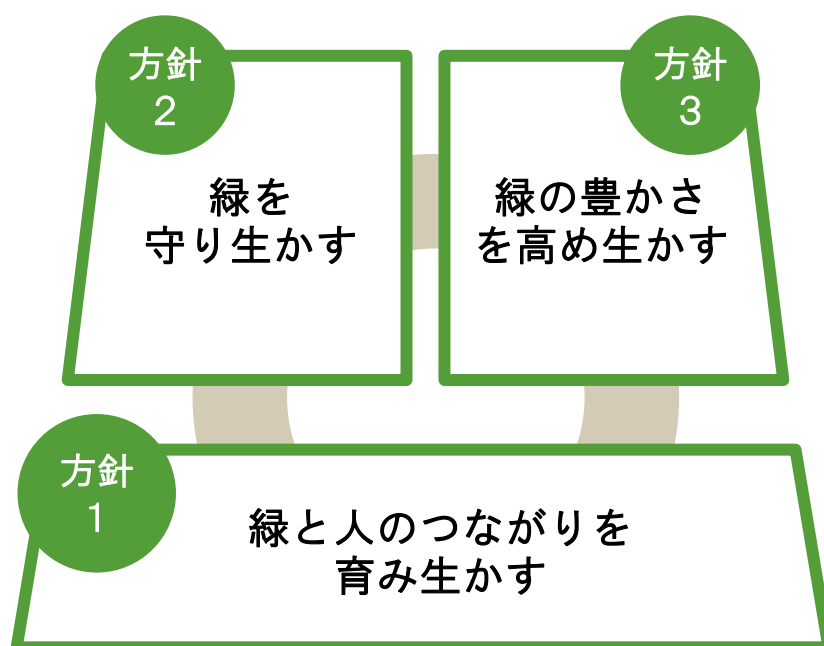
本市の緑を象徴する、崖線の緑、多摩川、残堀川、玉川上水等の河川・用水、五日市街道のケヤキ並木等、骨格となる自然的・歴史的な緑を守り継いでいきます。

人々の営みの中で受け継がれてきた、農地、屋敷林、社寺林等の郷土の緑を地域全体で支え保全します。

方針3 緑の豊かさを高め生かす

市民、事業者と協力して、住宅地や商業・業務地などにおいて、緑の豊かさを実感できる多様な緑化を進め、減りつつある緑の総量を維持していきます。

公園や街路樹、公共施設の緑を適切に維持管理するとともに、地域住民のコミュニティ空間の形成やにぎわい創出につながる公園の整備、安全性と快適な利用環境の維持、活用を進め、まちの魅力、活力を高めていきます。



第3節 計画の目標

本市の緑の骨格をなす、先人たちの営みの中で守り育まれてきた自然的・歴史的な緑や郷土の緑を守りつつ、計画的な公園整備、市民、事業者との協働による商業・業務地や住宅地の緑化を進めることで、中長期的に緑の総量（みどり率）を維持していきます。

本計画の計画期間においては、公園整備及び樹林地・農地の保全により緑地を着実に確保し、現状を維持するとともに、市民、事業者、市が協力して緑を守り、豊かさを高め、生かす取組を広げていくことをめざし、3つの方針に対応した目標を設定します。

中長期的な目標

今ある貴重な緑を守るとともに、あらゆる場所に新たな緑を創出して
緑の総量（みどり率）を維持していく

計画期間の目標 〔令和2～6（2020～2024）年度〕

緑の 確保 目標	現状（みどり率約35%）の維持に努めつつ、市民が豊かさを実感できる緑を増やしていく		
	指標	現状（平成30年度）	目標（令和6年度）
	市内の住宅地・商業地の緑が豊かだと感じる市民の割合※	住宅地 18.7% 商業地 9.8%	現状維持
※緑の基本計画に関するアンケートにおいて、緑の豊かさに関する設問で、緑が「多い」「やや多い」と回答した人の割合			
各方針 の目標	①緑を守り育む市民の活動を広げる		
	指標	現状（平成30年度末）	目標（令和6年度）
	公園等清掃美化協力員会管理の公園数	73公園	76公園
	②市民と協力して自然的・歴史的な緑や郷土の緑を維持する		
	指標	現状（平成30年度末）	目標（令和6年度）
	保存樹木数	478本	483本
	保護樹林地面積	17,578㎡	現状維持
	都市農地（生産緑地）の面積	199.92ha	190ha以上
	③公園の整備を着実に進めるとともに、市民協働で公園の活用の幅を広げる		
	指標	現状（平成30年度）	目標（令和6年度）
	市が設置・管理する都市公園等面積	58.0ha	64.2ha
	公園の柔軟な活用	—	モデル事業実施

注：現状は、立川市第4次長期総合計画後期基本計画の現状（平成30年度）と同一年度としています。

「モデル事業実施」は、地元の意向をふまえ公園機能の見直し等を行います。（p.56参照）

第4節 緑の配置方針

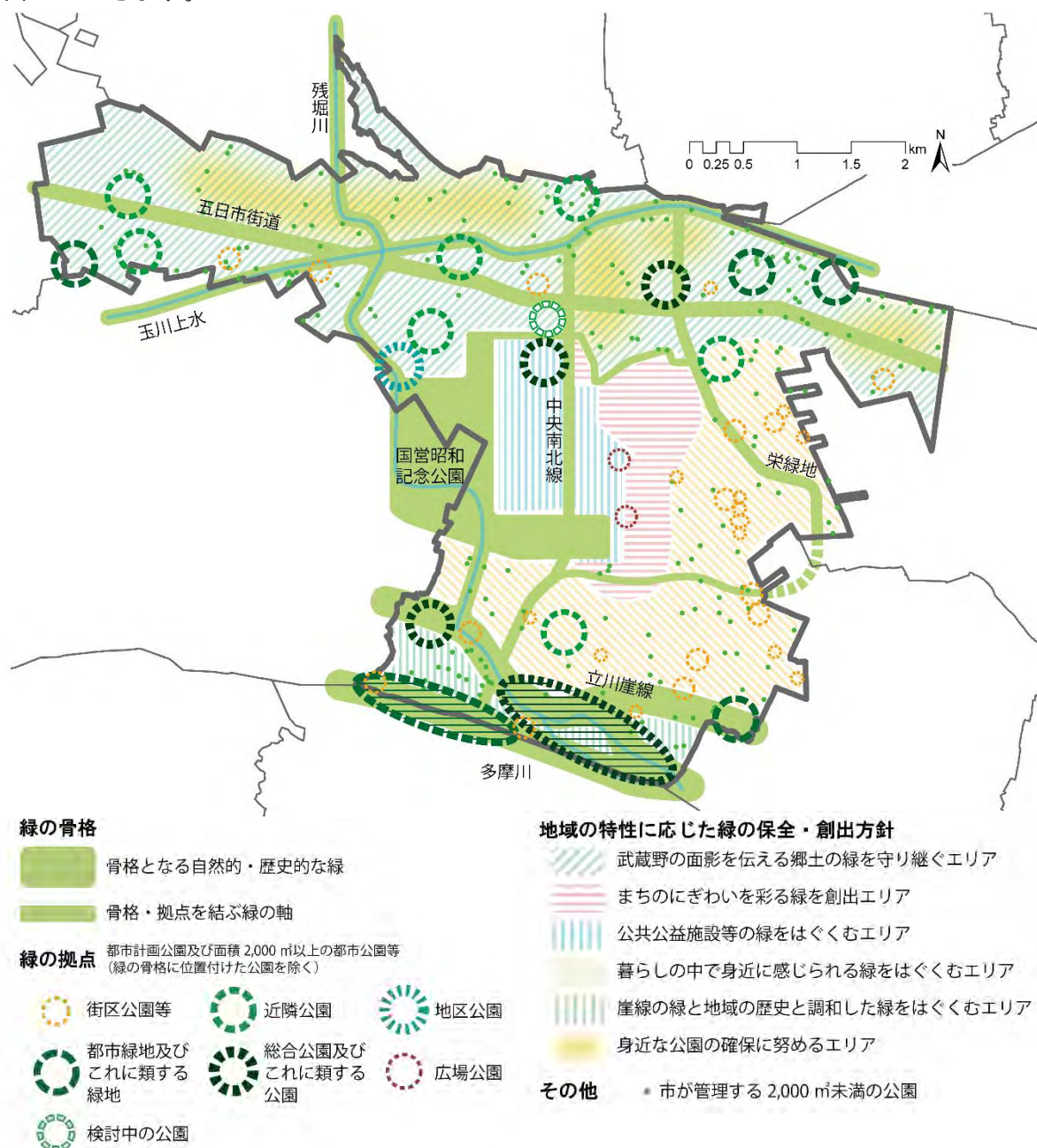
立川崖線の緑、多摩川・残堀川・根川・玉川上水に沿った緑、五日市街道沿道地域及び国営昭和記念公園一帯を、骨格となる自然的・歴史的な緑と位置づけ、保全していきます。

また、主要な幹線道路、栄緑地を、骨格や拠点をつなぐ緑の軸として位置付け、緑のネットワーク※を形成します。

さらに、地域のレクリエーション拠点であり、生きものの生息・生育環境、防災など多様な機能を担う大規模な都市計画公園・緑地（総合公園、地区公園、近隣公園※、都市緑地）を緑の拠点に位置付けます。

加えて、小規模な都市計画公園（街区公園）、一定規模以上の身近な公園を、身近な緑の拠点に位置付け、子どもの遊びや学び、市民の健康づくり、地域コミュニティの活性化、にぎわい創出、都市の魅力向上の拠点として活用していきます。

そして、それぞれの地域の土地利用、緑の特性に応じ、市民、事業者と協力して緑を保全、創出していきます。



コラム

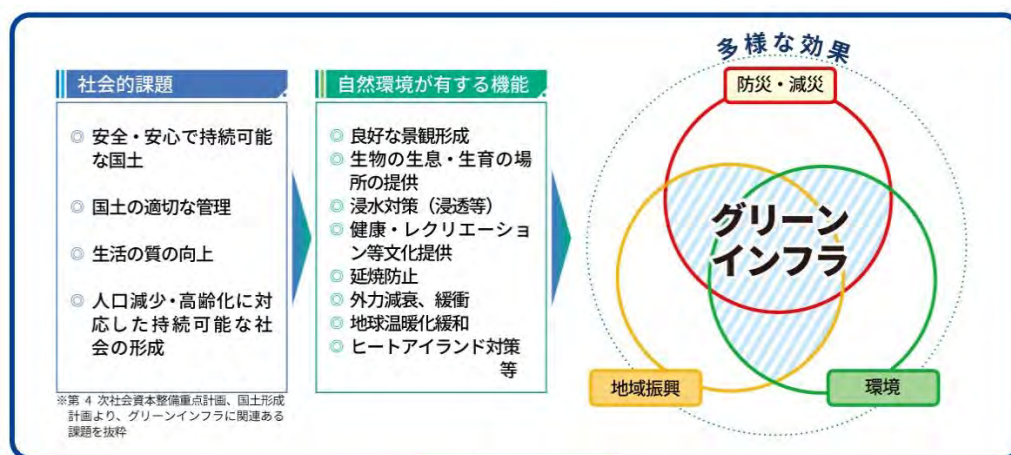
グリーンインフラ

人口減少社会の到来、地球温暖化に伴う気候変動を背景とした災害の激化など、私たちの暮らしを取り巻く社会や環境は大きく変化しており、誰もが安心して暮らせる環境や暮らしの質を維持・向上していくため、緑が持つ様々な機能をまちづくりに生かしていくことがこれまで以上に求められています。

そのような中で近年、「グリーンインフラ」への注目が高まっています。

グリーンインフラとは、「社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組」です（「グリーンインフラ推進戦略（国土交通省 令和元年7月4日公表）」より）。

本市においても、ただ緑を保全し、緑化をするのではなく、この計画を基に市民、事業者、市が協力して緑を守り、育みながら、その多様な機能をまちづくりに生かしていきます。



◎ 防災・減災や地域振興、生物生息空間の場の提供への貢献等、地域課題への対応

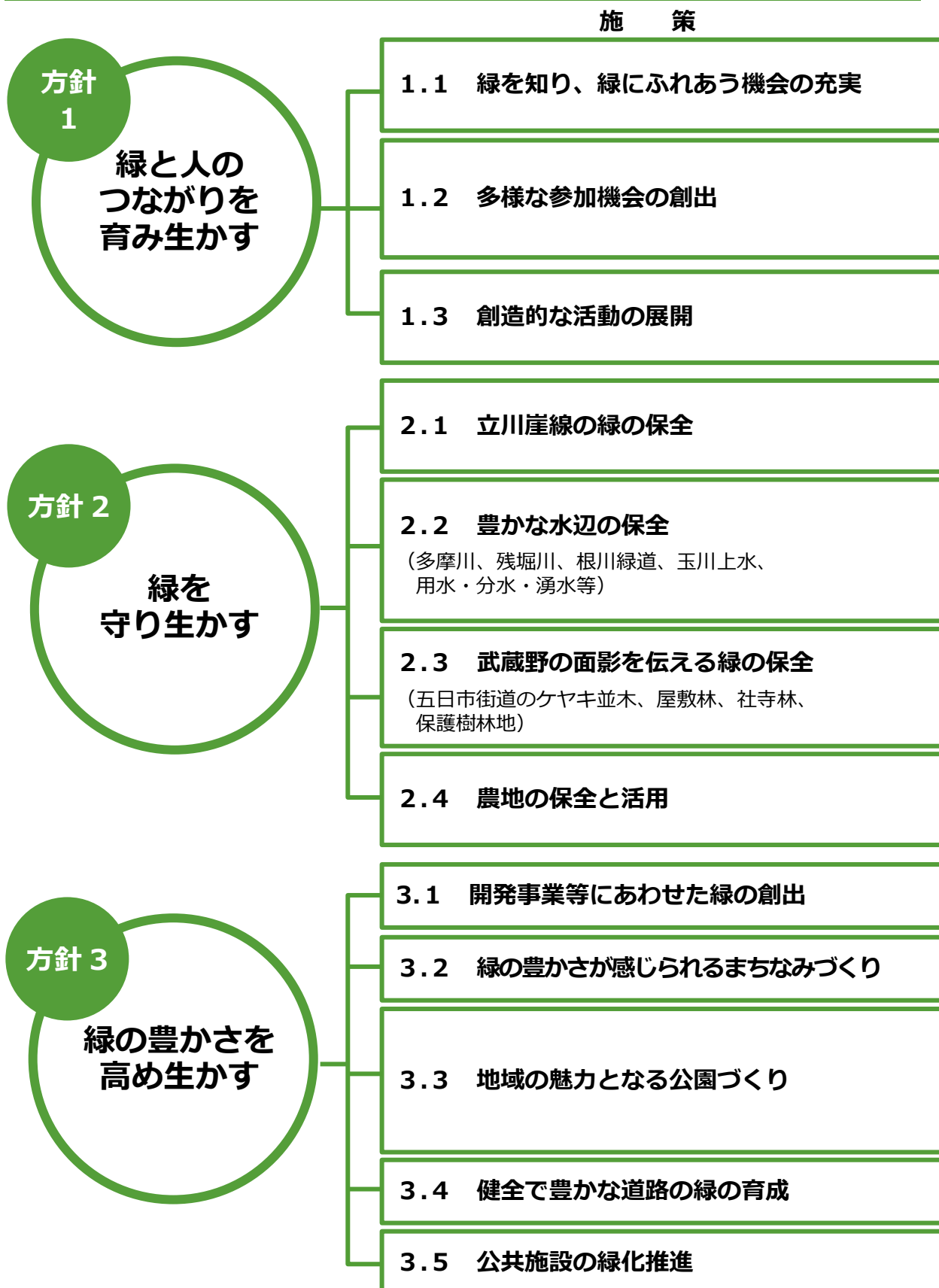
◎ 持続可能な社会、自然共生社会、国土の適切な管理、質の高いインフラ投資への貢献

図 グリーンインフラの考え方

出典）国土交通省資料

第4章 緑地の保全及び緑化の推進のための施策

第1節 施策体系



＜重点的な取組の設定について＞

本計画において重視している市民とともに緑を育み、増やす取組の充実に向け、今後のモデルとなる取組を「重点的な取組」に設定し、5年間の事業計画を示します。

主な取組



市民参加の取組

重点

重点的な取組

①緑に関する情報発信の充実

重点

②立川の緑の魅力の共有と発信



重点

①保存樹木、保護樹林地等の保全における市民、ボランティア団体との協働推進



重点

②公園の管理、地域緑化への市民参加の促進



③多様な参加機会の創出



①立川公園ガニガラ広場を拠点とした活動の拡大



重点

②さまざまな活動をつなぎ、広げるしくみづくり

①崖線の緑の保全と安全確保

②矢川緑地の湿地環境の保全

①多摩川、残堀川の河川環境の保全と水辺空間の適正利用

②根川緑道の桜並木とせせらぎの保全



重点

③玉川上水の保全

④用水・分水、湧水の保全

①五日市街道のケヤキ並木の保全



②屋敷林、社寺林等の保全



③保存樹木、保護樹林地等の保全における市民、ボランティア団体との協働推進【再掲】



重点

①さまざまな制度を活用した農地の保全

②市民の農への関心向上とふれあいの促進



①多様な手法を活用した緑化の推進

①接道部を中心とした住宅地の緑化推進



①公園の活用や計画的な整備

②身近な公園の機能見直しと再生



③地域住民、民間事業者と連携した公園の柔軟な活用



重点

④安全で快適な公園利用を支える維持管理の推進

重点

①街路樹の適切な植栽と維持管理

①公共施設再編に合わせた緑の質の向上

第2節 施策の内容

市民、事業者、市が協力して3つの方針に基づく12の施策を進め、「グリーンインフラ」の考え方に沿って環境保全、防災・減災、健康・福祉の向上、地域コミュニティの醸成などの緑の多様な機能を生かし、みながともに緑を誇れるまちづくりを推進します。

方針 1

緑と人のつながりを育み生かす

施策1.1 緑を知り、緑にふれあう機会の充実

①緑に関する情報発信の充実 **重点**

市民が身近な緑について知り、関心を持つ機会を多くつくり、市民と緑との関わりを増やしていくため、身近な緑の存在について、市民に向けた情報発信を進めます。



毎年4月に開催する緑化まつり

②立川の緑の魅力の共有と発信 **重点**

緑に対する共感を広げていくため、緑ある暮らしの心地よさやまちの魅力となる緑について、市民から情報を集め発信していくとともに、市民自身が発信できる機会を設けていきます。

施策1.2 多様な参加機会の創出

①保存樹木、保護樹林地等の保全における市民、ボランティア団体との協働推進 **重点**

市民参加による緑の保全を進めていくため、保存樹木、保護樹林地等保全ボランティアへの支援を進めるとともに、参加を促進していくため、活動について広く市民に知らせる取組を進めます。

②公園の管理、地域緑化への市民参加の促進

緑化推進協力員会、公園等清掃美化協力員会、公園等管理協力員等の取組を継続するとともに、参加を促進していくため、活動について広く市民に知らせる取組を進めます。



花苗の植付をする緑化推進協力員

③多様な参加機会の創出

緑と関わる活動に参加する市民のすそ野を広げていくため、活動を体験できる機会の創出や寄附制度の検討など、多様な参加機会の創出に取り組みます。

施策1.3 創造的な活動の展開

①立川公園ガニガラ広場を拠点とした活動の拡大 **重点**

平成29（2017）年に開園した立川公園ガニガラ広場の一画には、玉川上水から取り入れられた柴崎分水の水を使った市内唯一の田んぼがあり、市民参加で田植えなどが行われています。

このガニガラ広場を拠点として、農のある風景の継承、崖線の緑と湧水の保全、樹林地などに生息・生育する生きものの保全など、市民のアイデアを生かした活動を広げていきます。

②さまざまな活動をつなぎ、広げるしくみづくり

市民活動をさらに活発化させ、創造的な活動へと広げていくため、さまざまな活動に取り組む市民の交流の場づくりなど、人や活動をつなぎ広げるしくみを検討します。



ガニガラ広場（東側階段入口からの景色）

方針 2

緑を守り生かす

施策2.1 立川崖線の緑の保全

①崖線の緑の保全と安全確保

崖線の緑を保全し、緑の連続性を維持しつつ安全を確保するため、都市計画公園・緑地区域内の樹林地の保全を進めます。

また、未整備の都市計画公園・緑地区域内の樹林地の保全優先度を評価し、対応策を検討します。



複数のアンカーボルトで斜面を固定し、崖線の樹木をできる限り残した安全対策の例（立川公園内）

②矢川緑地の湿地環境の保全

市内唯一の湿地環境である矢川緑地を保全するため、東京都と市の協定に基づく管理を継続します。また、矢川緑地の存在と貴重な環境を市民に知ってもらえるよう、情報発信に取り組みます。

施策2.2 豊かな水辺の保全

①多摩川、残堀川の河川環境の保全と水辺空間の適正利用

河川管理者である国、東京都と連携して、多摩川、残堀川の河川環境を保全します。また、不法投棄の防止など、水辺空間の適正な利用に向けた市民への普及啓発に取り組みます。

②根川緑道の桜並木とせせらぎの保全 重点

桜の名所として多くの市民に親しまれ、市域を超えた利用者が期待できる観光資源である根川緑道について、桜並木とせせらぎを保全し、良好な景観を残すとともに安全性を確保するため、適切な維持管理に取り組みます。

また、市民協働のプログラムを活用した桜の手入れを推進します。



根川緑道の桜並木

③玉川上水の保全

旧来の姿に近い風景を残す市内の玉川上水を守り継いでいくため、緑道樹木の管理目標を関係機関（東京都水道局、東京都建設局、市）と共有するしくみを検討します。

④用水・分水、湧水の保全

かつての新田開発を担ってきた歴史的・文化的資産であり、市民に親しまれた身近な水辺であった用水・分水の水路の管理状況を把握し、維持管理を継続していきます。

河川の水質調査、立川崖線の湧水調査、地下水調査を継続して、状況変化を把握します。また、立川崖線沿いの矢川緑地などの湧水及びそこに生息・生育する生きものの保全を図るとともに、大雨時の雨水流出抑制を図るため、台地上の地域における雨水浸透を促進します。流水や湧水が確保できる公園を整備する場合は、水の流れを創出し、水に親しみやすい公園の整備に努めます。

施策2.3 武蔵野の面影を伝える緑の保全

①五日市街道のケヤキ並木の保全

五日市街道のケヤキ並木は、軽い火山灰土が春先の強い風に舞い上がって起こる砂ぼこりを防ぐために、周辺の農家には欠かせない防風林として、江戸時代の新田開発を機に植えられるようになったと伝えられています。

地域の歴史を伝える存在である並木を保全していくため、五日市道風致地区の保全、保存樹木等の指定を通じた管理支援を継続します。また、ボランティア団体や地域住民との協働による落ち葉清掃などを通じた所有者の負担軽減、地域住民の理解を醸成する普及啓発に努めます。さらに、関係部署と連携してケヤキ並木の実態把握と保存の方法を検討します。

②屋敷林、社寺林等の保全

武蔵野の郷土景観を今に伝える農家の屋敷林や社寺林等のまとまった緑を保全していくため、緑化推進条例に基づく保存樹木、保護樹林地の適用により緑の減少の低減を図ります。

また、相続、維持管理に加え、近隣住民からの落ち葉への苦情も所有者の負担となっていること、気候変動の影響による台風の強大化を背景に倒木の危険性が増大していることから、緑地、樹林地等保全ボランティア団体と協働による管理支援を継続するとともに、近隣住民の樹林地に対する理解促進を図り、落ち葉清掃のイベント化などを検討します。

③保存樹木、保護樹林地等の保全における市民、ボランティア団体との協働推進 **重点** 【再掲】

市民参加による緑の保全を進めていくため、保存樹木、保護樹林地等保全ボランティアへの支援を進めるとともに、参加を促進していくため、活動について広く市民に知らせる取組を進めます。

施策2.4 農地の保全と活用

①さまざまな制度を活用した農地の保全

本市の農地は、郷土の歴史を伝え、本市の特徴的な景観を形成するとともに、防災空間としての機能、雨水の貯留・浸透などの多面的機能により市民の暮らしを支えています。しかし、市北部における農地のスプロール※的市街化などを背景に減少傾向が続いています。農地のもつ多面的機能を生かし、良好な環境を形成していくため、特定生産緑地の指定、都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく制度など、さまざまな制度を活用し、農地の保全を進めます。

②市民の農への関心向上とふれあいの促進

立川市の郷土景観としての農地、都市農業に対する市民の関心を高めていくため、市民農園、体験型農園の利用、援農ボランティア、親子での収穫体験など、市民と農とのふれあいを促進します。

また、地域の農の歴史や農地が持つ防災機能、景観形成機能などの多面的機能に関する情報発信に取り組みます。



市民農園

方針 3

緑の豊かさを高め生かす

施策3.1 開発事業等にあわせた緑の創出

①多様な手法を活用した緑化の推進

開発地等において、民間事業者と連携して質の高い緑化を誘導し、視界に入る緑を増やしていくため、緑化技術の進展や、開発事業者の意見などを考慮し、緑化面積の算定において、現在は算入対象に含めていない壁面緑化、地被植物（芝生等）による緑化等の取扱いを検討します。

また、事業者に向け、緑のネットワーク形成や快適性、安全性、景観、生物多様性等に十分配慮した緑化に関する普及啓発を進めます。

施策3.2 緑の豊かさが感じられるまちなみづくり

①接道部を中心とした住宅地の緑化推進

接道部に重点を置いた緑化を促し、緑の豊かさを視覚的に感じられるまちなみを形成していくため、市民に向け、塀や柵を活用した緑化事例の情報発信、ガーデニング講座の実施などによる緑化の普及啓発に取り組みます。また、景観セミナーや出前講座、まち歩きなど景観づくりに向けた景観教育に取り組み、心地よく暮らせる環境を市民と協力してつくっていきます。

施策3.3 地域の魅力となる公園づくり

①公園の活用や計画的な整備

公園の規模と配置に偏りが生じている現状を踏まえつつ、防災、環境保全等の面から必要な公園整備を計画的に推進するとともに、公園の新たな活用も検討します。公園整備に際しては、ワークショップ等を通じて市民の意見を考慮して公園づくりを進めます。

一定規模の公園が充足している地域については、開発時の提供公園設置基準の見直しを検討します。

②身近な公園の機能見直しと再生

本市では、似たような小規模公園が近接しており、あまり利用されない公園も存在しています。

複数の小規模公園が連携して地域の多様なニーズを満たせるよう、ワークショップ等を通じて市民の意見を取り入れ、機能を見直し、地域住民が愛着を持って利用できる公園への再生を進めます。

③地域住民、民間事業者と連携した公園の柔軟な活用 重点

地域住民に利用される公園、地域のまちづくりに生かされる公園をふやしていくため、公園の管理、活用における地域住民、民間事業者との連携を促進します。

また、ニーズの高い活用策については、施設管理方法を検討した上で試験的に実施し、多様な利活用を推進します。

④安全で快適な公園利用を支える維持管理の推進 重点

市民がいつでも安全で快適に身近な公園を利用できるよう、公園の管理運営方針を定め、法令及び国の指針等に基づく遊具の安全点検の継続、公園施設の長寿命化、都市公園の樹木の点検・診断等を進めます。

公園などに設置されたかまどベンチ等の防災設備について、地域の防災訓練において利用体験の機会を設けるなど、利用方法の普及に努めます。

施策3.4 健全で豊かな道路の緑の育成

①街路樹の適切な植栽と維持管理

道路を軸とした緑のネットワークを形成していくため、都市計画道路、幹線道路の新設、拡幅時に緑化を進めます。

既存の街路樹について、道路幅員に合わない樹種を植栽したことによる根上がりや生育不良、車椅子やベビーカーの通行への支障などの問題が生じていることから、「街路樹のあり方方針」により、幅員、樹種に応じた街路樹の管理目標、老木植替時の幅員構成に合った樹種への転換など、適切な維持管理に努めます。

施策3.5 公共施設の緑化推進

①公共施設再編に合わせた緑の質の向上

公共施設の再編に合わせて、良好な環境の創出につながる緑化や雨水の地下水涵養を推進し、民有地緑化の模範となる緑化と緑の管理に取り組みます。

また、公共施設整備における緑化の情報を蓄積し、今後の緑化と管理に反映していきます。

第3節 重点的な取組

本計画において重視している市民とともに緑を育み、増やす取組の充実に向け、今後の取組のモデルとなる5つの重点的な取組について、5年間の事業計画を示します。

重点的な取組 1

立川の緑の情報と魅力の発信

関連する主な取組：施策1.1①(p.46) 施策1.1②(p.46)

①取組内容

- ・苗木や花苗の無料配布、スタンプラリー、緑の募金、緑の相談などを通じて、市民の緑への関心を高める催しとして、「緑化まつり」（毎年4月）の開催を継続します。
- ・身近な公園のことを市民に知ってもらい、利用してもらう機会を増やしていくため、子育て世代を対象とした幼児向け遊具・トイレ設備の情報提供、高齢者に向けた健康遊具の情報提供、多世代に向けた花の見ごろや紅葉の情報提供など、公園の施設や魅力を伝える情報発信を進めます。
- ・立川農業の魅力発信を目的に、市内の農業の魅力が伝わる写真を募集する「『立川の農』写真コンテスト」（令和元（2019）年開始）を継続します。
- ・農業広報誌「立川育ち」によるファーマーズセンターみのれ立川の紹介、農業祭のお知らせ、災害時の農地利用の周知を継続します。



第1回「立川の農」
写真コンテスト
募集記事

②事業計画

取組	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)
緑化まつり開催【継続】	※	→	→	→	→
市内の公園情報の発信【新規】		→	→	→	→
「立川の農」写真コンテスト【継続】	→	→	→	→	→
農業広報誌「立川育ち」による情報発信【継続】	→	→	→	→	→

※令和2（2020）年度の緑化まつりは、新型コロナウイルスの影響により中止。

重点的な取組 2

立川公園ガニガラ広場を拠点とした活動の拡大

関連する主な取組：施策 1. 3 ① (p. 47) 施策 2. 2 ② (p. 48)

①取組内容

- ・立川公園のガニガラ広場における市民参加の田んぼの管理活動を継続します。また、活動の中で出された市民のアイデアの実現を支援します。
- ・市の貴重な財産であり観光資源である根川緑道の桜を保全するため、緑地・樹林地等保全ボランティア団体と協働して、市民参加で土壌改良を実施します。

②事業計画

取組	令和 2 (2020)	令和 3 (2021)	令和 4 (2022)	令和 5 (2023)	令和 6 (2024)
田んぼづくりなどの活動 【拡充】					→
市民協働のプログラムを活用 したサクラの手入れ【継続】					→



ガニガラ田んぼネットによる田んぼの活動



NP0 法人集住グリーンネットワークによる
土壌改良作業



子ども自然体験の市民講座



ガニガラ広場の多様な自然環境の市民講座

重点的な取組 3

保存樹木、保護樹林地等の保全における
市民、ボランティア団体との協働促進

関連する主な取組：施策1.2①(p.46) 施策2.3③再掲(p.49)

①取組内容

- ・ 保存樹木、保護樹林地等の保全に取り組むボランティアへの支援を継続します。また、ボランティア団体から出されたアイデアの実現に向けて支援策を検討します。
- ・ 緑化まつりなどにおいてボランティア団体の活動を広く市民に知らせる広報を実施します。
- ・ 各団体が持つ樹林地等の管理に関する知識や経験を共有する交流・情報交換の機会をつくります。

②事業計画

取組	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)
保存樹木、保護樹林地等保全 ボランティアへの支援【継続】					
ボランティア団体による活動 の広報【拡充】					
団体の交流・情報交換の機会 づくり【新規】					



ボランティア対象のセミナーにて
樹木の保全方法を学ぶ
NPO 法人グリーンサンクチュアリ悠のメンバー



立川自然観察友の会による
「立川崖線ウォーク」



立川崖線の自然を守る会による竹林の下刈り

重点的な取組 4

地域住民、民間事業者と連携した公園の柔軟な活用

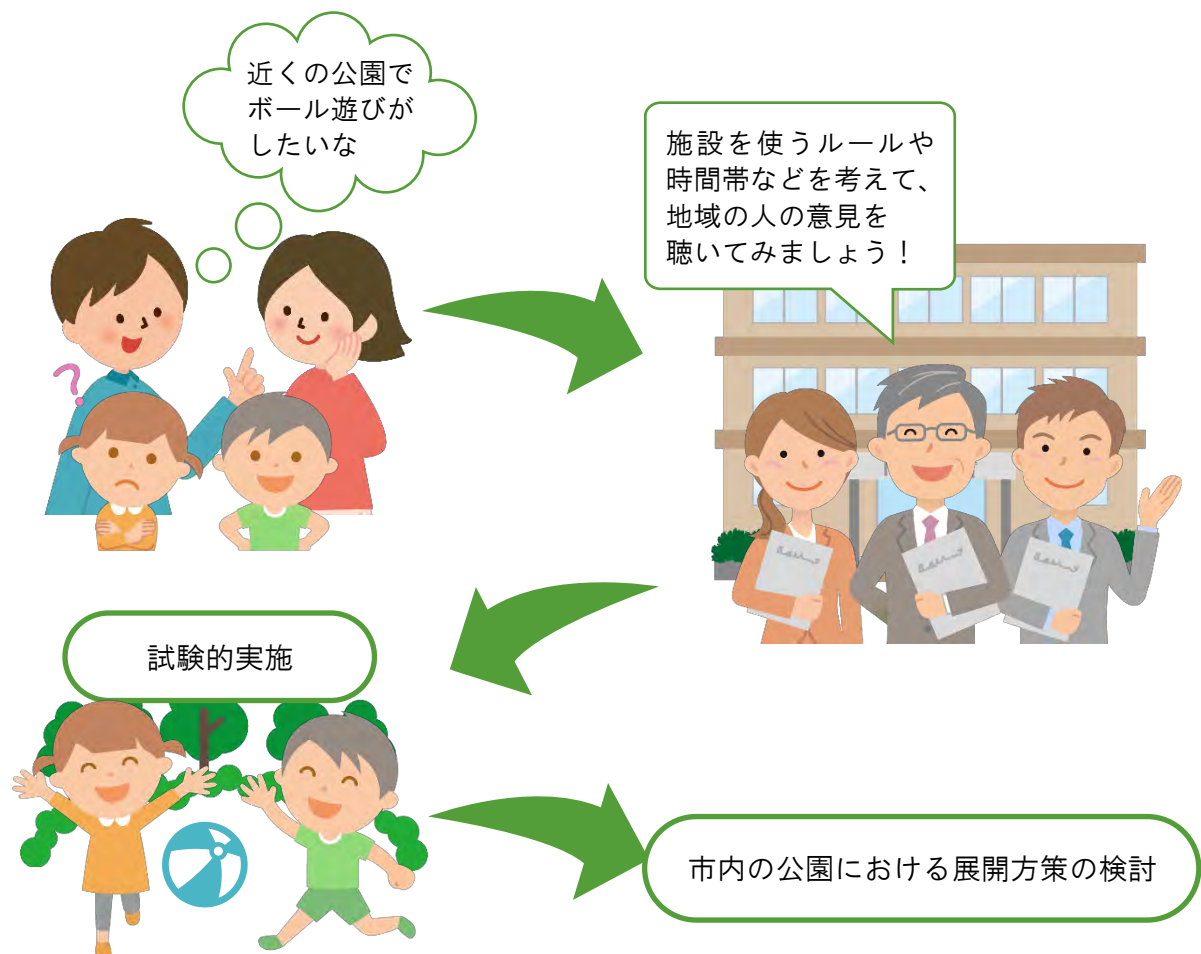
関連する主な取組：施策 3. 3③(p. 52)

①取組内容

- ・ ボール遊びなど、市民からニーズの高い活用策を試行する公園を選定して、施設の管理方法を検討し、地域住民との合意形成を図った上で、試験的に実施します。
- ・ 試行結果に基づき、市内の公園における展開方策を検討します。

②事業計画

取組	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)
試行する公園の選定と施設の 管理方法の検討及び地域住民 との合意形成【新規】					
試験的实施【新規】					
市内の公園における展開方策 の検討【新規】					



重点的な取組 5

安全で快適な公園利用を支える維持管理の推進

関連する主な取組：施策3.3④(p.52)

①取組内容

- ・法令及び国の指針等に基づく遊具の安全点検を継続し、立川市公園施設長寿命化計画に基づき、公園施設（根川緑道のサクラを含む）の長寿命化を進めます。
- ・施設や樹木を適切に維持管理していくとともに、公園の魅力づくりや活用に市民、事業者と協働して取り組んでいくための考え方、方針を示す公園の管理運営方針を作成します。
- ・老木化、大径木化した公園内の樹木が、強大な台風やいわゆる爆弾低気圧などによって倒れ、通行者や家屋などに被害を及ぼす危険性が高まっていることから、「都市公園の樹木の点検・診断に関する指針（案）」（平成29年 国土交通省）に基づき公園の管理運営方針を検討し、都市公園の樹木の点検・診断等を実施して倒木危険度、健全度を把握し、診断結果を基に樹勢回復、老木の更新等の対策を実施します。

②事業計画

取組	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)
公園の管理運営方針の設定 【新規】	検討	→	→	→	→
遊具の安全点検及び公園施設の長寿命化【継続】					→
都市公園の樹木の点検・診断 【新規】			→	→	→



すべり台の角度の点検



木材や金属の腐食の有無の点検

第5章 地域別の方針

第1節 地域区分

上位計画である「立川市都市計画マスタープラン」で示している中長期的な視点による、おおむね 20 年先の将来像に沿って、各地域における今後の取組の方向性を示します。

地域・地区は、「立川市都市計画マスタープラン」の地域別構想における以下の区分に基づきます。



図 地域・地区区分

第2節 各地域の方針

1 南地域（富士見町・柴崎町・錦町・羽衣町）

（1）現況

- ・骨格となる緑である、立川崖線、残堀川、根川、多摩川河川敷を軸に、連続した緑、まとまった緑が残る地域です。
- ・市内でも古くから人々の生活の場であった集落が形成されてきた地域であり、諏訪神社や普済寺をはじめとする豊富な歴史的資源が、社寺林、屋敷林などとともに残されています。
- ・市内唯一の湿地環境である矢川緑地が市境にあり、生物多様性の観点からも重要な環境を残しています。
- ・自然豊かで、多摩都市モノレール柴崎体育館駅間近の観光資源でもある立川公園、根川緑道とその周辺を含む桜並木があります。
- ・根川緑道の桜並木、平成29（2017）年に開設したガニガラ広場（田んぼ）では、市民による緑の保全活動が進んでいます。
- ・農地がわずかに残り、市民農園が開設されています。

（2）各地区の取組の方向性と取組例

ア．富士見地区

■取組の方向性

緑の骨格と拠点をつなぐネットワークの形成

■取組例

- ・立川崖線の緑の保全と安全確保
- ・富士見公園、東京都農林総合研究センター（旧農業試験場）周辺を拠点とした緑の保全・活用
- ・柴崎分水や昭和用水、残堀川等の水辺や湧水の保全
- ・ＪＲ西立川駅～富士見公園周辺～残堀川～多摩川緑地を連絡する緑豊かな歩行者ネットワークの形成
- ・保存樹木の保全、指定の推進
- ・住区基幹公園の適正規模での配置（身近な公園の確保）
- ・小規模な街区公園が近接する地域における各公園の機能の見直しと再生の検討
- ・幹線道路整備（立3・1・34）に際した道路、沿道の緑化推進
- ・緑の豊かさを感じられるまちなみ形成

イ．柴崎地区

■取組の方向性

自然や歴史と一体となった緑の保全と市民活動の促進

■取組例

- ・立川崖線の緑の保全と安全確保
- ・市民農園の活用を通じた農とのふれあい
- ・保存樹木、保護樹林地の保全、指定推進

- ・ 寺社周辺の歴史的資源と一体となった緑の保全と緑あふれる住環境の形成
- ・ 立川公園の拡充・整備
- ・ 市民協働による根川緑道の桜並木の保全、立川公園ガニガラ広場を拠点とした活動展開
- ・ 根川緑道せせらぎ水の新水源への変更
- ・ 住区基幹公園の適正規模での配置（身近な公園の確保）

ウ. 錦・羽衣地区

■ 取組の方向性

まちにうるおいをもたらす緑と水辺の保全・活用

■ 取組例

- ・ 立川崖線の緑の保全と安全確保
- ・ 矢川緑地の湿地環境の保全、市民に向けた情報発信
- ・ 多摩川、柴崎分水、矢川緑地等の水辺や湧水の保全
- ・ 保存樹木の保全、指定の推進
- ・ 立川公園の拡充・整備
- ・ 根川緑道せせらぎ水の新水源への変更
- ・ 住区基幹公園の適正規模での配置（身近な公園の確保）
- ・ 緑の豊かさを感じられるまちなみ形成

【方針図】



2 中央地域（泉町・緑町・曙町・高松町）

（１）現況

- ・ＪＲ立川駅、サンサンロード沿道地域を中心に、新しいまちづくりが進む多摩地域の中心となる地域です。
- ・広域的なレクリエーション拠点である国営昭和記念公園が立地し、市内外から多くの人々が訪れています。
- ・市役所南側の公的機関で多くの緑の創出がなされてきました。
- ・サンサンロード沿道において、施設整備に合わせて新たな緑の創出が進展しています。
- ・中心市街地の商業・業務空間においては、多摩地域における交流・活動の中心となる都市にふさわしい、にぎわいと緑の豊かさ、うるおいを兼ね備えたまちづくりが求められています。
- ・狭小な公園が多い場所が見られます。

（２）各地区の取組の方向性と取組例

ア．泉・緑地区

■取組の方向性

国営昭和記念公園、公共施設の豊かな緑を骨格とした緑のネットワークの形成

■取組例

- ・公共施設、道路を中心とした、多摩地域の中心都市にふさわしい、豊かな緑の創出・育成
- ・国営昭和記念公園の整備促進、国営昭和記念公園を拠点とした水と緑のネットワークの形成
- ・「立川基地跡地西側地区」における運動公園等の整備検討

イ．曙・高松地区

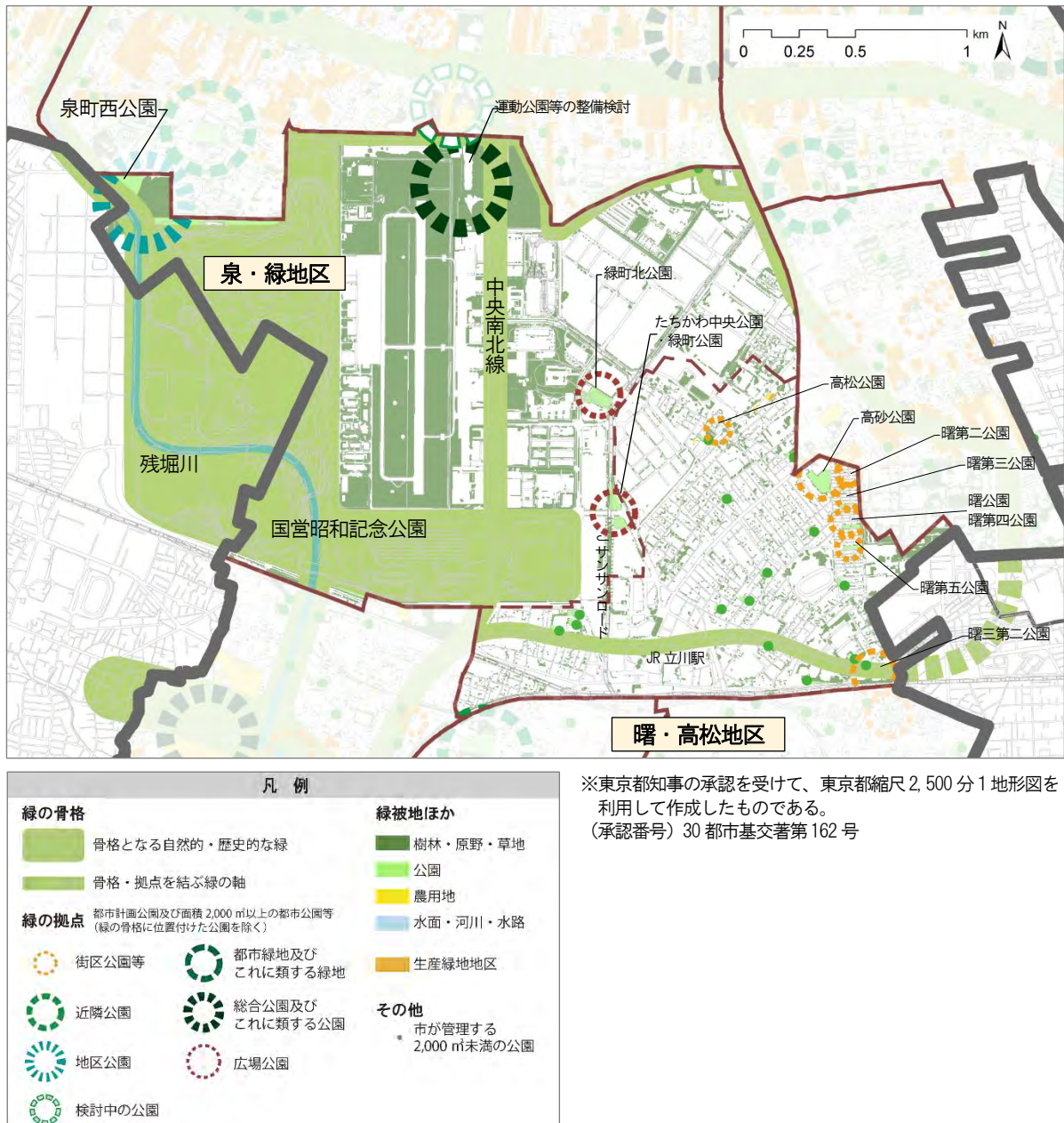
■取組の方向性

訪れる人々をもてなす緑空間の創出

■取組例

- ・ＪＲ立川駅を中心としたまちづくりに合わせた商業・業務空間における緑の創出
- ・住区基幹公園の適正規模での配置（身近な公園の確保）
- ・小規模な街区公園が近接する地域における各公園の機能の見直しと再生の検討
- ・緑の豊かさを感じられるまちなみ形成

【方針図】



3 北部東地域（若葉町・幸町・栄町）

（１）現況

- ・生産緑地が広く分布し、玉川上水、川越道緑地、五日市街道のケヤキ並木、農家の屋敷林など、武蔵野の面影を残す地域です。
- ・農地のスプロールの市街化が進行しており、樹林地、生産緑地は年々減少傾向にあり、自然環境、貴重な緑地空間である都市農地の保全を図ることが必要です。
- ・地域を南北にはしる栄緑地が緑の骨格軸を形成しており、栄緑地周辺には大小さまざまな公園が立地しています。
- ・狭小な公園が多く、適正規模の公園が乏しい場所が見られます。

（２）各地区の取組の方向性と取組例

ア．若葉・幸地区

■取組の方向性

歴史を伝える緑を保全・活用した緑のネットワーク形成

■取組例

- ・武蔵野の面影を残す豊かな緑の保全
- ・豊かな緑を保全・活用した公園や緑地等を連絡する水と緑のネットワークの形成
- ・玉川上水風致地区、野火止用水、五日市街道のケヤキ並木等歴史を伝える緑の保全
- ・保存樹木、保護樹林地の保全、指定の推進
- ・市民協働による保存樹木等の保全活動の推進
- ・生産緑地の保全
- ・川越道緑地の整備充実
- ・住区基幹公園の適正規模での配置（身近な公園の確保）

イ．栄地区

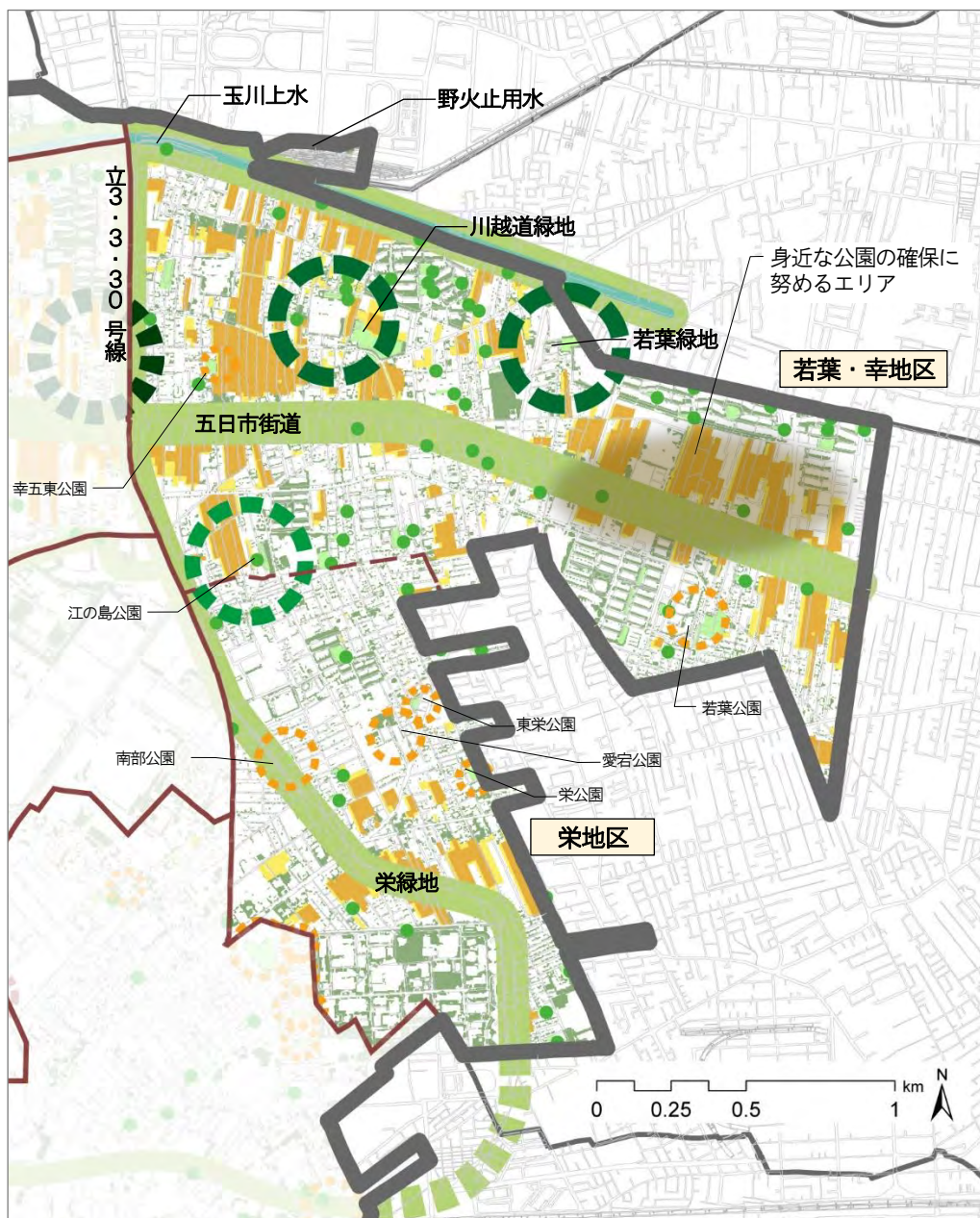
■取組の方向性

栄緑地を軸とした、歩いて楽しい緑のまちづくり

■取組例

- ・栄緑地を緑の骨格軸とした、公園等を連絡する緑豊かな歩行者ネットワークの形成
- ・保存樹木の保全
- ・生産緑地の保全
- ・主要な幹線道路沿道における緑豊かな沿道型市街地の形成
- ・住区基幹公園の適正規模での配置（身近な公園の確保）
- ・小規模な公園が近接する地域における各公園の機能の見直しと再生の検討
- ・緑の豊かさを感じられるまちなみ形成

【方針図】



凡 例	
緑の骨格	緑被地ほか
骨格となる自然的・歴史的な緑	樹林・原野・草地
骨格・拠点を結ぶ緑の軸	公園
緑の拠点	農用地
街区公園等	水面・河川・水路
近隣公園	生産緑地地区
地区公園	都市緑地及びこれに類する緑地
検討中の公園	総合公園及びこれに類する公園
	広場公園
	その他
	市が管理する2,000㎡未満の公園

※東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分1地形図を利用して作成したものである。
(承認番号) 30 都市基交著第162号

4 北部中地域（柏町・砂川町・上砂町）

（１）現況

- ・生産緑地が広く分布し、玉川上水、残堀川、五日市街道のケヤキ並木、農家の屋敷林など、武蔵野の面影を残す地域です。
- ・農地のスプロールの市街化が進行しており、樹林地、生産緑地は年々減少傾向にあり、自然環境、貴重な緑地空間である都市農地の保全を図ることが必要です。

（２）各地区の取組の方向性と取組例

ア．上水北地区

■取組の方向性

武蔵野の面影を残す郷土の緑を生かす緑のまちづくり

■取組例

- ・歴史ある玉川上水周辺の自然環境の保全、関係機関と連携した緑の維持管理
- ・保存樹木の保全、指定の推進
- ・生産緑地の保全
- ・主要な幹線道路沿道における緑豊かな沿道型市街地の形成
- ・砂川公園の整備拡充
- ・住区基幹公園の適正規模での配置（身近な公園の確保）

イ．上水南地区

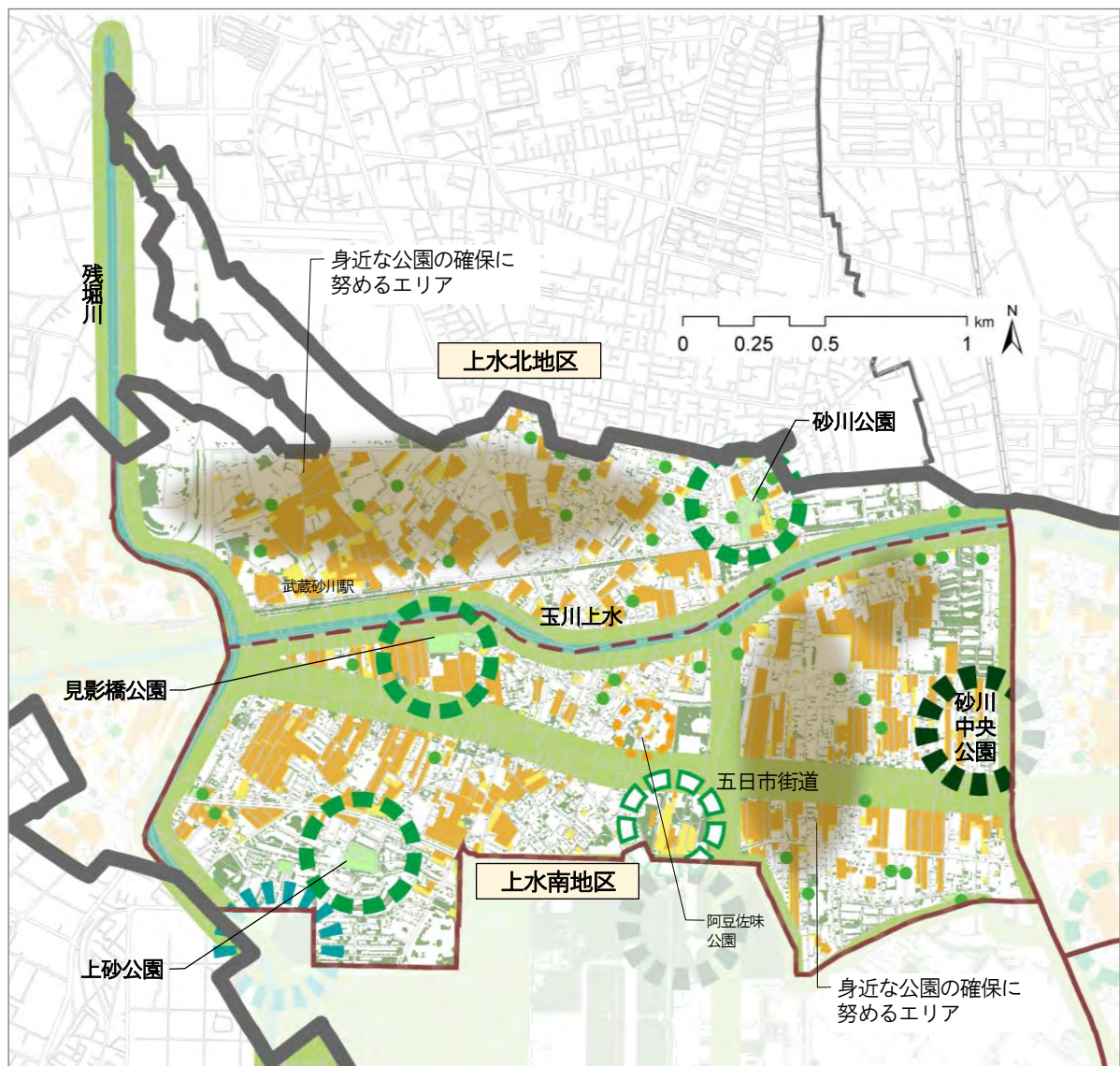
■取組の方向性

武蔵野の面影を残す郷土の緑の保全と緑豊かな住環境の形成

■取組例

- ・玉川上水風致地区、五日市街道のケヤキ並木等の保全
- ・市民協働による保存樹木等の保全活動の推進
- ・生産緑地の保全
- ・住区基幹公園の適正規模での配置（身近な公園の確保）
- ・未整備の都市計画公園に関する検討
- ・主要な幹線道路沿道における緑豊かな沿道型市街地の形成

【方針図】



凡 例	
緑の骨格	緑被地ほか
骨格となる自然的・歴史的な緑	樹林・原野・草地
骨格・拠点を結ぶ緑の軸	公園
緑の拠点 都市計画公園及び面積 2,000 m ² 以上の都市公園等 (緑の骨格に位置付けた公園を除く)	農用地
街区公園等	水面・河川・水路
近隣公園	生産緑地地区
地区公園	その他
検討中の公園	市が管理する 2,000 m ² 未満の公園
	都市緑地及びこれに類する緑地
	総合公園及びこれに類する公園
	広場公園

※東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分 1 地形図を利用して作成したものである。
(承認番号) 30 都市基交著第 162 号

5 北部西地域（一番町・西砂町）

（１）現況

- ・五日市街道を中心とした地域で、玉川上水や五日市街道のケヤキ並木、残堀川、一帯に広く分布する生産緑地が、武蔵野の面影を色濃く残しています。
- ・西側は市街化調整区域※となっており、優良な農地が広がっています。
- ・農地のスプロールの市街化が進行しており、樹林地、生産緑地は年々減少傾向にあり、自然環境、貴重な緑地空間である都市農地の保全を図ることが必要です。

（２）各地区の取組の方向性と取組例

ア．一番・西砂地区

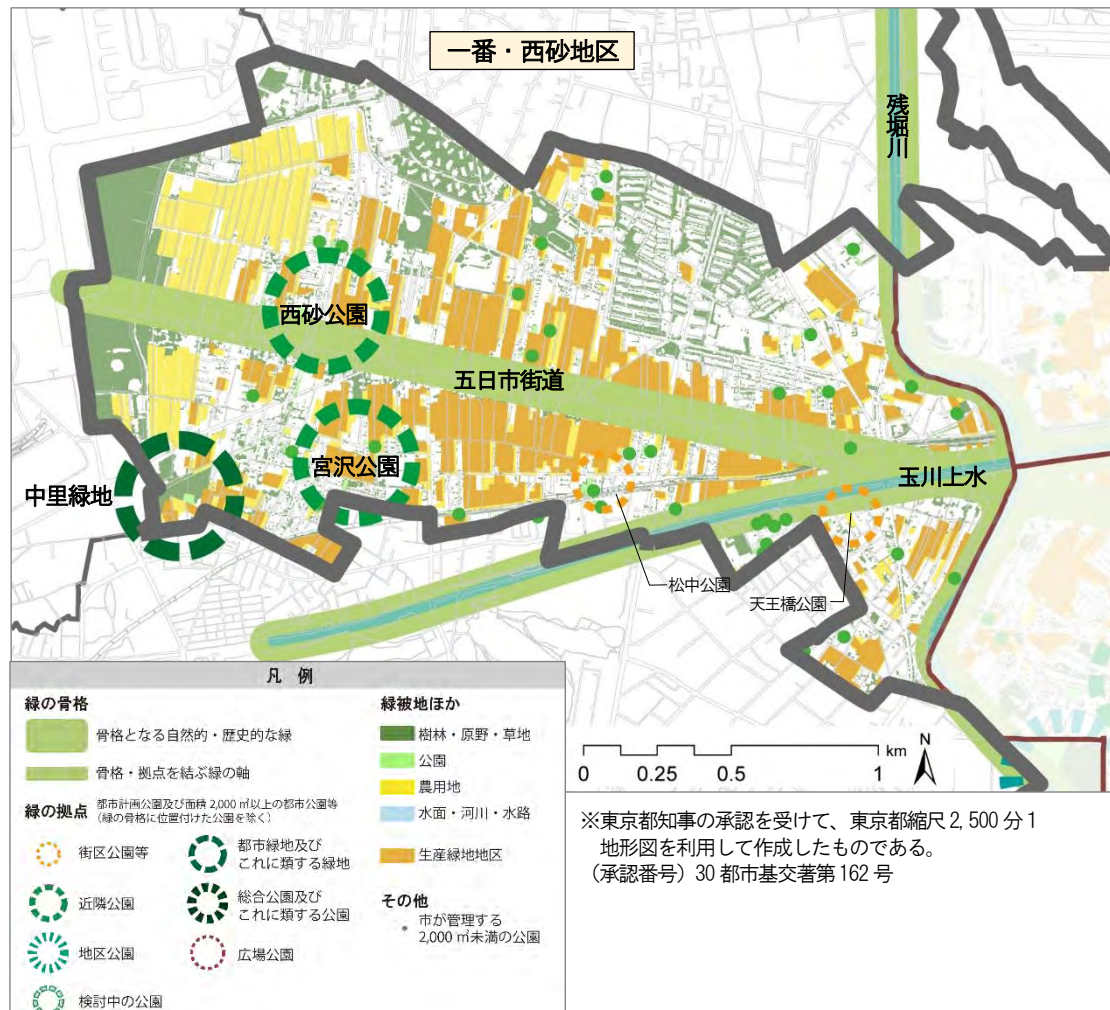
■取組の方向性

豊かな自然環境と農風景の継承

■取組例

- ・五日市道風致地区、玉川上水風致地区の保全
- ・五日市街道のケヤキ並木、屋敷林などの郷土の緑の保全
- ・生産緑地の保全
- ・住区基幹公園の適正規模での配置（身近な公園の確保）
- ・主要な幹線道路沿道における緑豊かな沿道型市街地の形成

【方針図】



第6章 緑化重点地区の計画

第1節 緑化重点地区の指定

地域別の方針を公園の整備やまちづくりに反映し、実現していくため、「緑化重点地区」を指定し、緑化の方針を定めます。

「緑化重点地区」は、次の視点を踏まえて、下図に示す5地区を設定しました。

- ・立川市の緑の拠点として都市計画公園・緑地の整備促進を図る必要がある。
- ・立川らしさのある貴重な自然環境があり保全措置を講じる必要がある。
- ・開発事業等のまちづくりや立川市景観計画に基づく景観形成の取組と連携して緑化を推進する必要がある。

- | | | |
|--------------|----------------|---------------|
| (1) 砂川公園周辺地区 | (2) 川越道緑地周辺地区 | (3) 富士見公園周辺地区 |
| (4) 立川公園周辺地区 | (5) J R立川駅周辺地区 | |

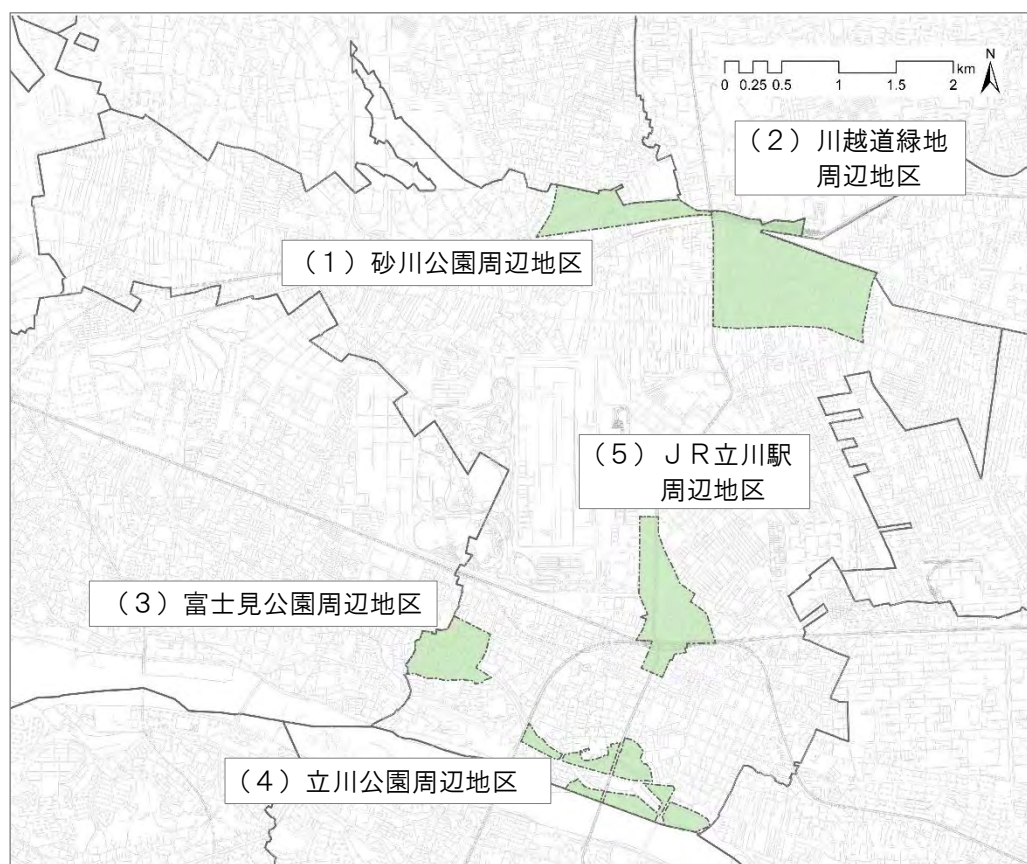


図 緑化重点地区位置図

第2節 各緑化重点地区の方針

(1) 砂川公園周辺地区

①位置

柏5丁目及び砂川町7丁目の西武拝島線北側の区域

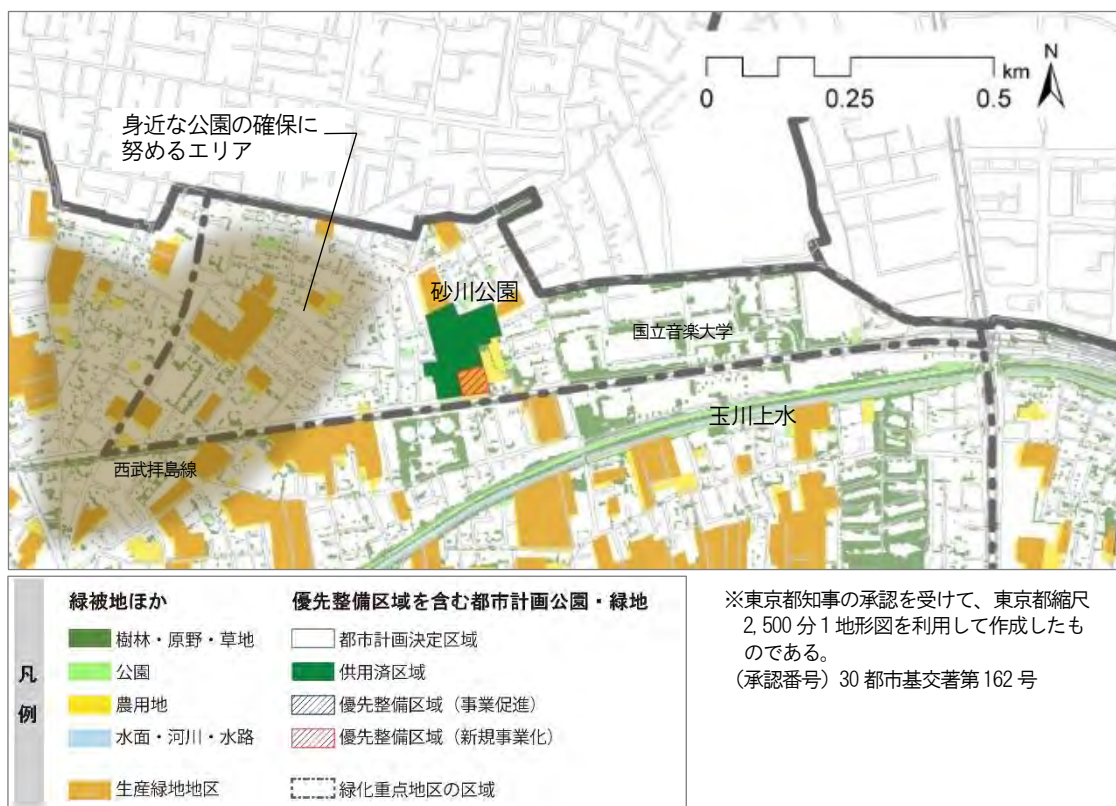
②現況

- ・砂川公園周辺地区は、比較的まとまった形で生産緑地が残っているものの、農地のスプロール的市街化の進行により、樹林地、生産緑地などの緑が徐々に減少しています。
- ・宅地開発に伴って設けられた狭小な公園が多く、砂川公園の西側について適正規模の公園が不足しています。

③緑化の方針

- ・砂川公園を地区の拠点として位置付け、「都市計画公園・緑地の整備方針（改定案）」（東京都・特別区・市町）に位置付けた優先整備区域（新規事業化）の事業化に向けた調査、検討を進めます。
- ・住区基幹公園の適正規模での配置（身近な公園の確保）に努めます。
- ・武蔵野の面影を残す郷土の緑である生産緑地等の都市農地の保全に努めます。

【方針図】



（２）川越道緑地周辺地区

①位置

幸町４・５・６丁目の区域

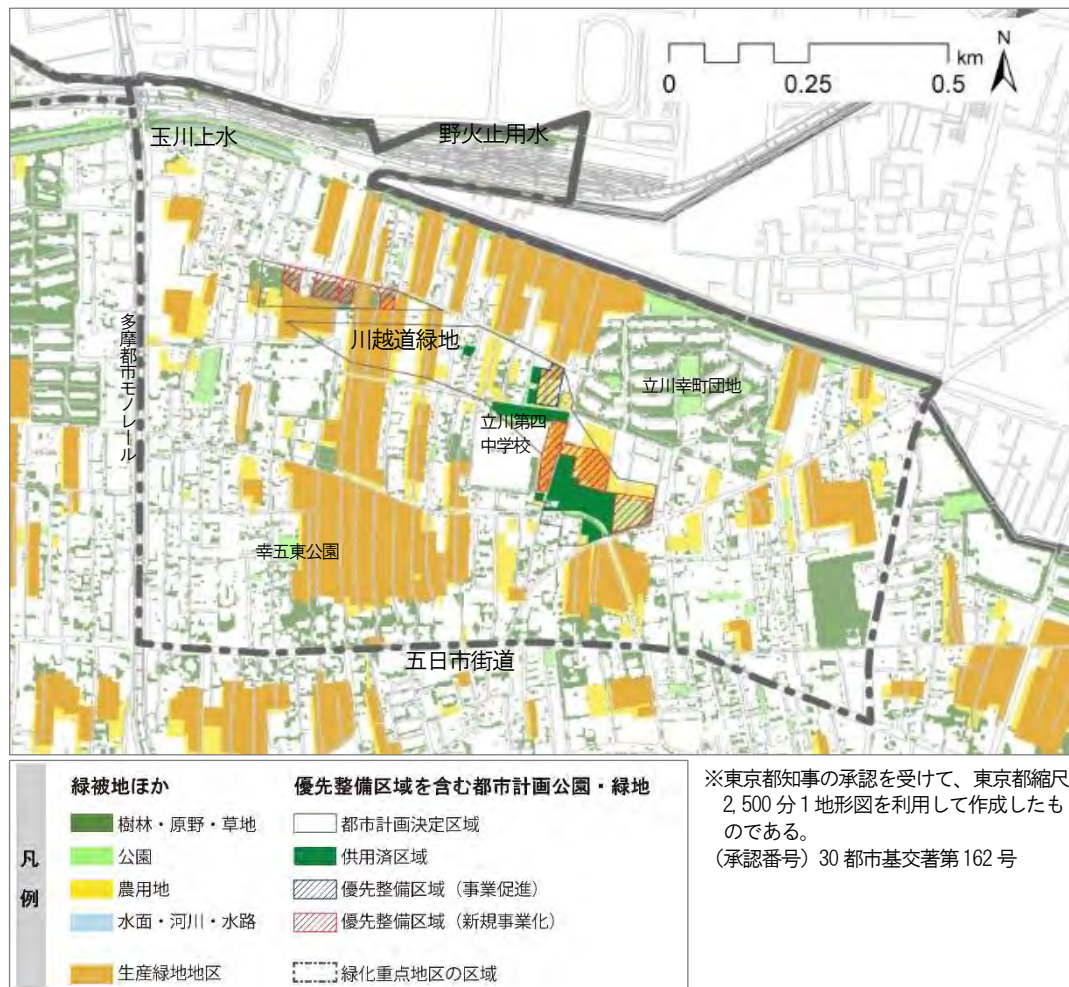
②現況

- ・ 玉川上水と五日市街道に挟まれたエリアに、かつての武蔵野の雑木林の名残であるまとまった樹林地、農地が残され、生産緑地地区に指定された農地も多い地区です。
- ・ 樹林地の一部は保護樹林地に指定しており、かつ多くが川越道緑地として都市計画決定されています。

③緑化の方針

- ・ 武蔵野の面影を残す樹林地と農地が織りなす風景を守り継いでいくため、川越道緑地の優先整備区域（事業促進区域）の整備推進と、優先整備区域（新規事業化区域）の事業化に向けた調査、検討を進めます。
- ・ 保護樹林地を含む屋敷林や生産緑地地区を保全するとともに、これらの緑を生かしながら主要な幹線道路沿道において緑豊かな道づくりを進めます。
- ・ 玉川上水風致地区・玉川上水歴史環境保全地域、野火止用水歴史環境保全地域の緑の保全に努めます。
- ・ 生産緑地等の都市農地の保全に努めます。

【方針図】



（３）富士見公園周辺地区

①位置

富士見町３丁目の区域

②現況

- ・立川崖線の斜面に連続した緑が多く残され、湧水もあるなど、崖線の自然環境が良好に残されています。
- ・崖線の緑の一部は、富士見緑地公園、東京都の立川崖線緑地保全地域により保全されています。また、東京都農林総合研究センターの敷地内にも崖線の緑が保全されています。

③緑化の方針

- ・立川崖線を骨格とする緑のネットワークを保全していくため、本市の緑の拠点の一つとなる富士見公園の優先整備区域（新規事業化区域）の事業化に向けた調査、検討を進めます。
- ・民有地を含め、崖線の連続した緑、湧水、これらの環境に生息・生育する生きものの保全に努めます。

【方針図】



※東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分1地形図を利用して作成したものである。
（承認番号）30 都市基交著第162号

（４）立川公園周辺地区

①位置

柴崎４・５・６丁目及び錦町５・６丁目にかけて都市計画決定されている立川公園の区域

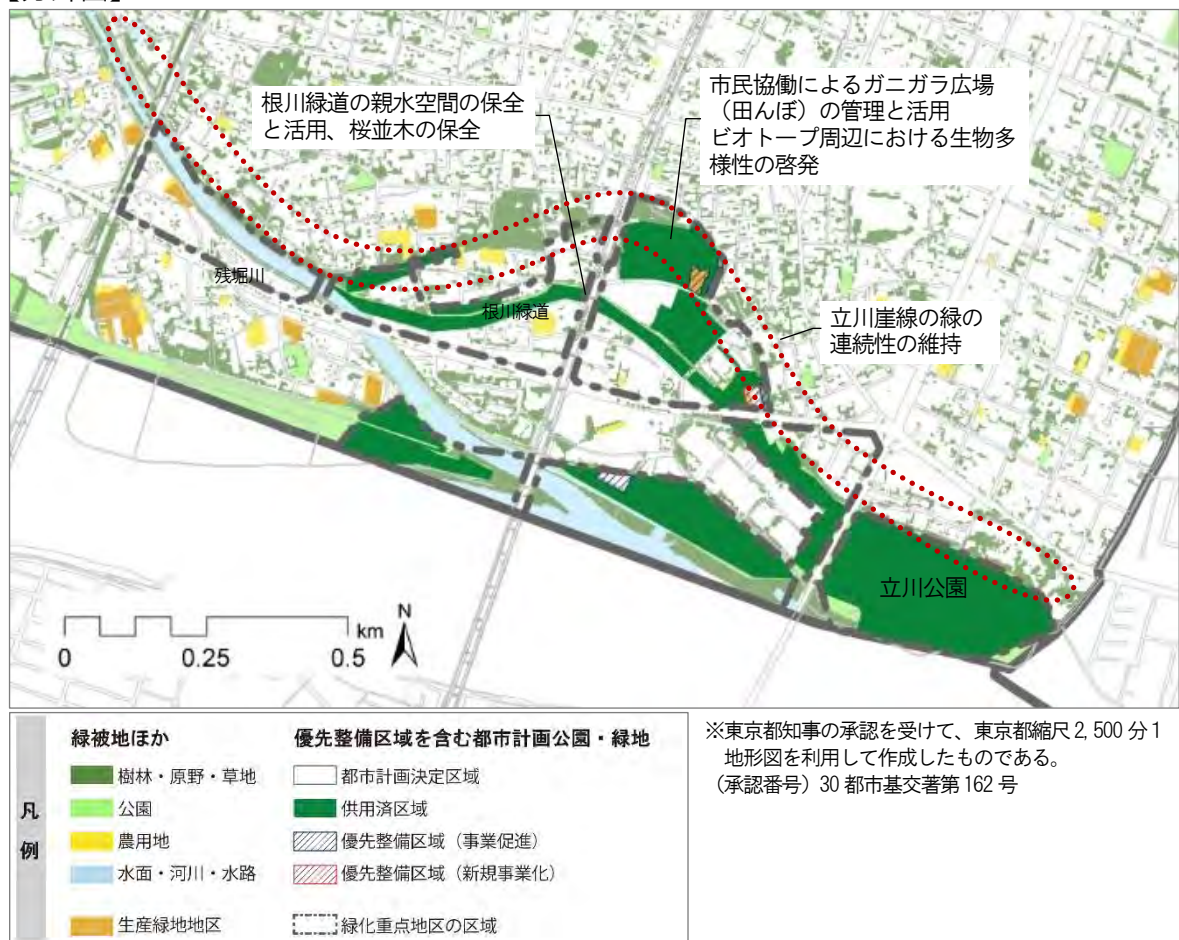
②現況

- ・延長約 1.3km の根川緑道を軸に、立川崖線の緑や多摩川、根川緑道などの豊かな自然、市民に親しまれている花の名所である根川緑道の桜並木、体育館や野球場、陸上競技場などのスポーツ施設を擁する、本市を代表する公園であり、本市の緑のネットワークを構成する骨格の一部を担っています。
- ・平成 29（2017）年には、立川崖線の緑や湧水と柴崎用水路を生かしたガニガラ広場が開園し、市内唯一の田んぼで市民参加の活動が行われています。

③緑化の方針

- ・骨格となる自然的・歴史的な緑である立川崖線の緑の保全を進め、緑の連続性を維持します。
- ・立川公園の優先整備区域（事業促進区域）の整備推進と、優先整備区域（新規事業化区域）の事業化に向けた調査、検討を進めます。
- ・根川緑道の親水空間の保全と活用、桜並木の保全を進めます。
- ・緑の普及・啓発拠点として、ガニガラ広場の田んぼの管理と活用を市民協働で進めます。また、ビオトープ周辺で自然体験などの市民講座により生物多様性の啓発を進めます。

【方針図】



(5) JR立川駅周辺地区

①位置

立川市景観計画に基づく都市軸沿道地区及び中心市街地地区に該当する区域

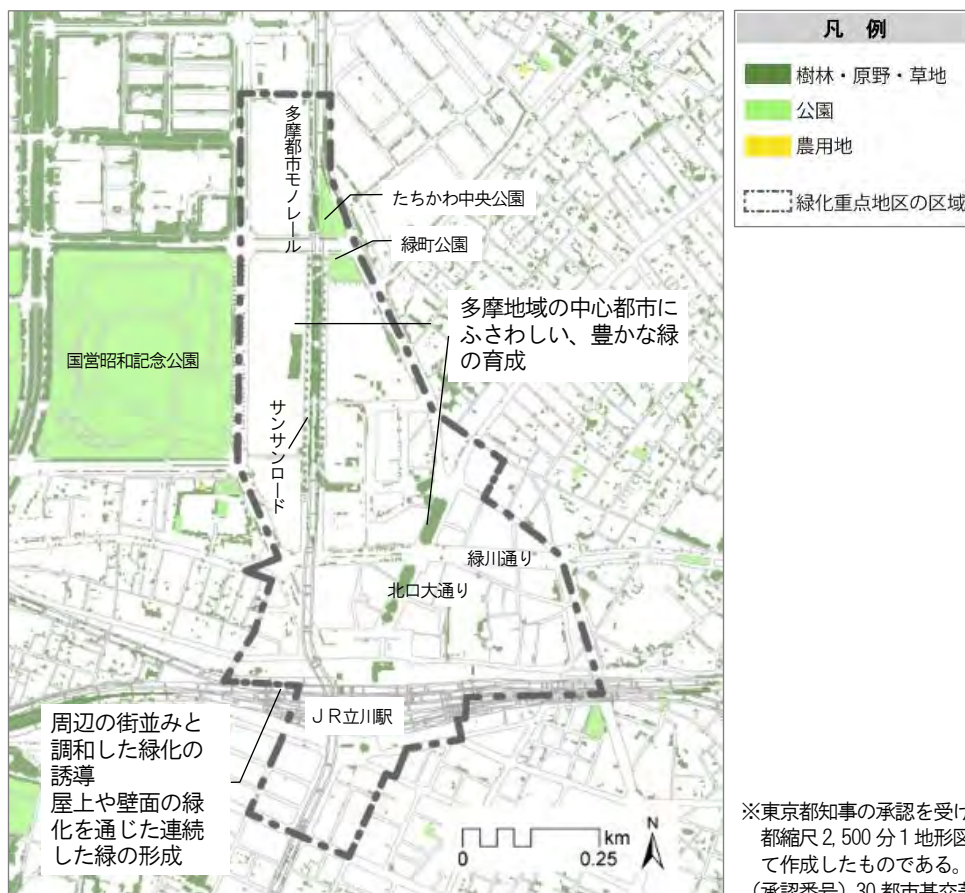
②現況

- ・多摩地域の広域的な拠点として、商業・業務機能等の集積が進み、大規模なビルを中心としながら、中小規模の店舗などもみられます。
- ・北口大通りには、街路中央に大きなケヤキ並木があり、象徴的な緑の景観をつくり出しています。
- ・サンサンロードのケヤキ並木をはじめとする様々な緑が、まちの活力向上につながるうおいある都市空間を創出しています。

③緑化の方針

- ・市街地開発事業により計画的に配置された緑や憩いの広場の大樹などの緑を適切に維持管理し、多摩地域の中心都市にふさわしい、豊かな緑を育成していきます。
- ・民間による新たな施設整備や開発事業に際しては、周辺の街並みと調和した緑化を誘導するとともに、屋上や壁面の緑化を通じて連続した緑の形成を促していきます。

【方針図】

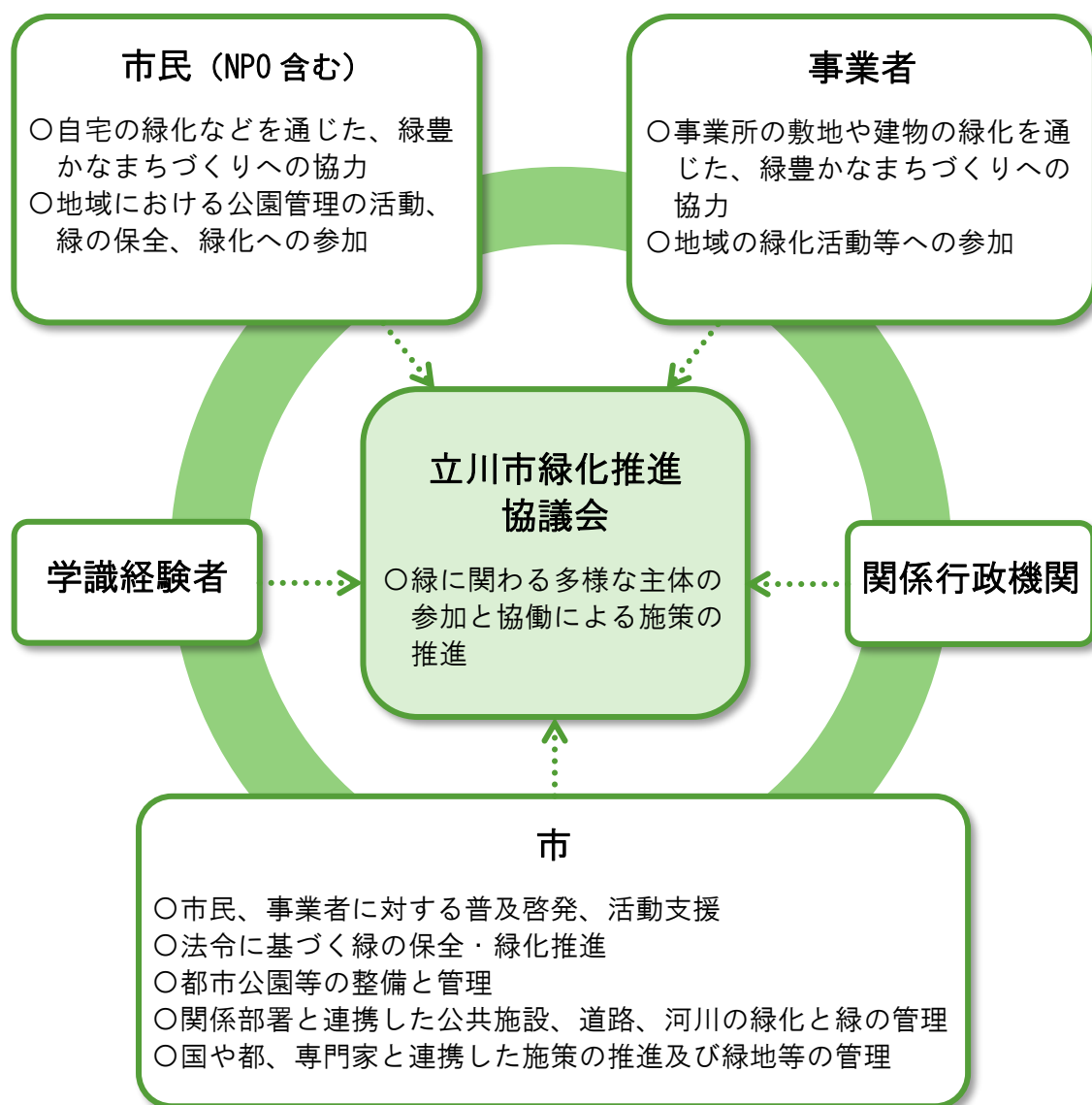


第7章 推進体制及び進行管理

第1節 推進体制

本市の緑を守り、豊かさを高め、生かしていくためには、市民、事業者、市がそれぞれの役割を理解し、協力して取組を進めていくことが必要です。

本計画の実現に向けて、市民、事業者が、それぞれ身近な緑を守り、育み、生かすとともに、市は、市民の活動支援、事業者による緑化の誘導、市民協働による都市公園等の整備と管理運営などに取り組み、多様な主体で構成する「立川市緑化推進協議会」を活用して施策を推進します。



注：立川市緑化推進条例により、市民・関係行政機関の職員・学識経験を有する者が協議会委員として調査又は審議を行います。

図 各主体の役割と推進体制

第2節 進行管理

本計画に基づく施策の実効性ある推進を図るため、PDCA サイクルに沿って目標の達成状況を定期的に点検・評価し、継続的に見直しを図ります。

具体的には、年度ごとに、各方針の目標に設定した指標の推移を点検・評価します。また、5つの重点的な取組について事業計画の実施状況を点検し、次年度以降の事業計画について必要に応じて見直します。

計画期間の最終年次（令和6（2024）年度）には、計画全体の目標及び方針ごとの目標の達成状況と全ての施策の進捗状況を検証し、立川市緑化推進協議会において点検・評価を行い、必要な見直しを図ります。

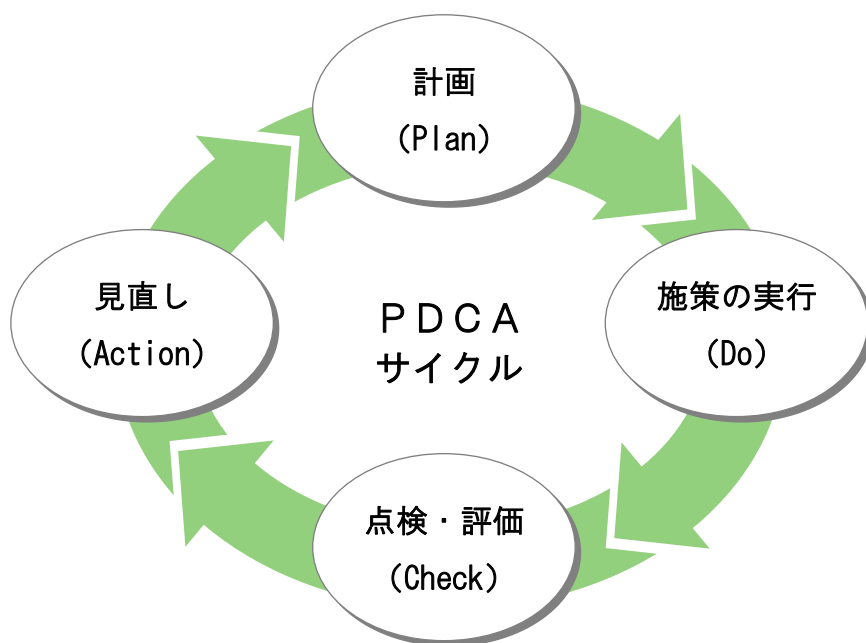


図 PDCAサイクル

資 料 編

1 立川市緑化推進条例

昭和49年4月1日条例第9号

改正

平成12年7月24日条例第46号

立川市緑化推進条例

(目的)

第1条 この条例は、緑の保護及び緑化の推進（以下「緑化の推進」という。）を図り、もって市民の健康な生活環境を確保することを目的とする。

(責務)

第2条 市長は、緑化の推進に関する施策（以下「緑化施策」という。）を定め、その実施に努めなければならない。

2 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、緑化の推進を図り、かつ、緑化施策に協力するとともに、市民の生活環境を妨げることのないよう必要な措置を講じなければならない。

3 市民及び市内に土地を有する者は、自ら緑化の推進をし、緑化施策に協力するとともに、健全な環境の形成に努めなければならない。

(保護区域等の指定)

第3条 市長は、市民の良好な生活環境を確保するため、良好な自然環境を有する樹林地として保護することが必要な土地（以下「保護樹林地」という。）又は樹木の集団（以下「保存樹林」という。）若しくは樹木（以下「保存樹木」という。）を指定するものとする。

2 市長は、保護樹林地又は保存樹林若しくは保存樹木（以下「保護区域等」という。）の指定をするときは、あらかじめ所有者及び占有者（以下「所有者等」という。）の同意を得なければならない。この場合において、保護樹林地の指定をするときは、所有者と当該保護樹林地について使用貸借、管理の委任その他の契約を締結するものとする。

(保存樹林等の指定の申請)

第4条 樹木の集団又は樹木の所有者等は、前条第1項の規定にかかわらず、保存樹林又は保存樹木（以下「保存樹林等」という。）の指定を市長に申請することができる。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、調査及び確認を行い、その適否を決定しなければならない。

(指定の解除)

第5条 市長は、保護区域等の指定の理由が消滅したときは、その指定を解除しなければならない。

2 市長は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、指定を解除することができる。

(標識の設置等)

第6条 市長は、保護区域等を指定したときは、これを表示する標識を設置しなければならない。

- 2 何人も、前項の規定により設けられた標識を損傷し、又は市長の承諾を得ないで移転し、若しくは除去してはならない。

（保護等の義務）

第7条 保存樹林等の所有者等は、その保存樹林等を善良な注意をもって管理し、及び保護し、その育成に努めなければならない。

- 2 市長は、保護樹林地については、第3条第2項後段に規定する管理の委任契約に基づき、当該保護樹林地を管理しなければならない。

（権利等の承継）

第8条 保護区域等の所有者等が変更したときは、新たに所有者等となったものは、その保護区域等に係る権利及び義務を承継するものとする。

（届出）

第9条 保護区域等の所有者等は、その保護区域等が滅失その他これに類する変更が生じたとき又は土地の造成その他これに類する変更をしようとするときは、市長に届け出なければならない。

- 2 市長は、前項に規定する届出があった場合において、必要があると認めたときは、適切な助言又は勧告をすることができる。

（助成の義務）

第10条 市長は、保存樹林等の管理及び緑化の推進に要する費用について、必要な助成措置を講ずるよう努めなければならない。

（公共施設の緑化）

第11条 市長は、その設置し、又は管理する道路、公園、学校その他公共施設について、緑化の推進を図らなければならない。

（緑化の啓発義務）

第12条 市長は、あらゆる機会を通じて、緑化の推進について意識の向上に努めなければならない。

（協議会）

第13条 市長の諮問に応じ、緑化の推進に関する重要事項について調査又は審議を行わせるため、立川市緑化推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

- 2 協議会は、委員20人以内をもって組織する。

- 3 委員は、次の各号に掲げる者につき、市長が任命する。

- (1) 市民 12人以内
- (2) 削除
- (3) 関係行政機関の職員 3人以内
- (4) 学識経験を有する者 5人以内

- 4 前項第1号及び第4号に掲げる委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任されることができる。

- 5 協議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によって定める。
- 6 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 7 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 8 協議会は、会長が招集する。
- 9 協議会は、委員の定数の過半数の者が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 10 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委任)

第14条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 4 年 3 月 31 日条例第 7 号）

この条例は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成12年 7 月 24 日条例第 46 号）

この条例は、公布の日から施行する。

2 立川市緑化推進協議会開催経緯

(1) 立川市緑化推進協議会名簿

(敬称略)

区分		所属・氏名
市民 (立川市緑化推進条例第13条第3項第1号)	市民公募	森田 寛臣
		福澤 マリ子
		宗像 ヨシ子
	立川市自治会連合会	須崎 幹夫
	障害者団体	立川市肢体不自由児・者 父母の会 たつのこ 三鴨 久恵
	緑地、樹林地等保全 ボランティア団体	立川自然観察友の会 鈴木 功
		NPO法人 グリーンサンクチュアリ悠 渡邊 貴美
		NPO法人 集住グリーンネットワーク 甲野 毅
関係行政機関の 職員 (立川市緑化推進条例第13条第3項第3号)	東京都 環境局 多摩環境事務所	自然環境課 平成30年度 松永 満香 平成31年度・令和2年度 幸山 春菜
	東京都 産業労働局 農業振興事務所	農務課 平成30年度・平成31年度 玉藤 さやか 令和2年度 中里 雅美
学識経験者 (立川市緑化推進条例第13条第3項第4号)	立川市農業委員会	馬場 宏
	樹木医	一般社団法人 日本樹木医会 東京都支部 椎名 豊勝
	大学教授 (准教授)	筑波大学 システム情報系 社会工学域 教授 ◎村上 暁信
		東京農業大学 地域環境科学部 造園科学科 准教授 ○阿部 伸太

◎ 会長 ○ 副会長

オブザーバー	国営昭和記念公園事務所 調査設計課 皆川 望夢
--------	----------------------------

(2) 開催日及び審議内容

開催日	会議等名称等	主な審議事項
平成 30（2018）年 9 月	市民アンケート実施	
平成 30（2018）年 11 月 13 日	第 1 回緑化推進協議会	・ 諮問 ・ 計画改定について
平成 31（2019）年 2 月 18 日	第 2 回緑化推進協議会	・ 市民アンケート結果報告 ・ 緑の現況と課題 ・ 計画改定の視点
令和元（2019）年 6 月 14 日	第 3 回緑化推進協議会	・ 改定計画の方向性 （目標等の考え方、市民が担う 緑の保全、緑化の取組等）
令和元（2019）年 9 月 10 日	第 4 回緑化推進協議会	・ 骨子（案）（たたき台） （基本方針、目標の考え方、主な 施策等）
令和元（2019）年 12 月 26 日	第 5 回緑化推進協議会	・ 骨子（案）
令和 2（2020）年 6 月 書面開催	第 6 回緑化推進協議会	・ 素案（案）
令和 2（2020）年 7 月 13 日	第 7 回緑化推進協議会	・ 素案（案） ・ 答申（案）

3 用語解説

	用語	説明
あ	雨水流出抑制対策	雨水を一時的に貯留したり、地下に浸透させたりすることで、河川の負担を軽くし、水害を防止・軽減する取組のこと。
	オープンスペース	公園・広場・河川・農地など、建物によって覆われていない土地、あるいは敷地内の空地の総称。
か	街区公園	誘致距離 250m の範囲内で 1 か所当たり面積 0.25ha を標準として配置する、主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園。
	開発提供公園	都市計画法による開発行為に伴い整備され、市に帰属された公園のこと。
	近隣公園	誘致距離 500m の範囲内で 1 か所当たり面積 2ha を標準として配置する、主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園。
	グリーンインフラ	社会資本整備や土地利用などのハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組のこと。 (43 ページにコラム掲載)
さ	市街化区域	都市計画法による都市計画区域のうちのひとつ。既に現在市街地を形成している、もしくは線引きをされてから 10 年の間に市街化を図るべきと判断されたかのいずれかの区域。市街化区域内では用途地域が定められ、土地利用について細かく規制が定められている。
	市街化調整区域	都市計画法による都市計画区域のひとつ。市街化を抑制すべき区域。
	持続可能な開発目標 (SDGs)	平成 27 (2015) 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された国際目標。持続可能な世界を実現するための 17 のゴール・169 のターゲットから構成される。
	市民緑地認定制度	民有地を、地域住民の利用に供する緑地として設置・管理する者が、設置管理計画を作成し、市区町村長の認定を受けて、一定期間当該緑地を設置・管理・活用する制度（都市緑地法第 60 条）。
	住区基幹公園	住民の日常の利用に供する比較的小規模な公園の分類のこと。規模の小さいものから街区公園、近隣公園及び地区公園がある。
	ストック効果の向上	整備された社会資本が機能することによって、整備直後から継続的に中長期にわたり得られる効果のこと。
	スプロール	市街地が無計画に拡大し、虫食い状の無秩序な市街地を形成すること。

	用語	説明
	生産緑地（地区）	市街化区域内の農地について、その緑地機能を評価し、将来にわたる計画的なまちづくりを推進する観点から都市計画に定める地域地区。
	生物多様性	地球上に多様な生きものが存在していること。生態系、種間（種）、種内（遺伝子）の3つのレベルで多様性があるといわれている。
た	東京都保全地域	東京都が「東京における自然の保護と回復に関する条例」に基づき、良好な自然地や歴史的遺産と一体になった樹林などを保全地域に指定する制度。本市には、矢川緑地保全地域、立川崖線緑地保全地域、野火止用水歴史環境保全地域及び玉川上水歴史環境保全地域の一部が含まれる。
	特定生産緑地	都市計画決定から30年が経過した生産緑地について、所有者等の意向を基に、買取りの申出が可能となる期日を10年延期する制度。
	都市計画公園・緑地の整備方針	都市計画公園・緑地の計画的・効率的な整備を進めることを目的として、東京都と区市町で令和2（2020）年7月に改定した方針。
	都市農地貸借法	「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」の略称で、都市農地（市街化区域内の農地のうち生産緑地）の貸し借りをスムーズに行うために制定された法律のこと。
は	風致地区	都市計画法に基づく地域地区の一つ。都市における風致を維持するために定められる。「都市の風致」とは、都市において水や緑などの自然的な要素に富んだ土地における良好な自然的景観のこと。
	保存樹木・保護樹林地	市内に残された貴重な緑を次代へ引き継ぐために、「立川市緑化推進条例」に基づき、指定した樹木、樹林地のこと。
ま	緑のネットワーク	都市公園や緑地を、緑道や街路樹、河川などの水辺によって結び、人々や生きものが相互に行き来できるような緑の連続性をつくっていくこと。
	緑確保の総合的な方針	特に減少傾向にある民有地の既存の緑を計画的に確保することを目的として、東京都と区市町村で令和2（2020）年7月に改定した方針。
	みどり率	緑が地表を覆う部分（緑被地）に公園区域・水面を加えた面積が、地域全体に占める割合のこと。
や	屋敷林	家の建っている敷地内の林。防風や防雪の目的で設置。
ら	緑被率	一定区域の中で、上空から見て芝や高木の樹冠など緑が地表を覆う部分の面積が占める割合のこと。

立川市緑の基本計画

令和 2（2020）年 12 月 発行

発行 立川市
〒190-8666
東京都立川市泉町 1156 番地の 9
電話 042-523-2111（代表）
FAX 042-521-3020
ホームページ <http://www.city.tachikawa.lg.jp/>
編集 まちづくり部公園緑地課